福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第１編	**共通編**	第１編	**共通編**	
第１章	**総則**	第１章	**総則**	
１－１－１	**適用**	１－１－１	**適用**	
５．	請負者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の**指示**がない限り工事を継続しなければならない。ただし、約款第 26 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。			削除
６．	**設計図書**は、ＳＩ単位を使用するものとする。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位が併記されている場合は（　）内を非ＳＩ単位とする。	５．	**設計図書**は、ＳＩ単位を使用するものとする。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位が併記されている場合は（　）内を非ＳＩ単位とする。	項番変更
１－１－２	**用語の定義**	１－１－２	**用語の定義**	
１．	監督職員とは、財務会計規則第 119 条に規定する職員をいい、主に請負者に対する**指示・承諾・協議**及び関連工事の調整の処理、工事実施のための詳細図の作成及び交付、請負者が作成した図面の**承諾**、**設計図書**に基づく工程の管理、**立会**、段階確認、工事材料の試験又は、検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を**確認**することを含む。）、工事内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合等における契約権者への**報告**及び監督業務の掌握を行う。	１．	監督職員とは、財務会計規則第 119 条に規定する職員をいい、主に請負者に対する**指示・承諾・協議**及び関連工事の調整の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付、請負者が作成した図面の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験又は、検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を**確認**することを含む。）、**設計図書**の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合等における契約担当者への**報告**を行うとともに及び監督業務の掌握を行う者をいう。	内容変更
		２．	監督職員を複数設置する場合、監督職員とは主任監督員、監督員を総称していう。請負者には主として監督員が対応する。	追加
２．	契約権者とは､財務会計規則第２条第10号で規定された者をいう。	３．	契約権者とは、財務会計規則第２条第 10 号で規定された者をいう。	項番変更
３．	**契約図書**とは、契約書、約款及び**設計図書**をいう。	４．	**契約図書**とは、契約書、約款及び**設計図書**をいう。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4．	**設計図書**とは、**特記仕様書**、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	5．	**設計図書**とは、**特記仕様書**、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	項番変更 内容変更
5．	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。	6．	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。	項番変更
6．	共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	7．	共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	項番変更
7．	**特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。	8．	**特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。	項番変更
8．	現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	9．	現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	項番変更
9．	質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。	10.	質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。	項番変更
10.	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を**契約図書**及び監督職員に**指示**に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。	11.	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあたっては**契約図書**及び監督職員に**指示**に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。	項番変更
		12.	工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。	追加
11.	**指示**とは、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	13.	**指示**とは、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	項番変更
12.	**承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。	14.	**承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。	項番変更
13.	**協議**とは、書面により**契約図書**の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	15.	**協議**とは、書面により**契約図書**の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	項番変更
14.	**提出**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	16.	**提出**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	項番変更
15.	**提示**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	17.	**提示**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	項番変更
16.	**報告**とは、請負者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。	18.	**報告**とは、請負者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
17.	**通知**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	19.	**通知**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	項番変更
18.	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信、ファクシミリ及び電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。	20.	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 （１）緊急を要する場合は、ファクシミリまたはＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 （２）電子納品および情報共有を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。	項番変更 内容変更
19.	**確認**とは、**契約図書**に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。	21.	**確認**とは、**契約図書**に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。	項番変更
20.	**立会**とは、**契約図書**に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。	22.	**立会**とは、**契約図書**に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。	項番変更
21.	段階確認とは、**設計図書**に示された施工段階及び、監督職員の**指示**した施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。	23.	**段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階及び、監督職員の**指示**した施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。	項番変更
22.	工事検査とは、検査職員が約款第 31 条、第 37 条、第 38 条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。			削除
23.	検査職員とは、財務会計規則第 121 条第１項に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者(委託検査職員を含む。以下「検査職員」という。)をいう。	24.	検査職員とは、財務会計規則第 121 条第１項に基づき、工事検査を行うために契約権者が定めた者、及び工事担当課等の主幹以上の職にある技術吏員に命じた者をいう。	内容変更
24.	委託検査職員とは、検査規程第３条第２項の工事検査職員(工事担当課の主幹以上の職にある技術吏員の中から契約権者が命じた工事検査職員)をいう。			削除
１－１－５	**施工計画書**	１－１－５	**施工計画書**	
１.		１.		
(11)	仮設備計画			削除
(12)	環境対策	(11)	環境対策	項番変更
(13)	現場作業環境の整備	(12)	現場作業環境の整備	項番変更
(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	(13)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	項番変更
(15)	その他	(14)	その他	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－１－６	**工事カルテ作成、登録**	１－１－６	**工事カルテ作成、登録**	
	請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更・完成時（工事請負代金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事は受注時のみ）に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、(財) 日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。		請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。） また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。	内容変更
１－１－９	**工事用地等の使用**	１－１－９	**工事用地等の使用**	
２．	**設計図書**において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舎）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	２．	**設計図書**において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	内容変更
１－１－12	**施工体制台帳**	１－１－12	**施工体制台帳**	
１．	請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円以上になるときは、別に定める建設省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。	１．	請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円以上になるときは、国土交通省令及び「**施工体制台帳に係る書類の提出について**」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 70 号、国営技第 30 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、第１項に示す公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は、施工体系図を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。	２．	第１項の請負者は、国土交通省令及び「**施工体制台帳に係る書類の提出について**」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 70 号、国営技第 30 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
		３．	第１項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	追加

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>４．</td><td>第１項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出しなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td>１－１－14</td><td>調査・試験に対する協力</td><td>１－１－14</td><td>調査・試験に対する協力</td><td></td></tr>
<tr><td>３．</td><td>請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。</td><td>３．</td><td>請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査、モニタリング調査、施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>１－１－15</td><td>工事の一時中止</td><td>１－１－15</td><td>工事の一時中止</td><td></td></tr>
<tr><td>１．</td><td>発注者は、約款第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。</td><td>１．</td><td>発注者は、約款第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については１－１－４８臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>（４）</td><td>第三者、請負者、使用人等及び監督職員の安全のため必要があると認める場合</td><td></td><td></td><td>削除</td></tr>
<tr><td>１－１－21</td><td>監督職員による検査（確認を含む）及び立会等</td><td>１－１－21</td><td>監督職員による検査（確認を含む）及び立会等</td><td></td></tr>
<tr><td>６．</td><td>段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</td><td>６．</td><td>段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（１）</td><td>請負者は、表１－１段階確認一覧に示す段階確認を受けなければならない。また、監督職員が指示した種別についても段階確認を受けなければならない。</td><td>（１）</td><td>請負者は、表１－１段階確認一覧に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。また、監督職員が指示した種別についても段階確認を受けなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>表１－１　段階確認一覧
２<table><tr><th>種　　別</th><th>細　　別</th><th>確認時期</th></tr><tr><td rowspan="4">鋼板巻立て工</td><td>フーチング定着アンカー穿孔工</td><td>フーチング定着アンカー穿孔完了時</td></tr><tr><td>鋼板取付け工、固定アンカー工</td><td>鋼板建込み固定アンカー完了時</td></tr><tr><td>現場溶接工</td><td>溶接前・溶接完了時</td></tr><tr><td>現場塗装工</td><td>塗装前・塗装完了時</td></tr></table></td><td>追加</td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－１－22	**数量の算出及び完成図**	１－１－22	**数量の算出及び完成図**	
２	請負者は、出来形測量の結果を基に、設計数値基準の改正について（福井県土木部監理課長通知、平成 13 年５月１日付け監第 603 号）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 　なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。	２	請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、１－１－２８福井市工事施工管理基準を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 　なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。	内容変更
１－１－25	**既済部分検査及び一部完成検査**	１－１－25	**部分払検査及び部分引渡検査**	
		７．	請負者は、約款第 37 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。	新規
１－１－30	**使用人等の管理**	１－１－30	**工事関係者に対する措置請求**	内容変更
１．	請負者は、使用人等（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。	１．	発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	内容変更
２．	請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。	２．	発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することが出来る。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－１－31	**工事中の安全確保**	１－１－31	**工事中の安全確保**	
１．	請負者は、土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、平成 10 年３月 19 日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成６年 11 月１日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	１．	請負者は、**土木工事安全施工技術指針**（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 13 年３月 29 日）及び**建設機械施工安全技術指針**（建設省建設経済局建設機械課長 平成６年 11 月１日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。	内容変更
８．	請負者は、工事期間中、安全巡視員を配置し、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	８．	請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	内容変更
10.		10.		
（３）	土木工事安全施工技術指針等の周知徹底			削除
（４）	当該工事における災害対策訓練	（３）	当該工事における災害対策訓練	項番変更
（５）	当該工事現場で予想される事故対策	（４）	当該工事現場で予想される事故対策	項番変更
（６）	その他、安全・訓練等として必要な事項	（５）	その他、安全・訓練等として必要な事項	項番変更
１－１－32	**爆発及び火災の防止**	１－１－32	**爆発及び火災の防止**	
４．	請負者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	４．	請負者は、喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	内容変更
１－１－35	**環境対策**	１－１－35	**環境対策**	
１．	請負者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 51 年３月２日）、関連法令ならびに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	１．	請負者は建設工事に伴う**騒音振動対策技術指針**（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年４月 16 日）、関連法令ならびに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	内容変更
２．	請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に**報告**し、監督職員の**指示**があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は 1-1-39 第５項及び第７項の規定に従い対応しなければならない。	２．	請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に**報告**し、監督職員の**指示**があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は 1-1-40 第５項及び第７項の規定に従い対応しなければならない。	内容変更
１－１－37	**交通安全管理**	１－１－37	**交通安全管理**	
１．	請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、約款第 28 条によって処置するもものとする。	１．	請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第 28 条によって処置するもものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		１－１－38	**施設管理**	新規
			請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（約款第 33 条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規程の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処理について監督職員と**協議**できるものとする。なお、当該協議事項は、約款第９条の規程に基づき処理されるものとする。	新規
１－１－38	**諸法令の遵守**	１－１－39	**諸法令の遵守**	項番変更
１．		１．		
(39)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(39)	文化財保護法	項番変更
(40)	文化財保護法	(40)	砂利採取法	項番変更
(41)	砂利採取法	(41)	電気事業法	項番変更
(42)	電気事業法	(42)	消防法	項番変更
(43)	消防法	(43)	測量法	項番変更
(44)	測量法	(44)	建築基準法	項番変更
(45)	建築基準法	(45)	都市公園法	項番変更
(46)	都市公園法	(46)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	項番変更
		(47)	土壌汚染対策法（平成 14 年　法律第 53 号）	新規
		(48)	駐車場法（昭和 32 年　法律第 106 号）	新規
１－１－39	**官公庁等への手続等**	１－１－40	**官公庁等への手続等**	項番変更
１－１－40	**施工時期及び施工時間の変更**	１－１－41	**施工時期及び施工時間の変更**	項番変更
１．	請負者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の**承諾**を得なければならない。	１．	請負者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と**協議**するものとする。	内容変更
１－１－41	**工事測量**	１－１－42	**工事測量**	項番変更
１－１－42	**提出書類**	１－１－43	**提出書類**	項番変更
１－１－43	**不可抗力による損害**	１－１－44	**不可抗力による損害**	項番変更
２．		２．		
（１）	降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。	（１）	降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。	
		③	その他**設計図書**で定めた基準	新規
１－１－44	**特許権等**	１－１－45	**特許権等**	項番変更
１－１－45	**保険の付保及び事故の補償**	１－１－46	**保険の付保及び事故の補償**	項番変更
１－１－46	**工事の表示板**	１－１－47	**工事の表示板**	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		１－１－48	**臨機の措置**	新規
			請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	新規
			監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	新規
		１－１－49	**グリーン購入**	新規
			請負者は、工事の実施において資材等を調達する場合、「福井市グリーン購入ガイドライン」に基づき、環境資材等の調達に努めるものとする。	新規
第２章	**材料**	第２章	**材料**	
第１節	**適用**	第１節	**適用**	
	工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料及び少量の材料については除くものとする。 　また、ＪＩＳ規格が定まっている建設資材のうち、海外のＪＩＳ認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を**提出**するものとする。ただし、ＪＩＳ認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を**提出**するものとする。		工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が**設計図書**に関して**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料及び少量の材料については除くものとする。 　また、ＪＩＳ規格が定まっている建設資材のうち、海外のＪＩＳ認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を**提出**するものとする。ただし、ＪＩＳ認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を**提出**するものとする。	内容変更
第３節	**土**	第３節	**土**	
２－３－１	**一般事項**	２－３－１	**一般事項**	
２．	請負者は、土取場の指定のない場合は、あらかじめ使用する土の材料を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。	２．	請負者は、土取場の指定のない場合は、あらかじめ使用する土の材料を**提出**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第５節	**骨材**	第５節	**骨材**	
２－５－１	**一般事項**	２－５－１	**一般事項**	
５．	請負者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、雨水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。	５．	請負者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
２－５－２	**セメントコンクリート用骨材**	２－５－２	**セメントコンクリート用骨材**	
２．	硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合は、監督職員の**承諾**を得て、これを用いてよいものとする。 また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。	２．	硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て、これを用いてよいものとする。 また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。	内容変更
２－５－３	**アスファルト舗装用骨材**	２－５－３	**アスファルト舗装用骨材**	
８．	スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表２－14 の規格に適合するものとする。	８．	スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表２－14 の規格に適合するものとする。	
	表２－14 スクリーニングスの粒度範囲 （JIS A 5001(道路用砕石)）		表２－14 スクリーニングスの粒度範囲 （JIS A 5001　1995(道路用砕石)）	内容変更
２－５－６	**安定材**	２－５－６	**安定材**	
１．	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表２－19 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表２－20 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	１．	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表２－19 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表２－20 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	
	表２－19 舗装用石油アスファルトの規格 ［注］各種類とも 120℃、 150℃、 180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。		表２－19 舗装用石油アスファルトの規格	注意事項の削除
第７節	**鋼材**	第７節	**鋼材**	
２－７－４	**鋼管**	２－７－４	**鋼管**	
			JIS G 5526　(ダクタイル鋳鉄管) JIS G 3466　(ダクタイル鋳鉄異形管)	追加
２－７－12	**鋼製ぐい及び鋼矢板**	２－７－12	**鋼製ぐい及び鋼矢板**	
			JIS A 5523　(溶接用熱間圧延鋼矢板)	追加
２－８－２	**セメント**	２－８－２	**セメント**	
３．	普通ポルトランドセメントの品質は、表２－22 の規格に適合するものとする。	３．	普通ポルトランドセメントの品質は、表２－22 の規格に適合するものとする。	

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>表２－22 普通ポルトランドセメントの品質
<table><tr><th colspan="2">品　　質</th><th>規　　格</th></tr><tr><td colspan="2">比表面積　　cm²／g</td><td>2,500　以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝結
h</td><td>始発</td><td>1　以上</td></tr><tr><td>終結</td><td>10　以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧縮強さ
N／mm²</td><td>3d</td><td>7.0　以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>15.0　以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>30.0　以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水和熱
J／g</td><td>7d</td><td>—</td></tr><tr><td>28d</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム　%</td><td>5.0　以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄　%</td><td>3.0　以下</td></tr><tr><td colspan="2">強熱減量　%</td><td>3.0　以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ(Na ｏ eq)　%</td><td>0.75以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン　%</td><td>0.02以下</td></tr></table></td><td></td><td>表２－22 普通ポルトランドセメントの品質
<table><tr><th colspan="2">品　　質</th><th>規　　格</th></tr><tr><td colspan="2">比表面積　　cm²／g</td><td>2,500　以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝結
h</td><td>始発</td><td>1　以上</td></tr><tr><td>終結</td><td>10　以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧縮強さ
N／mm²</td><td>3d</td><td>12.5　以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5　以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5　以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水和熱
J／g</td><td>7d</td><td>350　以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>400　以上</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム　%</td><td>5.0　以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄　%</td><td>3.0　以下</td></tr><tr><td colspan="2">強熱減量　%</td><td>3.0　以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ(Na ｏ eq)　%</td><td>0.75以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン　%</td><td>0.035以下</td></tr></table></td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>２－８－４</td><td>コンクリート用水</td><td>２－８－４</td><td>コンクリート用水</td><td></td></tr>
<tr><td>１．</td><td>コンクリートに使用する水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含まないものとする。</td><td>１．</td><td>コンクリートに使用する練りまぜ水は、上水道又は JSCE-B 101 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>２．</td><td>請負者は、鉄筋コンクリートには、海水を練りまぜ水として使用してはならない。</td><td>２．</td><td>請負者は、鉄筋コンクリートには、海水を練りまぜ水として使用してはならない。しかし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いてもよい。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>第９節</td><td>セメントコンクリート製品</td><td>第９節</td><td>セメントコンクリート製品</td><td></td></tr>
<tr><td>２－９－１</td><td>一般事項</td><td>２－９－１</td><td>一般事項</td><td></td></tr>
<tr><td>２．</td><td>セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl⁻）の総量で表すものとし、練りまぜ時の全塩化物イオンは 0.30 kg／m³以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</td><td>２．</td><td>セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl⁻）の総量で表すものとし、練りまぜ時の全塩化物イオンは 0.30 kg／m³以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
　請負者は、セメントコンクリート製品の使用に当たって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 14 年７月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年７月 31 日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td>第１０節</td><td>瀝青材料</td><td>第１０節</td><td>瀝青材料</td><td></td></tr>
<tr><td>２－10－１</td><td>一般瀝青材料</td><td>２－10－１</td><td>一般瀝青材料</td><td></td></tr>
<tr><td>３．</td><td>セミブローンアスファルトは、表２－25 の規格に適合するものとする。</td><td>３．</td><td>セミブローンアスファルトは、表２－25 の規格に適合するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>表２－25 セミブローンアスファルト（ＡＣ-100）の規格
<table><tr><th>項　　目</th><th>規　格　値</th></tr><tr><td>粘度　(60℃)Pa・S
(poise)</td><td>1,000±200
(10,000±2,000)</td></tr><tr><td>粘度　(180℃)cSt
(mm^2／S)</td><td>200以下
(200以下)</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率　％</td><td>0.6以下</td></tr><tr><td>針入度　(25℃)1／10㎜</td><td>40以上</td></tr><tr><td>トルエン可溶分　％</td><td>99.o以上</td></tr><tr><td>引火点　℃</td><td>260以上</td></tr><tr><td>密度　(15℃)g／cm^3</td><td>1.0以上</td></tr><tr><td>粘度比(60℃、
薄膜加熱後／加熱前)</td><td>5以下</td></tr></table></td><td></td><td>表２－25 セミブローンアスファルト（ＡＣ-100）の規格
<table><tr><th>項　　目</th><th>規　格　値</th></tr><tr><td>粘度　(60℃)Pa・S</td><td>1,000±200</td></tr><tr><td>粘度　(180℃)cSt</td><td>200以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率　％</td><td>0.6以下</td></tr><tr><td>針入度　(25℃)1／10㎜</td><td>40以上</td></tr><tr><td>トルエン可溶分　％</td><td>99.o以上</td></tr><tr><td>引火点　℃</td><td>260以上</td></tr><tr><td>密度　(15℃)g／cm^3</td><td>1.0以上</td></tr><tr><td>粘度比(60℃、
薄膜加熱後／加熱前)</td><td>5以下</td></tr></table></td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>第１１節</td><td>芝及びそだ</td><td>第１１節</td><td>芝及びそだ</td><td></td></tr>
<tr><td>２－11－８</td><td>苗木</td><td>２－11－８</td><td>苗木</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>苗木は、所定の規格をもち、色つやがよく、細長く、根毛が多く、松類及び広葉樹は、頂芽が発達し、材齢相応によく発達したもので監督職員の承諾を受けたものでなければならない。</td><td></td><td>苗木は、所定の規格をもち、色つやがよく、細長く、根毛が多く、松類及び広葉樹は、頂芽が発達し、材齢相応によく発達したもので設計図書に関して監督職員の承諾を受けたものでなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>第１３節</td><td>塗料</td><td>第１３節</td><td>塗料</td><td></td></tr>
<tr><td>２－13－１</td><td>一般事項</td><td>２－13－１</td><td>一般事項</td><td></td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
5．	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後に、請負者は、十分に攪拌したうえ、速やかに使用しなければならない。	5．	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	内容変更
7．	請負者は、各塗装が相互に判別できる程度に色分けし、工事着手前に塗り見本を監督職員に**提出**し、その**承諾**を得なければならない。	7．	請負者は、各塗装が相互に判別できる程度に色分けし、工事着手前に塗り見本を監督職員に**提出**し、**設計図書**に関して**承諾**を得なければならない。	内容変更
第３章	**一般施工**	第３章	**一般施工**	
第２節	**適用すべき諸基準**	第２節	**適用すべき諸基準**	
	請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。		請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。	
			日本道路協会　　道路橋示方書・同解説（Ⅰ　共通編・Ⅲ コンクリート橋編）（平成 14 年３月）	追加
			日本道路協会　　道路橋示方書・同解説（Ⅰ　共通編・Ⅴ 耐震設計編）（平成 14 年３月）	追加
	土質工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準（平成２年 10 月）		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成 12 年３月）	内容変更
			日本道路協会　舗装施工便覧　（平成 13 年 12 月）	追加
			日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧　（平成９年 12 月）	追加
			建設省　土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕（平成 11 年 11 月）	追加
			建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕（平成 11 年 11 月）	追加
			国土交通省　　土木構造物設計マニュアル（案）　〔樋門編〕（平成 13 年 12 月）	追加
			国土交通省　　土木構造物設計マニュアル（案）　に係わる設計・施工の手引き　（平成 13 年 12 月）	追加
			労働省　騒音障害防止のためのガイドライン　（平成４年 10 月）	追加
			厚生労働省　　手すり先行工法に関するガイドライン（平成 15 年４月）	追加
			厚生労働省　　土止め先行工法に関するガイドライン（平成 16 年２月）	追加

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第３節	**共通的工種**	第３節	**共通的工種**	
３－３－３	**作業土工（床掘り・埋戻し）**	３－３－３	**作業土工（床掘り・埋戻し）**	
１．	請負者は、床掘りの施工にあたり、床掘り中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、埋設物を発見した場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、特に指定のない限り、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって**設計図書**に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。	２．	請負者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、特に指定のない限り、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して**設計図書**に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。	内容変更
３．	請負者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちにその対応等について監督職員と**協議**しなければならない。また、掘り過ぎとなった場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、床掘りの仕上り面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。また、過掘りとなった場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	４．	請負者は、床掘りの仕上り面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。	内容変更
５．	請負者は岩盤床掘りを発破によって行う場合には**設計図書**に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、請負者の責任と費用負担により、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。	５．	請負者は岩盤床掘りを発破によって行う場合には**設計図書**に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。	内容変更
７．	請負者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を**設計図書**に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に監督職員と**協議**しなければならない。	７．	請負者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を**設計図書**に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
11.	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**するものとする。	11.	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更
３－３－４	**矢板工**	３－３－４	**矢板工**	
２．	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は監督職員と**協議**するものとする。	２．	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする	内容変更
３．	請負者は、打込み方法、使用機械等については、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。なお、これによりがたい場合には監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、打込み方法、使用機械等については、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。	内容変更
５．	請負者は、**設計図書**に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともにその処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	５．	請負者は、**設計図書**に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
6．	請負者は、タイロッドの取付けにあたり、各タイロッドが一様に働くように締付けを行わなければならない。	6．	請負者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	内容変更
8．	請負者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	8．	請負者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
11.	請負者は、異形矢板を使用する場合は監督職員の**承諾**を受けなければならない。また、異形矢板の製作は、工場で溶接加工製作するものとするが、やむを得ず工場現場で溶接加工製作又は、リベット加工製作する場合は監督職員の**承諾**を受けなければならない。	11.	請負者は、異形矢板を使用する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を受けなければならない。また、異形矢板の製作は、工場で溶接加工製作するものとするが、やむを得ず工場現場で溶接加工製作又は、リベット加工製作する場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を受けなければならない。	内容変更
23.	請負者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によってタイロッドに曲げが生じぬように施工しなければならない。	23.	請負者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。	内容変更
24.	請負者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側のタイロッド取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。	24.	請負者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。	内容変更
３－３－５	**法枠工**	３－３－５	**法枠工**	
４．	請負者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険のないように除去しなければならない。	４．	請負者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
14.	請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれのある場合には、施工方法について直ちに監督職員と**協議**しなければならない。	14.	請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれがあると予想された場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３－３－６	**吹付工**	３－３－６	**吹付工**	
３．	請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのある場合には、施工方法について直ちに監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのあると予想された場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３－３－７	**植生工**	３－３－７	**植生工**	
２．	請負者は、使用する材料の種類、品質、配合については、**設計図書**によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、監督職員の**承諾**を得なければならない。	２．	請負者は、使用する材料の種類、品質、配合については、**設計図書**によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
６．	請負者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾 10～15cm 程度に張る芝をいうものとする。	６．	請負者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾 10～15cm 程度に張る芝をいうものとする。	内容変更
９．	請負者は、筋芝の施工にあたり、一層ののり長が 30cm となるように突き固め、土羽打ちをし、幅 15cm 程度の芝を内側に少し下りこう配に敷きならべ、幅５分の４程度を土中に埋め込むものとし、特に**指示**ある場合をのぞき平端に平行になるよう埋め込まなければならない。	９．	請負者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は 30cm を標準とし、これ以外による場合は**設計図書**によるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
12.	請負者は、種子吹付工及び客土吹付工の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。	12.	請負者は、種子吹付工及び客土吹付工の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。	
（2）	施工時期については、監督職員と**協議**するものとする。また、吹付け時期は乾燥期を避ける事が望ましいが、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。	（2）	施工時期については、**設計図書**によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。	内容変更
3－3－10	**防止柵工**	3－3－10	**防止柵工**	
2.	請負者は、防止柵を設置する場合、**設計図書**の定めに従わなければならない。ただし、現地の状況により、その位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。	2.	請負者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、その位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合には、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
3－3－13	**道路付属物工**	3－3－13	**道路付属物工**	
4.	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、**設計図書**に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、監督職員と**協議**し、定めた位置に設置しなければならない。	4.	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、**設計図書**に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
5.	請負者は、距離標を設置する際は、**設計図書**に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、監督職員と**協議**し、定めた位置に設置しなければならない。	5.	請負者は、距離標を設置する際は、**設計図書**に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
6.	請負者は、チャッタバーを設置する際は、**設計図書**に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、監督職員と**協議**し、定めた位置に設置しなければならない。	6.	請負者は、道路鋲を設置する際は、**設計図書**に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
3－3－14	**桁製作工**	3－3－14	**桁製作工**	
1.	製作加工については、下記の規定によるものとする。	1.	製作加工については、下記の規定によるものとする。	
（1）	原寸	（1）	原寸	
②	請負者は、原寸図の一部又は全部を省略する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	②	請負者は、原寸図の一部又は全部を省略する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
③	請負者は、JIS B 7512 （鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。	③	請負者は、JIS B 7512 （鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
④	請負者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	④	請負者は、**設計図書**に関して現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	内容変更
（2）	工作	（2）	工作	
②	請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これ以外の場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。	②	請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
③	請負者は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとする。なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10㎜ 以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	③	請負者は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとする。なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10㎜ 以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	内容変更
⑦	請負者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料衝撃試験法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表３－３に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の７倍以上又は５倍以上とすることができる。	⑦	請負者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料衝撃試験法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表３－３に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の７倍以上又は５倍以上とすることができる。	内容変更
⑧	請負者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（TMC）の熱間加工を行ってはならない。これ以外の場合は監督職員の承認を得るものとする。	⑧	請負者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（TMC）の熱間加工を行ってはならない。	内容変更
（３）	溶接施工	（３）	溶接施工	
②	請負者は、工場内で溶接を行うものとし、やむを得ず現場で取付ける場合は、監督職員の**承諾**を得て、工場溶接と同等以上の品質となるように施工管理を行わなければならない。ただし、アークスタッド溶接は除くものとする。	②	請負者は、工場内で溶接を行うものとし、やむを得ず現場で取付ける場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て、工場溶接と同等以上の品質となるように施工管理を行わなければならない。ただし、アークスタッド溶接は除くものとする。	内容変更
（４）	溶接施工試験	（４）	溶接施工試験	
①	請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、監督職員の**承諾**を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。	①	請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。	内容変更
（６）	材片の組合わせ精度	（６）	材片の組合わせ精度	
	請負者は、材片の組合わせ精度を、溶接部の応力伝達が円滑で、かつ、溶接不良を起さないものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。 ただし、施工試験によって誤差の許容量が**確認**された場合は、監督職員の**承諾**を得たうえで下記の値以上とすることができるものとする。		請負者は、材片の組合わせ精度を、溶接部の応力伝達が円滑で、かつ、溶接不良を起さないものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。 ただし、施工試験によって誤差の許容量が**確認**された場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得たうえで下記の値以上とすることができるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（９）	予熱	（９）	予熱	
	請負者は、鋼材の溶接われ感受性組成P_{CM}が表３－４を満足する場合には、鋼種、板厚及び溶接方法に応じて溶接線の両側 10 ㎝及びアークの前方 10 ㎝の範囲内の母材を表３－５により予熱しなければならない。		請負者は、鋼材の溶接われ感受性組成P_{CM}が表３－４を満足する場合には、鋼種、板厚及び溶接方法に応じて溶接線の両側 10 ㎝及びアークの前方 10 ㎝の範囲内の母材を表３－５により予熱しなければならない。	
	表３－４　予熱温度の標準を適用する場合のP_{CM}の条件 ［注］P_{CM}の算定式		表３－４　予熱温度の標準を適用する場合のP_{CM}の条件 ［注］P_{CM}の算定式 Ｐcm＝Ｃ＋Si／30＋Mu／20＋Cu／20＋Ni／60＋Cr／20＋Mo／15＋V／10＋5B　（%）	式追加
(12)	溶接の検査	(12)	溶接の検査	
②	請負者は、現場溶接を行う全面溶込みグルーブ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部について、**設計図書**に明示された放射線透過試験を表３－７に従い行わなければならない。 　また、その他の部材の全断面溶込みグルーブ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを**設計図書**に明示された場合には、継手全長にわたって放射線透過試験を行うものとする。	②	請負者は、現場溶接を行う全面溶込みグルーブ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部について、**設計図書**に明示された放射線透過試験を表３－７に従い行わなければならない。 　また、その他の部材の全断面溶込みグルーブ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを**設計図書**に明示された場合には、継手全長にわたって放射線透過試験を行うものとする。	
	表３－７　現場溶接を行う全断面溶込みグルーブ溶接継手の放射線透過試験		表３－７　現場溶接を行う全断面溶込みグルーブ溶接継手の放射線透過試験	
	ただし、請負者は、監督職員の**承諾**を得て放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験を用いることができるものとする。		ただし、請負者は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験を用いることができるものとする。	内容変更
(13)	欠陥部の補修	(13)	欠陥部の補修	
	請負者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 　補修方法は、表３－８に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは 40㎜ 以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。		請負者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 　補修方法は、表３－８に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは 40㎜ 以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。	内容変更
(15)	仮組立て	(15)	仮組立て	
①	請負者は、仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	①	請負者は、仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
③	請負者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、補修方法について監督職員の**承諾**を得た上で補修しなければならない。	③	請負者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た上で補修しなければならない。	内容変更
④	請負者は、仮組立てにかわる他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、仮組立てを部分的に行ったり、省略することができるものとする。ただしその場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。	④	請負者は、仮組立てにかわる他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、仮組立てを部分的に行ったり、省略することができるものとする。ただしその場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
２．	ボルトナット	２．	ボルトナット	
（３）	仮組立て時のボルト孔の精度	（３）	仮組立て時のボルト孔の精度	
		①	請負者は、摩擦接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは1.0㎜以下にしなければならない。	追加
①	請負者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5㎜以下にしなければならない。	②	請負者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5㎜以下にしなければならない。	項番変更
②	請負者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表３－12のとおりにしなければならない。	③	請負者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表３－12のとおりにしなければならない。	項番変更
３－３－15	**工場塗装工**	３－３－15	**工場塗装工**	
３．	請負者は、気温、湿度の条件が表３－13の制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、気温、湿度の条件が表３－13の制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
10.	下塗	10.	下塗	
（４）	請負者は、塗装作業にエアスプレー又は、ハケを用いなければならない。 　なお、ローラーブラシを使用する場合、監督職員と**協議**しなければならない。	（４）	請負者は、塗装作業にエアスプレー又は、ハケを用いなければならない。 　なお、ローラーブラシを使用する場合、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
11.	検査	11.	検査	
（６）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	（６）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	
③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とする。	③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が目標塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。	内容変更
第４節	**基礎工**	第４節	**基礎工**	
３－４－４	**既製杭工**	３－４－４	**既製杭工**	
３．	請負者は、試験杭の施工に際して、**設計図書**に示されていない場合には、各基礎ごとに、**設計図書**に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、その理由と対応方法をあらかじめ**施工計画書**に記載しなければならない。	３．	請負者は、試験杭の施工に際して、**設計図書**に示されていない場合には、各基礎ごとに、**設計図書**に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め**施工計画書**に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。	４．	請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め**施工計画書**に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
10.	請負者は、既製杭工の施工を行うにあたり、**設計図書**に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。また、支持力の測定値が、**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、請負者は、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	10.	請負者は、既製杭工の施工を行うにあたり、**設計図書**に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。また、支持力の測定値が、**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、請負者は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
12.	請負者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。	12.	請負者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
14.	請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201⑥施工 6.3 各種工法による施工で､6.3.3 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式又は、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が**設計図書**に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**をするとともに、**確認**のための資料を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 　また、コンクリート打設方式の場合においては、請負者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり､孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	14.	請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201⑥施工 6.3 各種工法による施工で､6.3.3 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式又は、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が**設計図書**に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**をするとともに、**確認**のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 　また、コンクリート打設方式の場合においては、請負者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり､孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	内容変更
15.	請負者は、既製コンクリート杭の先端処理をセメントミルク噴出撹拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法（「民間開発建設技術の技術審査証明事業（事業認定規定昭和 62 年 7 月建設省公示)」で認定された工法を含む。）によるものとする。 　ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。なお、請負者は施工に先立ち、施工方法について、監督職員の**承諾**を得なければならない。	15.	請負者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出撹拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、請負者は施工に先立ち、当該工法技術について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。 　ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。	内容変更
16.	請負者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は**設計図書**によらなければならい。また、請負者は、球根形状について監督職員の**承諾**を得なければならない。また、撹拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。	16.	請負者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は**設計図書**に示されていない場合は、60%以上かつ 70%以下としなければならない。掘削時およびオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。また、撹拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。	内容変更
21.	請負者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。	21.	請負者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（５）	請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には監督職員の**承諾**を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。なお、気温が５℃以下であっても溶接線の両側 10cm 及びアークの前方 10cm の範囲内の母材を予熱した場合は、施工することができるものとする。予熱温度の範囲については、日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）15.3.3 溶接（９）予熱の規定によらなければならない。	（５）	請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし気温が－10～＋５℃の場合で、溶接部から 100㎜ 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工することができるものとする。	内容変更
(10)	請負者は、本項（７）及び（８）の当該記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	(10)	請負者は、本項（７）及び（８）の当該記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	内容変更
３－４－５	**場所打杭工**	３－４－５	**場所打杭工**	
２．	請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め**施工計画書**に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。	２．	請負者は、杭長決定の管理方法等を定め**施工計画書**に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、第１編 3-3-3 作業土工の規定により、自らの責任と費用負担において、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	３．	請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	内容変更
６．	請負者は、場所打杭工に使用する掘削機の施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮して機械の方向を定め、水平度や安全度を確保し、据付けなければならない。			削除
７．	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、**設計図書**に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について、監督職員と**協議**しなければならない。	６．	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、**設計図書**に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	項番変更 内容変更
８．	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	７．	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	項番変更
９．	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	８．	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	項番変更
10.	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、**設計図書**に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより**確認**するとともに、確認結果を整備し、監督職員に**提出**しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	９．	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、**設計図書**に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより**確認**し、その資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	項番変更 内容変更
11.	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、**設計図書**に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に４箇所以上、深さ方向５ｍ間隔以下で取付けなければならない。	10.	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、**設計図書**に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に４箇所以上、深さ方向５ｍ間隔以下で取付けなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
12.	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	11.	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	項番変更 内容変更
13.	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないよう注意して作業を行わなければならない。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	12.	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないよう注意して作業を行わなければならない。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	項番変更
14.	請負者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。また、請負者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、２m以上入れておかなければならない。	13.	請負者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、請負者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、２m以上入れておかなければならない。	項番変更 内容変更
15.	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで**設計図書**に示す打上り面より 50 ㎝以上高く打込み、硬化後、**設計図書**に示す高さまで取り壊さなければならない。	14.	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで**設計図書**に示す打上り面より 50 ㎝以上高く打込み、硬化後、**設計図書**に示す高さまで取り壊さなければならない。	項番変更
16.	請負者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起さないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より２m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	15.	請負者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起さないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より２m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	項番変更
17.	請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	16.	請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	項番変更
18.	請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	17.	請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	項番変更
19.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	18.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
20.	請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	19.	請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	項番変更
21.	請負者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。	20.	請負者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。	項番変更
22.	請負者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について監督職員と**協議**しなければならない。	21.	請負者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	項番変更 内容変更
23.	請負者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	22.	請負者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	項番変更
３－４－６	**深礎工**	３－４－６	**深礎工**	
３．	請負者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うものとする。	３．	請負者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うものとする。	内容変更
７．	鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。これにより難い場合は、その理由と対応方法をあらかじめ**施工計画書**に記載しなければならない。	７．	鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
９．	請負者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が**設計図書**に示されていない場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	９．	請負者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が**設計図書**に示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
10.	裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／㎜^{2}程度）とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督職員の**承諾**を得なければならない。	10.	裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／㎜^{2}程度）とするが、これにより難い場合は、施工に先立って**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
11.	請負者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、監督職員と**協議**しなければならない。	11.	請負者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
12.	請負者は、ライナープレートなしで掘削可能となった場合又は、補強リングが必要となった場合には、監督職員と**協議**しなければならない。			削除
13.	請負者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。	12.	請負者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。	項番変更
14.	請負者は、グラウトの注入方法については、**施工計画書**に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	13.	請負者は、グラウトの注入方法については、**施工計画書**に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	項番変更
15.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	14.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３－４－７	**オープンケーソン基礎工**	３－４－７	**オープンケーソン基礎工**	
４．	請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**しなければならない。	４．	請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に提出しなければならない。	内容変更
５．	請負者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	５．	請負者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	内容変更
７．	請負者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	７．	請負者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
９．	請負者は、オープンケーソンが**設計図書**に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が**設計図書**を満足することを**確認**し、その資料を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	９．	請負者は、オープンケーソンが**設計図書**に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が**設計図書**を満足することを**確認**し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	内容変更
３－４－８	**ニューマチックケーソン基礎工**	３－４－８	**ニューマチックケーソン基礎工**	
４．	請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく**提示**しなければならない。	４．	請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。	内容変更
５．	通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン１基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの２本以上のシャフトが計画されるが、請負者は、１本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、２本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、監督職員と**協議**しなければならない。	５．	通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン１基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの２本以上のシャフトが計画されるが、請負者は、１本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、２本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
６．	請負者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、事前に監督職員の**承諾**を得るとともに、ケーソン本体の安全性及び作業員の退出を**確認**し、さらに近接構造物へ悪影響を生じないようにしなければならない。	６．	請負者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るとともに、ケーソン本体の安全性及び作業員の退出を**確認**し、さらに近接構造物へ悪影響を生じないようにしなければならない。	内容変更
13.	請負者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が 13.7N／mm^2（140kg／cm^2）以上かつコンクリート打設後３日以上経過した後に行わなければならない。	13.	請負者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が 14N／mm^{2}以上かつコンクリート打設後３日以上経過した後に行わなければならない。	内容変更
３－４－９	**鋼管井筒基礎工**	３－４－９	**鋼管井筒基礎工**	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
1．	請負者は、鋼管井筒基礎工の施工においては、**設計図書**に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、**設計図書**に示されていない場合には、各基礎ごとに、**設計図書**に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、その理由と対応方法をあらかじめ**施工計画書**に記載しなければならない。	1．	請負者は、鋼管井筒基礎工の施工においては、**設計図書**に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、**設計図書**に示されていない場合には、各基礎ごとに、**設計図書**に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	内容変更
7．	請負者は、鋼管矢板の施工にあたり、**設計図書**に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。また、**設計図書**に示された深度における支持力の測定値が、**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、請負者はその処置方法について、監督職員と**協議**しなければならない。	7．	請負者は、鋼管矢板の施工にあたり、**設計図書**に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。また、**設計図書**に示された深度における支持力の測定値が、**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
10.	請負者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。	10.	請負者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
11.	請負者は、鋼管井筒基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合は、以下の各号の規定によらなければならない。	11.	請負者は、鋼管井筒基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合は、以下の各号の規定によらなければならない。	
（5）	請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には監督職員の**承諾**を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。なお、気温が５℃以下であっても溶接線の両側 10 ㎝及びアークの前方 10 ㎝の範囲内の母材を予熱した場合は、施工することができるものとする。予熱温度の範囲については、日本道路協会　道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 15.3.3 溶接（9）予熱の規定によらなければならない。	（5）	請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には監督職員の**承諾**を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋５℃の場合で、溶接部から 100㎜ 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工することができるものとする。	内容変更
（9）	請負者は、本項（7）及び（8）の当該記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。	（9）	請負者は、本項（7）及び（8）の当該記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。	内容変更
14.	請負者は、鋼管矢板打込み後、頂部には転落防止用仮蓋を取付けなければならない。	14.	請負者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については**設計図書**によるものとする。	内容変更
第５節	**石・ブロック積（張）工**	第５節	**石・ブロック積（張）工**	
３－５－１	**一般事項**	３－５－１	**一般事項**	
1．	本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	1．	本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石張・石積工その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
3．	請負者は、コンクリートブロック工の丁張りを設置する場合は、ブロック前面及び裏込め背面に設置しなければならない。また、裏込めコンクリートがある場合はさらに裏込めコンクリート背面にも丁張りを設置しなければならない。	3．	請負者は、石・コンクリートブロック工の丁張りを設置する場合は、石・ブロック前面及び裏込め背面に設置しなければならない。また、裏込めコンクリートがある場合はさらに裏込めコンクリート背面にも丁張りを設置しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
5．	請負者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を**設計図書**に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、２％程度の勾配で設置しなければならない。 　なお、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	5．	請負者は、コンクリートブロック工及び石張・石積工の水抜き孔を**設計図書**に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、２％程度の勾配で設置しなければならない。 　なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
6．	請負者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、**設計図書**に示されていない場合は谷積としなければならない。	6．	請負者は、コンクリートブロック工及び石張・石積工の施工にあたり、**設計図書**に示されていない場合は谷積としなければならない。	内容変更
３－５－３	**コンクリートブロック工**	３－５－３	**コンクリートブロック工**	
7．	請負者は、コンクリートブロック工の練積又は練張における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	7．	請負者は、コンクリートブロック工の練積又は練張における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
8．	請負者は、コンクリートブロック工の練積又は練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については**設計図書**によるほか、以下の各号によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	8．	請負者は、コンクリートブロック工の練積又は練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については**設計図書**によるほか、以下の各号によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３－５－５	**石積（張）工**	３－５－５	**石張・石積工**	内容変更
1．	請負者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。	1．	請負者は、石張・石積工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。	内容変更
2．	請負者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石又はクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない 。	2．	請負者は、石張・石積工の施工に先立って、砕石、割ぐり石又はクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない 。	内容変更
3．	請負者は、石積（張）工の施工における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	3．	請負者は、石張・石積工の施工における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
4．	請負者は、石積（張）工における水抜き孔などの施工にあたり、**設計図書**によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	4．	請負者は、石張・石積工における水抜き孔などの施工にあたり、**設計図書**によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第６節	**一般舗装工**	第６節	**一般舗装工**	
３－６－１	**一般事項**	３－６－１	**一般事項**	
5．	請負者は、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	5．	請負者は、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td>６．</td><td>請負者は、路床の掘削を行う場合は、路床を乱さないよう注意して、掘削及び締め固めを行い、所定の高さとなるよう仕上げなければならない。</td><td></td><td></td><td>削除</td></tr>
<tr><td>７．</td><td>請負者は、路床土の設計ＣＢＲが２以上３未満のときに路床の一部として設置される遮断層の材料には、川砂、切込砂利又は良質な山砂等、監督職員の承諾を受けたものを使用しなければならない。</td><td></td><td></td><td>削除</td></tr>
<tr><td>８．</td><td>請負者は、遮断層を施工する場合、路床を乱さない方法で所定の厚さに敷きならさなければならない。</td><td></td><td></td><td>削除</td></tr>
<tr><td>３－６－２</td><td>アスファルト舗装の材料</td><td>３－６－２</td><td>アスファルト舗装の材料</td><td></td></tr>
<tr><td>６．</td><td>請負者は、小規模工事においては、これまでの実績又は定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。</td><td>６．</td><td>請負者は、小規模工事においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>８．</td><td>表３－17　上層路盤の品質規格
<table>
<tr><th>種　別</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">粒度調整砕石</td><td>PI</td><td>舗装試験法便覧
1-3-5(1988)
1-3-6(1988)</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td>修正CBR
(%)</td><td>舗装試験法便覧
2-3-1(1988)</td><td>80以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td><td>PI</td><td>舗装試験法便覧
1-3-5(1988)
1-3-6(1988)</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td>修正CBR
(%)</td><td>舗装試験法便覧
2-3-1(1988)</td><td>80以上
[90以上]</td></tr>
</table></td><td>８．</td><td>表３－17　上層路盤の品質規格
<table>
<tr><th>種　別</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">粒度調整砕石</td><td>PI</td><td>舗装試験法便覧
1-3-5(1988)
1-3-6(1988)</td><td>6以下</td></tr>
<tr><td>修正CBR
(%)</td><td>舗装試験法便覧
2-3-1(1988)</td><td>20以上
[30以上]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td><td>PI</td><td>舗装試験法便覧
1-3-5(1988)
1-3-6(1988)</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td>修正CBR
(%)</td><td>舗装試験法便覧
2-3-1(1988)</td><td>80以上
[90以上]</td></tr>
</table></td><td>内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td>20.</td><td>表３－20　マーシャル安定度試験基準値
<table><tr><td colspan="2">混合物の
種　　類</td></tr><tr><td rowspan="2">突固め回数</td><td>Ｃ交通
以　上</td></tr><tr><td>Ｂ交通
以　下</td></tr><tr><td colspan="2">空隙率
(%)</td></tr><tr><td colspan="2">飽和度
(%)</td></tr><tr><td colspan="2">安定度
(kgf(KN))</td></tr><tr><td colspan="2">フロー値
(1／100cm)</td></tr></table>（注）(1)　積雪寒冷地域の場合や、Ｃ交通であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは突固め回数を 50 回とする。
(2)［　］内はＣ交通以上で突固め回数を 75 回とする場合の基準値を示す。</td><td>20.</td><td>表３－20　マーシャル安定度試験基準値
<table><tr><td colspan="2">混合物の
種　　類</td></tr><tr><td rowspan="2">突固め回数</td><td>1000≦T</td></tr><tr><td>T＜1000</td></tr><tr><td colspan="2">空隙率
(%)</td></tr><tr><td colspan="2">飽和度
(%)</td></tr><tr><td colspan="2">安定度
(KN)</td></tr><tr><td colspan="2">フロー値
(1／100cm)</td></tr></table>（注）(1) Ｔ：舗装計画交通量（台／日・方向）
(2) 積雪寒冷地域の場合や、1000≦Ｔ＜3000であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは突固め回数を50回とする。
(3) () 内は、1000≦Ｔで突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。
(4)水の影響を受けやすいと思われる混合物又はそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。
残留安定度(%)＝（60℃、48 時間水浸後の安定度(KN)／安定度(KN)）×100</td><td>内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>表３－21　アスファルト混合物の種類と粒度範囲
<table><tr><th colspan="2">②
密粒度アスファルト混合物</th><th colspan="2">⑤
密粒度アスファルト混合物</th></tr><tr><th>(20)</th><th>(13)</th><th>(20F)</th><th>(13F)</th></tr><tr><td>4～6</td><td>3～5</td><td>4～6</td><td>3～5</td></tr><tr><td>20</td><td>13</td><td>20</td><td>13</td></tr><tr><td>100
95～100
75～90
45～65
35～50</td><td>100
95～100
55～70</td><td>100
95～100
75～90
52～72</td><td>100
95～100</td></tr><tr><td colspan="2">18～30
10～21
6～16
4～8</td><td colspan="2">40～60
25～45
16～33
8～21
6～11</td></tr><tr><td colspan="2">5～7</td><td colspan="2">5～7</td></tr></table></td><td></td><td>表３－21　アスファルト混合物の種類と粒度範囲
<table><tr><th colspan="2">②
密粒度アスファルト混合物</th><th colspan="2">⑤
密粒度アスファルト混合物</th></tr><tr><th>(20)</th><th>(13)</th><th>(20F)</th><th>(13F)</th></tr><tr><td>4～6</td><td>3～5</td><td>4～6</td><td>3～5</td></tr><tr><td>20</td><td>13</td><td>20</td><td>13</td></tr><tr><td>100
95～100
75～90
45～65
<u>35～50</u></td><td>100
95～100
55～70</td><td>100
95～100
75～90
<u>52～72</u></td><td>100
95～100</td></tr><tr><td colspan="2">18～30
10～21
6～16
4～8</td><td colspan="2">40～60
25～45
16～33
8～21
6～11</td></tr><tr><td colspan="2">5～7</td><td colspan="2"><u>5～8</u></td></tr></table></td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>３－６－４</td><td>舗装準備工</td><td>３－６－４</td><td>舗装準備工</td><td></td></tr>
<tr><td>２．</td><td>請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は基層面の異常を発見した場合には、その状況を監督職員に報告し、その対策について監督職員と協議しなければならない。</td><td>２．</td><td>請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は基層面の異常を発見したときは<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>３．</td><td>請負者は降雨直後及びコンクリート打設２週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温５℃以下で施工してはならない。</td><td>追加</td></tr>
<tr><td>３－６－５</td><td>アスファルト舗装工</td><td>３－６－５</td><td>アスファルト舗装工</td><td></td></tr>
<tr><td>１．（２）</td><td>請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</td><td>１．（２）</td><td>請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれによりがたい場合は、<u>設計図書</u><u>に関して</u>監督職員の承諾を得なければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>３．（３）</td><td>表３－22 安定処理路盤の品質規格
下層路盤
<table><tr><td>基準値</td></tr><tr><td>0.98 MPa
(10kgf／cm²)</td></tr><tr><td>0.7 MPa
(７kgf／cm²)</td></tr></table>
上層路盤
<table><tr><td>基準値</td></tr><tr><td>2.9 MPa
(30kgf／cm²)</td></tr><tr><td>0.98 MPa
(10kgf／cm²)</td></tr></table></td><td>３．（３）</td><td>表３－22 安定処理路盤の品質規格
下層路盤
<table><tr><td>基準値</td></tr><tr><td><u>１ N／mm²</u>
(10kgf／cm²)</td></tr><tr><td><u>0.７ N／mm²</u>
<u>(7kgf／cm²)</u></td></tr></table>
上層路盤
<table><tr><td>基準値</td></tr><tr><td><u>３ N／mm²</u>
<u>(30kgf／cm²)</u></td></tr><tr><td><u>１ N／mm²</u>
(10kgf／cm²)</td></tr></table></td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>（８）</td><td>請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</td><td>（８）</td><td>請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、<u>設計図書</u><u>に関して</u>監督職員の承諾を得なければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>４．</td><td></td><td>４．</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（１）</td><td></td><td>（１）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>表３－23 マーシャル安定度試験基準値
<table><tr><td>項　　目</td><td>基　準　値</td></tr><tr><td>安定度kN(kgf)</td><td>3.43(350)以上</td></tr><tr><td>フロー値(1／100cm)</td><td>10～40</td></tr><tr><td>空げき率（%）</td><td>３～12</td></tr></table></td><td></td><td>表３－23 マーシャル安定度試験基準値
<table><tr><td>項　　目</td><td>基　準　値</td></tr><tr><td>安定度kN(kgf)</td><td><u>3.5</u>(350)以上</td></tr><tr><td>フロー値(1／100cm)</td><td>10～40</td></tr><tr><td>空げき率（%）</td><td>３～12</td></tr></table></td><td>内容変更</td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（３）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績又は定期試験による試験結果の**提出**によって、配合設計を省略することができるものとする。	（３）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験結果の**提出**によって、配合設計を省略することができるものとする。	内容変更
（９）	請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度及びその変動の範囲について監督職員の**承諾**を得なければならない。また、その変動は**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	（９）	請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督職員の**承諾**を得なければならない。また、その変動は**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	内容変更
(16)	請負者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、１層の仕上り厚さは 10cm 以下としなければならない。	(16)	請負者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、１層の仕上り厚さは 10cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	内容変更
５．		５．		
（２）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績又は定期試験による配合設計書の**提出**によって配合設計を省略することができる。	（２）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による配合設計書の**提出**によって配合設計を省略することができる。	内容変更
（４）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績又は定期試験による試験練り結果報告書の**提出**によって試験練りを省略することができる。	（４）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書の**提出**によって試験練りを省略することができる。	内容変更
（８）	請負者は、小規模工事においては、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を**提出**することにより、基準密度の試験を省略することができる。	（８）	請負者は、小規模工事においては、実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を**提出**することにより、基準密度の試験を省略することができる。	内容変更
３－６－６	**コンクリート舗装工**	３－６－６	**コンクリート舗装工**	
１．		１．		
（２）	請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれによりがたい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	（２）	請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
３．		３．		
（３）		（３）		
	表３－24 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格 基準値　0.98 Mpa　(10kgf／cm^2)　0.7 Mpa　(７kgf／cm^2)		表３－24 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格 基準値　1 N／mm^2　(10kgf／cm^2)　0.5 N／mm^2　(5kgf／cm^2)	内容変更
	表３－25　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格 基準値　2.9 Mpa　(30kgf／cm^2)　0.98 Mpa　(10kgf／cm^2)		表３－25　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格 基準値　2 N／mm^2　(20kgf／cm^2)　1 N／mm^2　(10kgf／cm^2)	内容変更
４．	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	４．	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
（１）	表３－26 マーシャル安定度試験基準値　の基準値　3.43 以上	（１）	表３－26 マーシャル安定度試験基準値　の基準値　3.5 以上	内容変更
（３）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績又は定期試験による試験結果の**提出**によって、配合設計を省略することができる。	（３）	請負者は、小規模工事においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の**提出**によって、配合設計を省略することができるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
(16)	請負者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、1層の仕上り厚さは 10cm 以下としなければならない。	(16)	請負者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、1層の仕上り厚さは 10cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	内容変更
5.		5.		
(4)	請負者は、路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	(4)	請負者は、路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
12.		12.		
(3)	請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.5N／mm²（35kgf／cm²）以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は２週間、早強ポルトランドセメントの場合は１週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントＢ種及び高炉セメントＢ種の場合は３週間とする。ただし、これらにより難い場合は、**施工計画書**に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	(3)	請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.5N／mm²（35kgf／cm²）以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は２週間、早強ポルトランドセメントの場合は１週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントＢ種及び高炉セメントＢ種の場合は３週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第１編１－１－５第１項の**施工計画書**に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	内容変更
14.		14.		
(5)	請負者は、膨張目地のスリップバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。	(5)	請負者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない	内容変更
(6)	請負者は、膨張目地のスリップバーに、版の伸縮を可能にするため、スリップバーの中央部約 10cm 程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を２回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	(6)	請負者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約 10cm 程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を２回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	内容変更
３－６－７	**薄層カラー舗装工**	３－６－７	**薄層カラー舗装工**	
2.	請負者は、基盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	2.	請負者は、基盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第７節	**地盤改良工**	第７節	**地盤改良工**	
３－７－２	**路床安定処理工**	３－７－２	**路床安定処理工**	
6.	請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策の必要性について、監督職員と**協議**しなければならない。	6.	請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策の必要性について、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
３－７－４	**表層安定処理工**	３－７－４	**表層安定処理工**	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		1．	請負者は、表層安定処理工にあたり、**設計図書**に記載された安定材を用いて記載された範囲、形状に仕上げなければならない。	追加
1．	サンドマット及び安定シートの施工については、第１編 3-7-6 サンドマット工の規定によるものとする。	2．	サンドマット及び安定シートの施工については、第１編 3-7-6 サンドマット工の規定によるものとする。	項番変更
2．	請負者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm 以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、請負者は、生石灰の貯蔵量が 500 kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	3．	請負者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm 以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、請負者は、生石灰の貯蔵量が 500 kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	項番変更
3．	請負者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。	4．	請負者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。	項番変更
4．	請負者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。	5．	請負者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。	項番変更
5．	請負者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行うものとする。	6．	請負者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行うものとする。	項番変更
３－７－５	**パイルネット工**	３－７－５	**パイルネット工**	
4．		4．		
（6）	請負者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	（6）	請負者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３－７－８	**締固め改良工**	３－７－８	**締固め改良工**	
2．	請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。請負者は、影響が生じた場合には、直ちに監督職員へ**報告**し、その対応方法等に関して**協議**しなければならない。	2．	請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	内容変更
３－７－９	**固結工**	３－７－９	**固結工**	
3．	請負者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。請負者は、これらへ影響が発生した場合は、ただちに監督職員へ**報告**し、その対応方法等について監督職員と**協議**しなければならない。	3．	請負者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。	内容変更
第８節	**工場製品輸送工**	第８節	**工場製品輸送工**	
３－８－１	**一般事項**	３－８－１	**一般事項**	
2．	請負者は、輸送に着手する前に**施工計画書**に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に**提出**しなければならない。	2．	請負者は、輸送に着手する前に第１編 1-1-5 施工計画書第１項の施工計画への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第９節	**構造物撤去工**	第９節	**構造物撤去工**	
３－９－１	**一般事項**	３－９－１	**一般事項**	
１．	本節は、構造物撤去工として構造物取壊し工、道路施設撤去工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。	１．	本節は、構造物撤去工として構造物取壊し工、道路施設撤去工、旧橋撤去工、骨材再生工その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
３－９－３	**構造物取壊し工**	３－９－３	**構造物取壊し工**	
５．	請負者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。ただし、地盤に変化が生じた場合には、請負者は監督職員と**協議**しなければならない。	５．	請負者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。	内容変更
６．	請負者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならないが、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	６．	請負者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	内容変更
		３－９－６	**骨材再生工**	新規
		１．	請負者は、骨材再生工の施工については、**設計図書**に明示した場合を除き、第１編 1-1-20 建設副産物の規定によるものとする。	新規
		２．	請負者は、構造物の破砕、撤去については、第１編 3-9-3 構造物取壊し工および第１編 3-9-4 道路施設撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定によりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	新規
		３．	請負者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破砕物の内容、破砕量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。	新規
		４．	請負者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行わなければならない。	新規
		５．	請負者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破砕作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。	新規
		６．	請負者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を**施工計画書**に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行わなければならない。	新規
		７．	請負者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破砕や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	新規
		８．	請負者は、作業ヤードの大きさおよび適切な施工基盤面の設備方法について変更が伴う場合は、事前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
		９．	請負者は、作業ヤードの大きさおよび適切な施工基盤面の整備方法については、**設計図書**によるものとし、これによりがたい場合は、事前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		10.	請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
第１０節	**仮設工**	第１０節	**仮設工**	
３－10－３	**仮橋・作業構台工**	３－10－３	**仮橋・作業構台工**	
5.	請負者は、橋脚及び鋼管杭の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	5.	請負者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	内容変更
３－10－５	**土留・仮締切工**	３－10－５	**土留・仮締切工**	
1.	請負者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。	1.	請負者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない.	内容変更
5.	請負者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないよう注意し、施工しなければならない。			削除
6.	請負者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取り外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない			削除
7.	請負者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。	5.	請負者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。	項番変更
8.	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。	6.	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。	項番変更
9.	請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。	7.	請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。	項番変更
10.	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。	8.	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。	項番変更
11.	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	9.	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	項番変更
12.	請負者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ケ所に集中しないように施工しなければならない	10.	請負者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ケ所に集中しないように施工しなければならない	項番変更
13.	請負者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	11.	請負者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	項番変更
14.	請負者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件、施工条件に応じたものを用いなければならない。			削除
15.	請負者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の仮設鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。	12.	請負者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。	内容変更
16.	請負者は、仮設矢板の引き抜きにおいて、隣接の仮設矢板が共上りしないように施工しなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
17.	請負者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	13.	請負者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	項番変更
18.	請負者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。	14.	請負者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。	項番変更
19.	請負者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。	15.	請負者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。	項番変更
20.	請負者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。また、盛替梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。	16.	請負者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	内容変更
21.	請負者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。	17.	請負者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。	項番変更
22.	請負者は、躯体細部の処理のための簡易土留を施工するにあたり、躯体損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。			削除
23.	請負者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。	18.	請負者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。	項番変更
24.	請負者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	19.	請負者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	項番変更
25.	請負者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、請負者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。	20.	請負者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、請負者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。	項番変更
26.	請負者は、ふとんかご（仮設）の施工にあたり、本条 21～23 項の規定によらなければならない。	21.	請負者は、ふとんかご（仮設）の施工にあたり、本条 18～20 項の規定によらなければならない。	内容変更
27.	請負者は、締切盛土着手前に現状地盤を**確認**し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。	22.	請負者は、締切盛土着手前に現状地盤を**確認**し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。	項番変更
28.	請負者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。	23.	請負者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。	項番変更
29.	請負者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	24.	請負者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	項番変更
30.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	25.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３－10－８	**地中連続壁工（壁式）**	３－10－８	**地中連続壁工（壁式）**	
１．	請負者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。			削除
２．	請負者は，作業床の施工にあたっては、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。			削除
３．	請負者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	１．	請負者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	項番変更
４．	請負者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。			削除
５．	請負者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。	２．	請負者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。	項番変更
６．	連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、請負者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。	３．	連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、請負者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。	項番変更
７．	請負者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	４．	請負者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	項番変更
８．	請負者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。	５．	請負者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。	項番変更
９．	打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、請負者は50cm 以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。	６．	打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、請負者は50cm 以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。	項番変更
10.	安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、請負者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。			削除
11.	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	７．	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	項番変更
12.	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	８．	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	項番変更
13.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	９．	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	項番変更
３－10－９	**地中連続壁工（柱列式）**	３－10－９	**地中連続壁工（柱列式）**	
１．	請負者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。			削除
２．	請負者は，作業床の施工にあたっては、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	請負者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	1．	請負者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	項番変更
4．	請負者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。	2．	請負者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。	項番変更
5．	オーバーラップ配置の場合に、請負者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。	3．	オーバーラップ配置の場合に、請負者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。	項番変更
6．	請負者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。	4．	請負者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。	項番変更
7．	請負者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。	5．	請負者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。	項番変更
8．	安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、請負者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。			削除
9．	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	6．	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	項番変更
10.	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	7．	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	項番変更
11.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	8．	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	項番変更
3－10－10	**仮水路工**	3－10－10	**仮水路工**	
4．	請負者は、仮設鋼矢板水路及び仮設軽量鋼矢板水路の施工にあたり、打込み方法、使用機械について、打込み地点の土質条件、施工条件、矢板の種類等に応じたものを用いなければならない。			削除
5．	請負者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。			削除
6．	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。	4．	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。	項番変更
7．	請負者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控策材等の取付けにおいて、各控策材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。	5．	請負者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控策材等の取付けにおいて、各控策材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。	項番変更
8．	請負者は、仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。	6．	請負者は、仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。	項番変更
3－10－13	**電力設備工**	3－10－13	**電力設備工**	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
1．	請負者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、工事に支障が生じない設備としなければならない。	1．	請負者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	内容変更
2．	工事の安全確保に係わる設備については、請負者は停電時等の非常時への対応に配慮した設備としなければならない。			削除
3．	請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督職員に**報告**するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。	2．	請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督職員に**報告**するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。	項番変更
4．	請負者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。	3．	請負者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。	項番変更
3－10－14	**用水設備工**	3－10－14	**用水設備工**	
1．	請負者は、用水設備を設置するにあたり、必要となる用水量等を把握し、工事に支障が生じない設備としなければならない。	1．	請負者は、用水設備を設置するにあたり、必要となる用水量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	内容変更
3－10－16	**橋梁足場等設備工**	3－10－16	**橋梁足場等設備工**	
1．	請負者は、足場設備、防護設備及び登り桟橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。	1．	請負者は、足場設備、防護設備及び登り桟橋の設置について、**設計図書**において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	内容変更
2．	請負者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手摺などの防護工を行わなければならない。			削除
3．	請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張り防護などを行わなければならない。	2．	請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張り防護などを行わなければならない。	項番変更
4．	請負者は、シート張り防護の施工にあたり、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。			削除
5．	工事用エレベーターの設置に際して、請負者は、その最大積載荷重について検討の上設備を設置し、設定した最大積載荷重については作業員に周知させなければならない。			削除
3－10－17	**トンネル仮設備工**	3－10－17	**トンネル仮設備工**	
1．	請負者は、トンネル仮設備について、その保守に努めなければならない。	1．	請負者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その保守に努めなければならない。	内容変更
8．	請負者は、トンネル軌条設備の設置にあたり、トンネル内の軌道では側壁と車両との間の間隔を関係法令で定められた間隔以上とする等、安全確保に努めなければならない。			削除
9．	請負者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。	8．	請負者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
10.	請負者は、吹付プラント設備組立解体にあたり、組立解体手順書等に基づき安全に留意して実施しなければならない。			削除
11.	請負者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起さないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。	9.	請負者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起さないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。	項番変更
12.	請負者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。	10.	請負者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。	項番変更
13.	請負者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。	11.	請負者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。	項番変更
14.	請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければななならない。	12.	請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければななならない。	項番変更
3－10－18	**シェッド仮設備工**	3－10－18	**シェッド仮設備工**	
（1）	請負者は、足場設備、防護設備及び登り桟橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。。	（1）	請負者は、足場設備、防護設備及び登り桟橋の設置について、**設計図書**において特に定めのない場合は、道路等の管理条件を踏まえ、本体工事目的物の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	内容変更
（2）	請負者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手摺などの防護工を行わなければならない。			削除
3－10－19	**共同溝仮設備工**	3－10－19	**共同溝仮設備工**	
	請負者は、仮階段工の施工にあたり関連基準等に基づき、作業員の転倒あるいは落下を防ぐ構造としなければならない。		請負者は、仮階段工の施工にあたり関連基準等に基づき、本体工事の施工に支障のないようにしなければならない。	内容変更
3－10－20	**防塵対策工**	3－10－20	**防塵対策工**	
1.	請負者は、工事車輌が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には監督職員と**協議**するものとし、必要に応じてタイヤ洗浄装置及びこれに類する装置を設置し、その対策を講じなければならない。	1.	請負者は、工事車輌が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合にはタイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない.	内容変更
2.	請負者は、工事用機械及び車輌の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、監督職員と**協議**するものとし、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。	2.	請負者は、工事用機械及び車輌の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない.	内容変更
第１編	**共通編**	第１編	**共通編**	
第１章	**大工**	第１章	**大工**	
第２節	**適用すべき諸基準**	第２節	**適用すべき諸基準**	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
	建設省　建設副産物適正処理推進要綱　（平成 10 年 12 月）		国交省　建設副産物適正処理推進要綱　（平成 14 年 5 月）	改定
第３節	**河川土工・海岸土工・砂防土工**	第３節	**河川土工・海岸土工・砂防土工**	
４－３－１	**一般事項**	４－３－１	**一般事項**	
３．	請負者は、工事目的物に影響を及ぼすおそれがあるような湧水が発生した場合には、処理方法等について監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は、応急措置をとった後、そのとった処置を速やかに監督職員に**報告**しなければならない。			削除
４．	請負者は、盛土及び地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。			削除
５．	請負者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。	３．	請負者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。	項番変更
６．	請負者は、建設発生土については、第１編 1-1-20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	４．	請負者は、建設発生土については、第１編 1-1-20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	項番変更
７．	請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。 　なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、処分方法を監督職員と協議しなければならない。	５．	請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、および建設発生土の内容等については、**設計図書**及び監督職員の**指示**に従わなければならない。 　なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
８．	請負者は、建設発生土処理にあたり処理方法、排水計画、場内維持等を**施工計画書**に記載しなければならない。	６．	請負者は、建設発生土処理にあたり第 1 篇 1-1-5 施工計画書第 1 項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1)　処理方法（場所・形状等） (2)　排水計画 (3)　場内維持等	内容変更
９．	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の**承諾**を得なければならない。	７．	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
10.	建設発生土受入れ地については、請負者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	８．	建設発生土受入れ地については、請負者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	項番変更
11.	請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。	９．	請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
12.	請負者は、**設計図書**に示さない場合には、表４－２に従い施工しなければならない。	10.	請負者は、**設計図書**に示さない場合には、表４－２に従い施工しなければならない。	項番変更
４－３－２	**掘削工（切土工）**	４－３－２	**掘削工（切土工）**	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
1．	請負者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。請負者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向又は高さ等についてあらかじめ監督職員の**承諾**を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。	1．	請負者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。請負者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向又は高さ等についてあらかじめ**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。	内容変更
3．	請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは、過度の発破をさけるものとするが、万一誤って仕上げ面を越えて発破を行った場合には、請負者は監督職員の**承諾**を得た工法で修復しなければならない。			削除
4．	請負者は、硬岩掘削において発破を行う場合、安全のため岩石が飛散しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や、家屋に近いときには、**設計図書**に従って防護柵等を施工しなければならない。			削除
5．	請負者は、掘削工の施工中に、**設計図書**に示す掘削形状において、自然に崩壊、地滑り等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、そのとった措置を速やかに監督職員に**報告**するとともに、その内容を遅滞なく書面により監督職員に**提出**しなければならない。	3．	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
6．	請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	4．	請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	項番変更
7．	請負者は、砂防土工における斜面対策としての掘削工（耕土）を行うにあたり、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。	5．	請負者は、砂防土工における斜面対策としての掘削工（耕土）を行うにあたり、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。	項番変更
8．	請負者は、掘削の施工にあたり、法面を**設計図書**に従って仕上げるとともに、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。			削除
		6．	請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	新規
4－3－3	**盛土工**	4－3－3	**盛土工**	
6．	請負者は、盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	6．	請負者は、盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
8．	請負者は、盛土工の作業中、沈下等の有害な現象のあった場合に、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	8．	請負者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
9．	請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の**承諾**を得なければならない。	9．	請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
10.	請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	10.	請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
16.	請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中予期しない地盤の沈下又は滑動等が生ずるおそれがある場合には、工事を中止し、処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。ただし、請負者は、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督職員に**報告**しなければならない。	16.	請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
４－３－４	**盛土補強工**	４－３－４	**盛土補強工**	
1．	盛土補強工とは盛土法面補強を目的とした土木安定シートの敷設をいうものとする。	1．	盛土補強工とは面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいうものとする。	内容変更
2．	請負者は、安定シート材と盛土が一体化して所定の効果が発揮できるように施工しなければならない。	2．	盛土材については**設計図書**によるものとする。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の**確認**を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
		3．	請負者は、第１層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**のうえ、基盤面に排水処理工を行われなければならない。	新規
		4．	請負者は設計図書に示された規格および敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凸凹ないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	新規
		5．	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土断面方向については、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		6．	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm 程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	新規
		7．	請負者は現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により**設計図書**に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	新規
		8．	請負者は、盛土材のまき出しおよび締固めについては、第 1 編 4-3-3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出しおよび締固めは、壁面工側から順次奥へ行うとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	新規
		9．	請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2 段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	新規
		10.	請負者は、**設計図書**に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
		11.	請負者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での捲込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	新規
		12.	請負者は壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について**確認**しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
		13.	請負者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。	新規
		14.	補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。	新規
４－３－５	**整形仕上げ工**	４－３－５	**整形仕上げ工**	
１．	請負者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かなければならない。	１．	請負者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
5．	請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、監督職員と**協議**しなければならない。	5．	請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第４節	**道路土工**	第４節	**道路土工**	
４－４－１	**一般事項**	４－４－１	**一般事項**	
5．	請負者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような湧水が発生した場合には、処置方法等を監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は、応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	5．	請負者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
8．	請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。 　なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、処分方法を監督職員と協議しなければならない。	8．	請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、**設計図書**及び監督職員の**指示**に従わなければならない。 　なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
9．	請負者は、建設発生土処理にあたり処理方法、排水計画、場内維持等を**施工計画書**に記載しなければならない。	9．	請負者は、建設発生土処理にあたり第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を**施工計画書**に記載しなければならない。	内容変更
		（1）	処理方法（場所・形状等）	新規
		（2）	排水計画	新規
		（3）	場内維持等	新規
10.	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により監督職員の**承諾**を得なければならない。	10.	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
12.	請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合には、建設副産物適正処理推進要綱に基づき適正に処理するものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と**協議**するものとする。	12.	請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合には、適正な方法により処理するものとする。なお、これにより難い場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
18.	請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工中予期しない地盤の沈下又は滑動等が生ずるおそれがある場合には、工事を中止し、処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	18.	請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
４－４－２	**掘削工（切土工）**	４－４－２	**掘削工（切土工）**	
１．	請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
４－４－３	**路体盛土工**	４－４－３	**路体盛土工**	
１．	請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、路体盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	４．	請負者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	内容変更
11.	請負者は、盛土工作業中、沈下等の有害な現象のあった場合にその処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	11.	請負者は、盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
12.	請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により監督職員の**承諾**を得なければならない。	12.	請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
４－４－４	**路床盛土工**	４－４－４	**路床盛土工**	
３．	請負者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	３．	請負者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	内容変更
９．	請負者は、路床盛土工作業中、沈下等の有害な現象のあった場合にその処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	９．	請負者は、路床盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
15.	請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	15.	請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４－４－５	**法面整形工**	４－４－５	**法面整形工**	
１.	請負者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かなければならない。	１.	請負者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第１編	**共通編**	第１編	**共通編**	
第５章	**無筋、鉄筋コンクリート**	第５章	**無筋、鉄筋コンクリート**	
第２節	**適用すべき諸基準**	第２節	**適用すべき諸基準**	
	土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）（平成８年３月、平成 12 年１月）		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）　（平成 14 年３月）	内容変更
	土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）（平成８年３月）		土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）　（平成 14 年３月）	内容変更
第３節	**コンクリート**	第３節	**コンクリート**	
５－３－１	**一般事項**	５－３－１	**一般事項**	
２.	請負者は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	２.	請負者は、コンクリートの施工にあたり、**土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質**の規定によらなければならない。これ以外による場合は、**設計図書**に関して施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
３.	請負者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため次の４つの対策の中のいずれか１つをとらなければならない。	３.	請負者は、コンクリートの使用にあたって「**アルカリ骨材反応抑制対策について**」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）および「**アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について**（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**しなければならない。	内容変更
（１）	安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（JIS A 5308 化学法又はモルタルバー法）注）の結果で無害と確認された骨材を使用する。なお、化学法で無害でないと判定された場合は、モルタルバー法によって判定する。			削除
（２）	低アルカリ形セメントの使用 JIS R 5210 ポルトランドセメントに規定された低アルカリ形セメントに適合したセメントを使用する。			削除
（３）	抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント［B種又はC種］あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント［B種又はC種］、もしくは混合材を混合したセメントでアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（4）	コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート１ｍ３に含まれるアルカリ総量Na2O 換算で 3.0Kg 以下にする。 注）　国土交通省の試験方法によるものとする。ただし、上記の試験に代えて、JIS A 1145（骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法））、又は JIS A 1146（骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法））を用いてもよい。			削除
５．	請負者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	５．	請負者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
５－３－２	**レディーミクストコンクリート**	５－３－２	**レディーミクストコンクリート**	
１．	請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308 （レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条３、４項の規定によるものとする。	１．	請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基く監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条３、４項の規定によるものとする。	内容変更
２．	請負者は、JIS マーク表示認定工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比の上限値及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	２．	請負者は、JIS マーク表示認定工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する**確認**資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	内容変更
５－３－３	**配合**	５－３－３	**配合**	
１．	請負者は、コンクリートの配合において、構造物の安全性を確保するために必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	１．	請負者は、コンクリートの配合において、**設計図書**の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	内容変更
		３．	請負者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は，**設計図書**に特に示されていない場合、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とするものとする。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	請負者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mm ふるいに留まる細骨材の量、5mm ふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。	4．	請負者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mm ふるいに留まる細骨材の量、5mm ふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。	項番変更
4．	請負者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員の**確認**を得なければならない。	5．	請負者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員の**確認**を得なければならない。	項番変更
5．	請負者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の**確認**を得なければならない。	6．	請負者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の**確認**を得なければならない。	項番変更
5－3－4	**材料の計量**	5－3－4	**材料の計量**	
3．	請負者は、材料の計量に係わる前各項の定期的な点検を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。	3．	請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
5－3－5	**練りまぜ**	5－3－5	**練りまぜ**	
2．	請負者は、コンクリートの練りまぜにおいて、JIS A 8603（コンクリートミキサ）を用いなければならない。ただし、請負者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことが出来るものとするが、監督職員の**承諾**を得なければならない。	2．	請負者は、コンクリートの練りまぜにおいて、JIS A 8603（コンクリートミキサ）を用いなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物で、手練りで行う場合には、請負者は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
5－3－6	**運搬**	5－3－6	**運搬**	
1．	請負者は、運搬車の使用にあたって、練りまぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起さずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、請負者は、運搬車にダンプトラック等を使用する場合には、その荷台を平滑で、かつ防水構造としなければならない。	1．	請負者は、運搬車の使用にあたって、練りまぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 なお、請負者は、運搬車にダンプトラック等を使用する場合には、その荷台を平滑で、かつ防水構造としなければならない。	内容変更
3．	請負者は、シュートを用いる場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管あるいは、これと同等以上の管を継ぎ合わせて作り、コンクリートの材料分離が起こりにくいものにしなければならない。なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない	3．	請負者は、シュートを用いる場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管あるいは、これと同等以上の管を継ぎ合わせて作り、コンクリートの材料分離が起こりにくいものにしなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
5－3－7	**コンクリート打込み**	5－3－7	**コンクリート打込み**	
3．	請負者は、コンクリートを、速やかに運搬し、直ちに打込み締固めなければならない。練りまぜてから打終わるまでの時間は外気温が 25℃を超えるときで 1.5 時間、25℃以下のときで2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	3．	請負者は、コンクリートを、速やかに運搬し、直ちに打込み締固めなければならない。練りまぜてから打終わるまでの時間は外気温が 25℃を超えるときで 1.5 時間、25℃以下のときで2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
4．	請負者は、コンクリートの打ち込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲で実施しなければならない。気温がこの範囲にない場合には、第1編 5 - 6 - 3 暑中コンクリート、第1編 5 - 6 - 4 寒中コンクリートの規定によらなければならない。	4．	請負者は、コンクリートの打ち込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編 5 - 6 - 3 暑中コンクリート、第1編 5 - 6 - 4 寒中コンクリートの規定によらなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
5．	請負者は、１回の打設で完了するような小規模構造物を除いて１回（１日）のコンクリート打設高さを**施工計画書**に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、施工方法を監督職員に**提出**しなければならない。	5．	請負者は、１回の打設で完了するような小規模構造物を除いて１回（１日）のコンクリート打設高さを**施工計画書**に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
12.	請負者は、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、1.5m以下とするものとする。	12.	請負者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、請負者は、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、1.5m以下とするものとする。	内容変更
５－３－８	**養生**	５－３－８	**養生**	
4．	請負者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を**施工計画書**に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、監督職員に**協議**しなければならない。	4．	請負者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を**施工計画書**に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。	内容変更
５－３－９	**施工継目**	５－３－９	**施工継目**	
1．	請負者は、**設計図書**で定められていない継目を設ける場合には、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。	1．	請負者は、**設計図書**で定められていない継目を設ける場合には、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び形状等を定め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。	内容変更
8．		8．	請負者は、温度変化や乾燥収縮などにより生ずるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目的を設ける場合は監督職員と**協議**の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度および機能を害さないように、その構造および位置を定めなければならない。	追加
第５節	**鉄筋**	第５節	**鉄筋**	
５－５－１	**一般事項**	５－５－１	**一般事項**	
		2．	請負者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、およびかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員にその事実が**確認**できる資料を、書面により**提出**し**確認**を求めなければならない。	新規
2．	請負者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工し、これを所定の位置に正確に、堅固に組立てなければならない。	3．	請負者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工し、これを所定の位置に正確に、堅固に組立てなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３．	請負者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	４．	請負者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	項番変更
４．	請負者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確認しなければならない。	５．	請負者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確認しなければならない。	項番変更
５．	エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を確認した場合、請負者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない	６．	エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を確認した場合、請負者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。	項番変更
５－５－３	**鉄筋の組立て**	５－５－３	**鉄筋の組立て**	
４．	請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については１㎡あたり２個以上、構造物の底面については、１㎡あたり４個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサを使用する場合は使用前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	４．	請負者は、**設計図書**に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、スペーサーの数は、はり、床版で１㎡あたり４個程度、ウェブ、壁および柱で１㎡あたり２～４個程度を設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。また、請負者は打設するコンクリートを一体化する形状のスペーサーを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
		５．	請負者は、設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鋼材と他の鉄筋とのあきを粗鋼材の最大寸法の４／３以上としなければならない。	追加
５．	請負者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて**確認**し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。	６．	請負者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて**確認**し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。	項番変更
５－５－４	**鉄筋の継手**	５－５－４	**鉄筋の継手**	
１．	請負者は、**設計図書**に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	１．	請負者は、**設計図書**に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
５－５－５	**ガス圧接**	５－５－５	**ガス圧接**	
１．	圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とすることができる。この場合、施工方法について監督職員の**承諾**を得るものとする。 また、資格証明書の写しを監督職員に**提出**するものとする。	１．	圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。 また、資格証明書の写しを監督職員に**提出**するものとする。	内容変更
２．	請負者は、鉄筋のガス圧接箇所が**設計図書**どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、鉄筋のガス圧接箇所が**設計図書**どおりに施工できない場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第６節	**特殊コンクリート**	第６節	**特殊コンクリート**	
５－６－１	**一般事項**	５－６－１	**一般事項**	
	本節は、構造物に使用する特殊コンクリートとして暑中コンクリート、寒中コンクリート、水中コンクリート、海水の作用を受けるコンクリート、超速硬コンクリートその他これらに類するコンクリートについて定めるものとする。		本節は、構造物に使用する特殊コンクリートとして暑中コンクリート、寒中コンクリート、水中コンクリート、海水の作用を受けるコンクリート、マスコンクリートその他これらに類するコンクリートについて定めるものとする。	内容修正
５－６－２	**材料**	５－６－２	**材料**	
３．		３．		
（３）	請負者は、ＡＥコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	（３）	請負者は、ＡＥコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
５－６－５	**水中コンクリート**	５－６－５	**水中コンクリート**	
７．	請負者は、コンクリートをトレミー管もしくはコンクリートポンプを用いて打込まなければならない。これにより難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	７．	請負者は、コンクリートをトレミー管もしくはコンクリートポンプを用いて打込まなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た代替工法で施工しなければならない。	内容変更
５－６－６	**海水の作用を受けるコンクリート**	５－６－６	**海水の作用を受けるコンクリート**	
２．	請負者は、**設計図書**に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上り高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	２．	請負者は、**設計図書**に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上り高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第２編	河川編	第２編	河川編	
第１章	築堤・護岸	第１章	築堤・護岸	
第５節	法覆護岸工	第５節	法覆護岸工	
１－５－７	石張り・石積み工	１－５－７	石張・石積工	
	石張り・石積み工の施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		石張・石積工の施工については、第１編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
第６節.	擁壁護岸工	第６節.	擁壁護岸工	
１－６－３	コンクリート擁壁工	１－６－３	場所打擁壁工	字句修正
第７節.	根固め工	第７節.	根固め工	
１－７－１	一般事項	１－７－１	一般事項	
２.	請負者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	２.	請負者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	内容変更
１－７－６	捨石工	１－７－６	捨石工	
２.	請負者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合は施工方法について、監督職員と**協議**しなければならない。	２.	請負者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第８節.	水制工	第８節.	水制工	
１－８－１	一般事項	１－８－１	一般事項	
３.	請負者は、水制工の施工における水制群中の各水制の設置方法及び順序について、**施工計画書**に記載しなければならない。なお、施工順序により、河床変動が著しい場合は監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	３.	請負者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
第９節.	付帯道路工	第９節.	付帯道路工	
		１－９－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	新規
１－９－２	舗装準備工	１－９－３	舗装準備工	項番変更
	舗装準備工の施工については、第１編 3-6-4 舗装準備工の規定によるものとする。		舗装準備工の施工については、第１編 3-6-4 舗装準備工の規定によるものとする。	
１－９－３	アスファルト舗装工	１－９－４	アスファルト舗装工	項番変更
１－９－４	コンクリート舗装工	１－９－５	コンクリート舗装工	項番変更
１－９－５	薄層カラー舗装工	１－９－６	薄層カラー舗装工	項番変更
１－９－６	ブロック舗装工	１－９－７	ブロック舗装工	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、**アスファルト舗装要綱第５章アスファルト舗装の施工**の規定、**アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第 10 章 10-3-7 施工**の規定、**視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第４章施工**の規定、本編 1-9-6 ブロック舗装工の規定によらなければならない。ただし、これらの規定によりがたい場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	4	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、**アスファルト舗装要綱第５章アスファルト舗装の施工**の規定、**アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第 10 章 10-3-7 施工**の規定、**視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第４章施工**の規定、本編 1-9-6 ブロック舗装工の規定によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。	内容変更
１－９－７	側溝工	１－９－８	側溝工	項番変更
10.	請負者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。	10.	請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については、設計図書によるものとし、砂質土または軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
12.	請負者は、コルゲートパイプの布設について、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。			削除
１－９－８	集水桝工	１－９－９	集水桝工	項番変更
１－９－９	縁石工	１－９－10	縁石工	項番変更
１－９－10	小型標識工	１－９－11	小型標識工	項番変更
１－９－11	路側防護柵工	１－９－12	路側防護柵工	項番変更
１－９－12	区画線工	１－９－13	区画線工	項番変更
１－９－13	境界工	１－９－14	境界工	項番変更
２．	請負者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、**設計図書**に示す深さまで掘削することが困難な場合は、処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、**設計図書**に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
１－９－14	道路付属物工	１－９－15	道路付属物工	項番変更
第２章	浚渫（川）	第２章	浚渫（川）	
第２節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	第２節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	
２－２－２	浚渫船運転工	２－２－２	浚渫船運転工	
１．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、これらの処理についてすみやかに監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、これらの処理についてすみやかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が要請した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	４．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	内容変更
第３節	浚渫工（グラブ船）	第３節	浚渫工（グラブ船）	
２－３－２	浚渫船運転工	２－３－２	浚渫船運転工	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2．	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
4．	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が要請した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	4．	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	内容変更
2－3－3	作業船運転工	2－3－3	作業船運転工	
	請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を**施工計画書**に記載しなければならない。		請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1－1-5施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。 （1） 台数 （2） 設置位置等	内容変更
第4節	配土工	第4節	配土工	
2－4－2	浚渫土処理工	2－4－2	浚渫土処理工	
3．	請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに監督職員と**協議**しなければならない。	3．	請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第3章	樋門・樋管	第3章	樋門・樋管	
第3節	樋門・樋管本体工	第3節	樋門・樋管本体工	
3－3－1	一般事項	3－3－1	一般事項	
2．	請負者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、**施工計画書**に記載しなければならない。	2．	請負者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。	内容変更
3．	請負者は、**設計図書**に定められていない仮締切を設置する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、仮締切は、堤防機能が保持できるよう安全堅固なものとしなければならない。	3．	請負者は、**堤防**に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	内容変更
4．	請負者は、樋門・樋管の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造で、かつ安全なものとしなければならない。	4．	請負者は、樋門・樋管の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	内容変更
3－3－2	作業土工（床掘り・埋戻し）	3－3－2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
2．	請負者は、基礎下面の土質が地盤改良の必要がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
3．	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督職員に**協議**しなければならない。	3．	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	内容変更
3－3－6	函渠工	3－3－6	函渠工	
5．	請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。			
（1）	請負者は、砂質土又は砂を基床とする。	（1）	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（2）	請負者は、コルゲートパイプの組立てにあたっては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。	（2）	コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。 なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	内容変更
（3）	請負者は、コルゲートパイプの予期しない沈下のおそれがあって、あげこしを行う必要が生じる場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。	（3）	請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
8．	請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。	8．		
（2）	請負者は、**設計図書**に特に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したＵ型又はＵＦ型の継手を用いなければならない。	（2）	請負者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。	内容変更
第５節	水路工	第５節	水路工	
３－５－２	側溝工	３－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	項番変更
３－５－３	集水桝工	３－５－３	側溝工	項番変更
３－５－４	作業土工（床掘り・埋戻し）	３－５－４	集水桝工	項番変更
３－５－５	堤脚水路工	３－５－５	堤脚水路工	
	請負者は、堤脚水路を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、堤脚水路を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
第６節	付属物設置工	第６節	付属物設置工	
３－６－７	境界工	３－６－７	境界工	
2．	請負者は、埋設箇所が岩盤等で、**設計図書**に示す深さまで掘削することが困難な場合は、処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、埋設箇所が岩盤等で、**設計図書**に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３－６－９	観測施設工	３－６－９	観測施設工	
	請負者は、観測施設を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、観測施設を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
第４章	水門	第４章	水門	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	建設省　仮締切堤設置基準（案）　　（平成 10 年６月）		建設省　仮締切堤設置基準（案）　　（昭和 46 年 12 月）	内容変更
第３節	水門工	第３節	水門工	
４－３－１	一般事項	４－３－１	一般事項	
3．	請負者は、水門の施工については、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、特に指定のない限り**施工計画書**に記載しなければならない。	3．	請負者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、設計図書に基づき施工しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
5.	請負者は、水門の施工において、仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	5.	請負者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	内容変更
4－3－2	材料	4－3－2	材料	
	請負者は、水門工の施工に使用する材料は**設計図書**に明示したものとし、記載ないものについては監督職員の**承諾**を得なければならない。		水門工の施工に使用する材料は**設計図書**に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
4－3－3	水門	4－3－3	水門	
1.	請負者は、掘削完了後、基礎下面の土質が**設計図書**と相違する場合には、その処置について監督職員と**協議**しなければならない。	1.	請負者は、掘削完了後、基礎下面の土質が**設計図書**と相違する場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
4－3－4	扉体、戸当り及び開閉装置	4－3－4	扉体、戸当り及び開閉装置	
	請負者は、扉の据付けにおいて、扉にたわみを生ずることのないような支保工を用いて施工しなければならない。		請負者は、扉の据付けにおいて、扉にたわみを生じさせてはならない。	内容変更
第4節	水門の塗装	第4節	水門の塗装	
4－4－2	材料	4－4－2	材料	
2.	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。 なお開缶後は、十分に撹拌したうえ、すみやかに使用しなければならない。	2.	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管しなければならない。	内容変更
4－4－3	水門塗装	4－4－3	水門塗装	
3.	請負者は、現場塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシ又はエアスプレーを使用する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	3.	請負者は、現場塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシ又はエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
8.	請負者は、海上輸送部材・海岸部に設置された部材及び塩分付着の疑いがある場合は塩分測定を行わなければならない。 塩分付着量の測定結果が NaCl 100 ㎎/㎡以上となった場合は、処理方法について監督職員と**協議**するものとする。	8.	請負者は、海上輸送部材・海岸部に設置された部材及び塩分付着の疑いがある場合は塩分測定を行わなければならない。 塩分付着量の測定結果がNaCl 100 ㎎/㎡以上となった場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更
9.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	9.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
（1）	気温、湿度の条件が表４－３の制限を満足しないとき。	（1）	気温、湿度の条件が下表の制限を満足しないとき。	内容変更
15.	下塗り	15.	下塗り	
（5）	請負者は、現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10cm の部に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては、溶接及び塗装前に除去しなければならない。なお、請負者は、防錆剤使用については監督職員の**承諾**を得なければならない。	（5）	請負者は、現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10cm の部に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては、溶接及び塗装前に除去しなければならない。なお、請負者は、防錆剤を使用する場合は、事前に設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
18.	検査	18.	検査	
（３）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により、塗装された500m^{2}単位毎25箇所（１箇所当たり５点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	（３）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により、塗装された500m^{2}単位毎25点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	内容変更
（５）	請負者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。なおこれにより難い場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。	（５）	請負者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。なおこれにより難い場合は設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
（６）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	（６）		
①	塗膜厚測定値（５点平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90%以上でなければならない。	①	塗膜厚測定値（５回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90%以上でなければならない。	内容変更
②	塗膜厚測定値（５点平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70%以上でなければならない。	②	塗膜厚測定値（５回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70%以上でなければならない。	内容変更
③	塗膜厚測定値（５点平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の 20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は、合格とするものとする。	③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の 20%を越えてはならない。ただし、平均値が目標塗膜厚以上の場合は、合格とするものとする。	内容変更
第５章	堰	第５章	堰	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編）（平成 14 年３月）		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編）（平成８年 12 月）	内容変更
	日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編）（平成 14 年３月）		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編）（平成８年 12 月）	内容変更
	日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）（平成 14 年３月）		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）（平成８年 12 月）	内容変更
第３節	工場製作工	第３節	工場製作工	
５－３－１	一般事項	５－３－１	一般事項	
２.	請負者は、製作に着手する前に、**施工計画書**に原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示した場合又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	２.	請負者は、製作に着手する前に、第１編 1-1-5 施工計画書第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または設計図書に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	内容変更
５－３－５	検査路製作工	５－３－５	検査路製作工	
１.	製作加工	１.	製作加工	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（3）	請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は監督職員の**承諾**を得て十分な施工管理を行わなければならない。	（3）	請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、桁本体の工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得て十分な施工管理を行わなければならない。	内容変更
2．	ボルト・ナットの施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	2．	ボルト・ナットの施工については、第２編 5-3-4桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－３－６	鋼製伸縮継手製作工	５－３－６	鋼製伸縮継手製作工	
2．	ボルト・ナットの施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	2．	ボルト・ナットの施工については、第２編 5-3-4桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－３－７	鋼製耐震連結装置製作工	５－３－７	鋼製耐震連結装置製作工	
（1）	請負者は、構造は両ナットを原則として割りピンを使用しなければならない。			削除
（2）	請負者は、本体及び連結プレートのピン径とピンに５mm 以上の余裕を設けなければならない。			削除
（3）	請負者は、連結プレート及びピンの防食については、**設計図書**によらければならない。	（1）	請負者は、ＰＣ鋼材定着部および取付ブラケットの防食については、**設計図書**によらければならない。	内容変更
2．	ボルト・ナットの施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	2．	ボルト・ナットの施工については、第２編 5-3-4桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－３－８	鋼製排水管製作工	５－３－８	鋼製排水管製作工	
2．	ボルト・ナットの施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	2．	ボルト・ナットの施工については、第２編 5-3-4桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－３－９	プレビーム用桁製作工	５－３－９	プレビーム用桁製作工	
1．	プレビーム用桁の製作加工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。ただし、仮組立て及び塗装は行わないものとする。	1．	プレビーム用桁の製作加工については、第２編 5-3-4桁製作工の規定によるものとする。ただし、仮組立て及び塗装は行わないものとする。	内容変更
５－３－12	アンカーフレーム製作工	５－３－12	アンカーフレーム製作工	
1．	アンカーフレーム製作工の施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	1．	アンカーフレーム製作工の施工については、第２編 5-3-4桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－３－13	仮設材製作工	５－３－13	仮設材製作工	
	請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、製作中の安全を確保できる構造と強度を有するものでなければならない。		請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	内容変更
第４節	可動堰本体工	第４節	可動堰本体工	
５－４－８	床版工	５－４－８	床版工	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3.	請負者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、監督職員と**協議**し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。	3.	請負者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。	内容変更
第５節	固定堰本体工	第５節	固定堰本体工	
５－５－１	一般事項	５－５－１	一般事項	
2.	請負者は、固定堰本体工の施工にあたっては、**ダム・堰施設技術基準（案）第７章施工の規定**によらなければならない。	2.	請負者は、固定堰本体工の施工にあたっては、**ダム・堰施設技術基準（案）第６章施工の規定**によらなければならない。	内容変更
第７節	管理橋下部工	第７節	管理橋下部工	
５－７－２	管理橋橋台工	５－７－２	管理橋橋台工	
	請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された構造によりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された構造によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第８節	鋼管理橋上部工	第８節	鋼管理橋上部工	
５－８－１	一般事項	５－８－１	一般事項	
3.	請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、安全を**確認**しておかなければならない。	3.	請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを**確認**しておかなければならない。	内容変更
4.	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを**確認**しなければならない。	4.	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを**確認**しなければならない。	内容変更
5.	請負者は、鋼管理橋の架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を**提出**しなければならない。			削除
（1）	使用材料			削除
（2）	使用機械			削除
（3）	架設方法			削除
（4）	労務計画			削除
（5）	安全衛生計画			削除
6.	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	5.	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	項番変更
５－８－２	材料	５－８－２	材料	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
1．	請負者は、仮設構造物の設計にあたっては、次の各項目について調査し安全を**確認**しなければならない。	1．	請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質･性能を**確認**しなければならない。	内容変更
（1）	考慮すべき荷重の調査	（1）	仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）	内容変更
（2）	適用法規の調査	（2）	関係法令	内容変更
（3）	部材の腐食、変形などの有無とその度合の調査	（3）	部材の腐食、変形などの有無に対する条件（既往の使用状態等）	内容変更
2．	仮設構造物の基礎は、支持、転倒、滑動に対して安定であるとともに、その変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整するものとする。	2．	請負者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	内容変更
3．	請負者は、仮設構造物の基礎の変位（鉛直、水平、傾き）が上部構造、その他に重大な損傷を与えるおそれがある場合には、本体構造物の基礎と同等の設計を行わなければならない。			削除
4．	請負者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。			削除
（1）	著しい変形、腐食のある部材は、交換するか補修を行うものとする。			削除
（2）	変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の許容応力度は、**道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編第 2 章 2.1 一般**及び **2.2 鋼材の許容応力度**によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。			削除
（3）	変形が部材長の 1/1000 を越えるものをやむを得ず使用する場合は、変形による付加曲げモーメントを考慮して耐荷力の照査を行うものとする。			削除
（4）	腐食した部材を使用する場合は、最も腐食欠損した箇所の厚さを測定し、欠損量を考慮して耐荷力の照査を行うものとする。			削除
5．	舗装工で以下の材料を使用する場合は、**設計図書**によるものとする。	3．	舗装工で以下の材料を使用する場合は、**設計図書**によるものとする。	項番変更
6．	請負者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が**承諾**した場合には、請負者は、試料及び試験結果の**提出**を省略する事ができるものとする。	4．	請負者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が**承諾**した場合には、請負者は、試料及び試験結果の**提出**を省略する事ができるものとする。	項番変更
7．	請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、材料の品質証明書を工事に使用する前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	5．	請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質証明書を監督職員に提出し、設計図書に関して承諾を得なければならない。	項番変更 内容変更
8．	請負者は、小規模工事においては、本条６項の規定に係わらず、使用実績のある以下の材料の試験成績表の**提出**によって試料及び試験結果の**提出**に代えることができるものとする。	6．	請負者は、小規模工事においては、本条４項の規定に係わらず、使用実績のある以下の材料の試験成績表の**提出**によって試料及び試験結果の**提出**に代えることができるものとする。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
9．	請負者は、小規模工事においては、本条８項の規定に係わらず、これまでの実績又は定期試験による試験結果の**提出**により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の**提出**を省略することができるものとする。	7．	請負者は、小規模工事においては、本条６項の規定に係わらず、これまでの実績又は定期試験による試験結果の**提出**により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の**提出**を省略することができるものとする。	項番変更
10.	現場塗装の材料については、第２編 5-3-2 材料の規定によるものとする。	8．	現場塗装の材料については、第２編 5-3-2 材料の規定によるものとする。	項番変更
５－８－３	地組工	５－８－３	地組工	
２．	請負者は、地組立については下記の規定によらなければならない。	２．		
（１）	部材の組立てを、組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行うものとする。			削除
（２）	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	（１）	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	項番変更
（３）	部材の接触面は、組立てに先だって清掃するものとする。			削除
（４）	部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計はその箇所の連結ボルト数の 1/3 程度を用いるのを標準とし、そのうち 1/3 以上をドリフトピンとするものとする。ただし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。			削除
（５）	組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に**報告**し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。	（２）	組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に**報告**し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。	項番変更
（６）	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを**確認**し、その結果を監督職員に**提出**するものとする。	（３）	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを**確認**し、その結果を監督職員に**提出**するものとする。	項番変更
５－８－４	架設工（クレーン架設）	５－８－４	架設工（クレーン架設）	
２．	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	２．		
（２）	架設作業を行うにあたって、クレーン架設に必要な架設地点の地耐力等安全性について検討するものとする。			削除
（３）	Ｉ桁等フランジ幅の狭い主桁を２ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、水平曲げ剛度が低いので、横倒れ座屈の検討を行うものとする。	（２）	Ｉ桁等フランジ幅の狭い主桁を２ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	項番変更 内容変更
（４）	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	（３）	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	項番変更
（５）	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力に耐える構造かどうかの断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しておくものとする。	（４）	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力に耐える構造かどうかの断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	項番変更 内容変更
（６）	架設クレーンの規格については橋体のブロック質量・現場継手位置、現場のベント設置可能位置、架設順序、輸送等を考慮して、決定するものとする。			削除
５－８－５	架設工（ケーブルクレーン架設）	５－８－５	架設工（ケーブルクレーン架設）	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１．	請負者は、ケーブルクレーン設備については下記の規定によらなければならない。			削除
（１）	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。 また、請負者は、落石のおそれのある箇所では落石防止の対策を講じなければならない。	１．	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。	項番変更 削除
（２）	ワイヤロープの端末が、ソケットでなくクリップ止めの場合には、張力増加に伴ってワイヤー径が小さくなるため、適時増締めを行うものとする。また、クリップ数及び取付け方法は、**鋼道路橋施工便覧　Ⅳ架設編 4.4.1 ワイヤロープの規定**によるものとする。			削除
２．	請負者は、アンカー設備・鉄塔基礎について、鉄塔基礎地盤やアンカーで前面土圧を考慮している場合は、降雨による流水に対して安全対策を施さなければならない。また、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮して計画時に十分検討するものとする。	２．	請負者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、桁架設について、ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。			削除
５－８－６	架設工（ケーブルエレクション架設）	５－８－６	架設工（ケーブルエレクション架設）	
２．	請負者は、桁架設については、下記の規定によらなければならない。	２．	請負者は、桁架設については、下記の規定によらなければならない。	
（１）	直吊工法	（１）	直吊工法	
①	主策のサグ変化を少なくするために、架設順序は鉄塔側から左右対称に行うものとする。			削除
②	製作キャンバーよりあげこした状態で組立て、全体荷重がかかった状態で閉合可能なスペースをとれる状態にするものとする。			削除
③	架設過程において下弦材、補剛桁などを組立てるときは、仮締めボルト、ドリフトピンの数を少なくし部材間の自由度を増す方法を検討するものとする。	①	架設過程において下弦材、補剛桁などを組立てるときは、各部材に無理な応力等が発生しないようにしなければならない。	項番変更 内容変更
④	キャンバー変化による桁端の角度の変化を検討するものとする。			削除
（２）	斜吊工法	（２）	斜吊工法	
	請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材応力と変形を検討し、安全を**確認**しなければならない。		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	内容変更
①	請負者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊 中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
②	請負者は、上下フランジの温度差によるキャンバー及び曲り量を調査し、閉合方法を検討しなければならない。特に、落し込みスペースの確保、斜吊策の調整方法を検討するものとする。			削除
③	請負者は、エンドポストを斜吊鉄塔に兼用する場合は、エンドポスト下端に一時的にヒンジを挿入して、アーチ完成後撤去しなければならない。			削除
（3）	ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。			削除
5－8－7	架設工（架設桁架設）	5－8－7	架設工（架設桁架設）	
1.	請負者は、架設桁設備については下記の規定によらなければならない。			削除
（1）	架設桁は、継手などで軸心に変化があったり、不必要な孔が部材にあったりするので、現場で組立てられた状態で再度計算し、耐力を**確認**するものとする。			削除
（2）	作業途中、橋体キャンバーなどの影響で予想外の荷重が作用することがあるので検討するものとする。			削除
2.	請負者は、軌条設備については下記の規定によらなければならない。			削除
（1）	軌条設備設置位置の地盤反力及びレールと枕木の支圧について検討し、安全を**確認**するものとする。			削除
（2）	軌条設置にあたり、レールの継手部に段差が生じないように据付けるものとする。			削除
3.	ベント設備・基礎については、第２編 5-8-4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	1.	ベント設備・基礎については、第２編 5-8-4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	項番変更
4.	請負者は、横取り設備については、橋台、橋脚に設置する横取り梁を横断勾配を考慮し、水平に設置しなければならない。	2.	請負者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。	項番変更 内容変更
5.	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	3.	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	項番変更
（1）	手延機による方法	（1）	手延機による方法	
①	地組高さ、橋体キャンバー、手延機のたわみを考慮して手延機の取付け角度を決めるものとする。			削除
②	架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を検討するものとする。	①	架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。	項番変更 内容変更
③	桁架設がローラ方式の場合は、連結部とソールプレートにテーパープレートをあらかじめ取付けて、送出し作業を容易にするものとする。			削除
（2）	移動ベントによる方法			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
	移動ベントが転倒しないように鉛直荷重、水平荷重を考慮して台車の長さや幅を拡げるなど安全性を検討し、不等沈下のないようにするものとする。また、作業時間に制限をうける場合は、事前に作業手順、作業時間及び人員配置などを検討するものとする。			削除
（3）	台船による方法	（2）	台船による方法	項番変更
①	橋体を台船に積み換える時に台船が沈む沈下量を考慮し、架台高さを計画するものとする。また、反対に台船から橋台又は橋脚に移動する場合は、台船が浮上するためジャッキアップや注排水の準備をするものとする。潮位の影響に対しても同様に検討するものとする。	①	請負者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。	内容変更
②	台船は、風、水流に影響されやすいため、送出し中には親綱と繰船ロープを配するものとする。また、後方の台車には水平方向、上下方向に移動可能なボギー方式なども設備するものとする。			削除
（4）	横取り工法	（3）	横取り工法	
②	横取り作業は、一般に水平か、多少上り勾配の方が作業性は良いが、下り勾配の場合には、おしみワイヤーをとるものとする。	②	横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとるものとする。	内容変更
③	横取り作業にはＩ桁の場合２桁以上組んだものを横取りするよう検討するものとする。また、曲線橋の場合は、転倒しないように特に注意するものとする。転倒のおそれのある場合は、中間に横取り用架台を設けるなど転倒防止策を設備して横取り作業を行うものとする。			削除
５－８－８	架設工（送出し架設）	５－８－８	架設工（送出し架設）	
１．	請負者は、送出し工法については架設中の構造系が設計上の構造系と異なり、また架設中の支持点が完成系と異なるので、設計時から架設中の応力、変形、局部応力等を検討し、また架設構造物についても応力、変形などを検討しなければならない。また、送出し作業には、いかなる場合でもおしみワイヤーを十分にとるものとする。	１．	請負者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。	内容変更
２．	桁架設の施工については、第６編 4-4-7 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。	２．	桁架設の施工については、第２編 5-8-7架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。	内容変更
５－８－９	架設工（トラベラークレーン架設）	５－８－９	架設工（トラベラークレーン架設）	
１．	請負者は、片持式工法の場合については、架設中の構造系が完成系と異なるので、架設中の部材の応力や変形について、安全性を検討しておかなければならない。	１．	請負者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	内容変更
２．	請負者は、片持架設の各段階ごとの応力とたわみの算定と、閉合直前の温度差によるキャンバーと曲がり量を調査して、あらかじめ調整装置を準備しておかなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３．	請負者は、最小断面部（連続桁の変曲点部）の応力を検討し、トラス橋の場合は、トラベラークレーンが上弦材を通る時の各段階での応力を検討して安全であることを**確認**しなければならない。			削除
４．	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力を算定し、その対策を講じなければならない。	２．	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	項番変更 内容変更
５．	請負者は、閉合のため、各支点に調整可能な装置を設置し、またセットバックして押した桁を引寄せることのできる設備を準備しなければならない。			削除
６．	請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時の上弦材応力を検討しなければならない。	３．	請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時の上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	項番変更 内容変更
７．	請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差を生じる場合があるので、施工前に検討しておかなければならない。	４．	請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。	項番変更 内容変更
５－８－１０	現場継手工	５－８－１０	現場継手工	
１．	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を 0.4 以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	１．		
（３）	接触面に（１）、（２）以外の処理を施す場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	（３）	接触面に（１）、（２）以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、締付ボルト軸力については下記の規定によらなければならない。	４．		
（３）	締付ボルト軸力を、設計ボルト軸力の 10%増にして締付けるものとする。これ以外の場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	（３）	締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の 10%増を標準とする。	内容変更
５－８－１１	橋梁現場塗装工	５－８－１１	橋梁現場塗装工	
４．	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシ又はエアスプレーを使用する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	４．	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシ又はエアスプレーを使用する場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
８．	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果が NaCl 100mg/㎡ 以上となった場合は、処置方法について監督職員と**協議**するものとする。	８．	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/㎡ 以上となった場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更
９．	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は監督職員と**協議**しなければならない。	９．	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
13.	下塗り	13.	下塗り	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（５）	請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10 ㎝の部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については監督職員の**承諾**を得なければならない。	（５）	請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10 ㎝の部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
16.	検査	16.	検査	
（３）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500 ㎡単位毎に 25 断面（１箇所当たり５点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	（３）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500 ㎡単位毎に 25点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	内容変更
（５）	請負者は、膜厚測定器として２点調整式電磁膜厚計を使用しなければならない。	（５）	請負者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。	内容変更
（６）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	（６）		
①	塗膜厚測定値（５点平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の 90%以上とするものとする。	①	塗膜厚測定値（５回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の 90%以上とするものとする。	内容変更
②	塗膜厚測定値（５点平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の 70%以上とするものとする。	②	塗膜厚測定値（５回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の 70%以上とするものとする。	内容変更
③	塗膜厚測定値（５点平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の 20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とするものとする。	③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の 20%を越えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とするものとする。	内容変更
５－８－１２	床版工	５－８－１２	床版工	
（２）	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を**確認**するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について監督職員と**協議**するものとする。	（２）	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を**確認**するものとする。出来形に誤差のある場合、設計図書に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更
（３）	型枠及び支保工は、たわみを考慮するとともに、型枠の表面は平滑とし、型枠相互及び型枠と主桁の間に隙間及びずれが生じないようにするものとする。			削除
（４）	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮するものとする。	（３）	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮するものとする。	項番変更
（５）	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。スペーサーは、１㎡当り４個以上配置するものとする。	（４）	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。スペーサーは、１㎡当たり４個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。	項番変更 内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（６）	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、**設計図書**を**確認**してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	（５）	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、**設計図書**を**確認**してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	項番変更
（７）	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は、下記によるものとする。	（６）	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は、下記によるものとする。	項番変更
（８）	連続桁の床版コンクリートの打込み順序は、桁、床版に有害な変形、内部応力が残らないように径間中央部を支点部付近より先行して打込むものとする。	（７）	連続桁の床版コンクリートの打込み順序は、桁、床版に有害な変形、内部応力が残らないように打込まなければならない。	項番変更 内容変更
（９）	単純桁の床版コンクリートは、連続して打込むものとする。やむを得ず打継目を設ける必要がある場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	（８）	単純桁の床版コンクリートは、連続して打込むものとする。やむを得ず打継目を設ける必要がある場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	項番変更 内容変更
(10)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。			削除
(11)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	（９）	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	項番変更
(12)	コンクリート打込み中、絶えず床版厚さを**確認**し、また、鉄筋及び型枠の状況について監視するものとする。打ち込み後は、コンクリート表面が乾燥しないようにし、所定の期間、養生を行わなければならない。			削除
(13)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	(10)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	項番変更 内容変更
(14)	工事完了時には、鋼桁下フランジの上面や橋脚天端にコンクリート片、木片等の異物を残さないよう十分に清掃するものとする。また、足場及び支保工解体時に主桁に損傷を与えた場合は、ただちに監督職員とその処理について**協議**するものとする。	(11)	工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第１編第１章 1-1-33 後片付け）を行わなければならない。	項番変更 内容変更
(15)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	(12)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	項番変更
５－８－１７	管理橋舗装工	５－８－１７	管理橋舗装工	
５．	請負者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、**設計図書**によらなければならない。	５．	請負者は、橋面防水工に前項以外の材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、**設計図書**によらなければならない。	内容変更
第９節	コンクリート管理橋上部工	第９節	コンクリート管理橋上部工	
５－９－１	一般事項	５－９－１	一般事項	
１．	本節は、コンクリート管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、ＰＣホロースラブ製作工、ＰＣ箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版・横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種について定めるものである。	１．	本節は、コンクリート管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンション桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、ＰＣホロースラブ製作工、ＰＣ箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版・横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種について定めるものである。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
２．	請負者は、コンクリート管理橋の施工については、次の事項を記載した**施工計画書**を**提出**しなければならない。	２．	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第１編 1-1-５施工計画書第１項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した**施工計画書**を**提出**しなければならない。	内容変更
（４）	型枠			削除
（５）	労務計画（職種、人員、作業期間、資格等）			削除
（６）	安全衛生計画（公害防止策を含む）			削除
（７）	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査、維持方法等）	（４）	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査、維持方法等）	項番変更
５－９－３	ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工	５－９－３	ポストテンション桁製作工	内容変更
３．	請負者はＰＣ緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。	３．	請負者はＰＣ緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。	
（９）	プレストレッシング終了後のＰＣ鋼材の切断は、機械的手法によるもとする。これにより難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	（９）	プレストレッシング終了後のＰＣ鋼材の切断は、機械的手法によるもとする。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	４．		
（１）	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	（１）		
⑤	グラウトは、膨張率が０％の配合とするものとする。	⑤	グラウトは、膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。	内容変更
⑥	グラウトのブリーディング率は、０％とするものとする。	⑥	グラウトのブリーディング率は、0.0%とするものとする。	内容変更
（５）	寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。	（５）	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも５日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。	内容変更
（６）	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を越えてはならない。	（６）	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に設計図書に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。	内容変更
６．	請負者は主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。	６．		
（２）	桁高が 1.5m以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、請負者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。			削除
５－９－４	プレキャストブロック桁購入工	５－９－４	プレキャストセグメント購入工	内容変更
５－９－５	プレキャストブロック桁組立工	５－９－５	プレキャストセグメント主桁組立工	内容変更
２．	請負者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならない。	２．		

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（1）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度､耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表５－11 に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては**ＪＳＣＥ－Ｈ１０１－１９９３プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書・基準編）**によるものとする。	（1）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表５－11 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後６ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては**JSCE-H101-2001プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書・規準編）**によるものとする。	内容変更
３．	ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	３．	ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	４．		
（2）	グラウトについては、第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	（2）	グラウトについては、第２編 5-9-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－９－６	ＰＣホロースラブ製作工	５－９－６	ＰＣホロースラブ製作工	
３．	コンクリートの施工については、第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	３．	コンクリートの施工については、第２編 5-9-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
４．	ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	４．	ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
６．	グラウトの施工については、第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	６．	グラウトの施工については、第２編 5-9-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－９－７	ＰＣ箱桁製作工	５－９－７	ＰＣ箱桁製作工	
２．	コンクリート・ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	２．	コンクリート・ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
４．	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製工の規定によるものとする。	４．	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第２編 5-9-3 ポストテンション桁製工の規定によるものとする。	内容変更
５－９－８	架設工（クレーン架設）	５－９－８	架設工（クレーン架設）	
２．	請負者は、プレキャスト桁の架設については、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。			削除
５－９－９	**架設工（架設桁架設）**	５－９－９	**架設工（架設桁架設）**	
１．	請負者は、既架設桁を使用して、架設しようとする桁を運搬する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。			削除
２．	請負者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3.	桁架設については、第２編 5-9-8 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	1.	桁架設については、第２編 5-9-8 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	項番変更
5－9－11	床版・横組工	5－9－11	床版・横組工	
	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、 第２編 5-9-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、 第２編 5-9-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
第６章	排水機場	第６章	排水機場	
第３節	機場本体工	第３節	機場本体工	
6－3－1	一般事項	6－3－1	一般事項	
2.	請負者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、**施工計画書**に記載しなければならない。	2.	請負者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、設計図書によるものとする。	内容変更
3.	請負者は、**設計図書**に定められていない仮締切を設置する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、仮締切は、堤防機能が保持できるよう安全堅固なものとしなければならない。	3.	請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況よってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	内容変更
4.	請負者は、機場本体工の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造で、かつ安全なものとしなければならない。	4.	請負者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	内容変更
6－3－2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6－3－2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
2.	請負者は、基礎下面の土質が不適当の場合には、その処理について監督職員と**協議**しなければならない。	2.	請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
3.	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督職員と**協議**しなければならない。	3.	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	内容変更
第４節	沈砂池工	第４節	沈砂池工	
6－4－1	一般事項	6－4－1	一般事項	
2.	請負者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、**施工計画書**に記載しなければならない。	2.	請負者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**によるものとする。	内容変更
3.	請負者は、**設計図書**に定められていない仮締切を設置する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、仮締切は、堤防機能が保持できるよう安全堅固なものとしなければならない。	3.	請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
４．	請負者は、沈砂池工の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造で、かつ安全なものとしなければならない。	４．	請負者は、沈砂池工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	内容変更
６－４－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	６－４－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
２．	請負者は、基礎下面の土質が不適当の場合には、その処理について監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	内容変更
第５節	吐出水槽工	第５節	吐出水槽工	
６－５－１	一般事項	６－５－１	一般事項	
２．	請負者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、**施工計画書**に記載しなければならない。	２．	請負者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設計図書によるものとする。	内容変更
３．	請負者は、**設計図書**に定められていない仮締切を設置する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、仮締切は、堤防機能が保持できるよう安全堅固なものとしなければならない。	３．	請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	内容変更
４．	請負者は、吐出水槽工の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造で、かつ安全なものとしなければならない。	４．	請負者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	内容変更
６－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	６－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
２．	請負者は、基礎下面の土質が不適当の場合には、その処理について監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第７章	床止め・床固め	第７章	床止め・床固め	
第３節	床止め工	第３節	床止め工	
７－３－１	一般事項	７－３－１	一般事項	
５．	請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	５．	請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
7－3－6	本体工	7－3－6	本体工	
3.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	3.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
7.	請負者は、間詰工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	7.	請負者は、間詰工の施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
7－3－8	水叩工	7－3－8	水叩工	
4.	請負者は、巨石張りの施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	4.	請負者は、巨石張りの施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
8.	請負者は、間詰工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	8.	請負者は、間詰工の施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
第4節	床固め工	第4節	床固め工	
7－4－1	一般事項	7－4－1	一般事項	
5.	請負者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	5.	請負者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	内容変更
7－4－4	本堤工	7－4－4	本堤工	
3.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	3.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
7.	請負者は、間詰工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	7.	請負者は、間詰工の施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
7－4－5	垂直壁工	7－4－5	垂直壁工	
2.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	2.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
7－4－6	側壁工	7－4－6	側壁工	
2.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によらなければならない。	2.	請負者は、植石張りの施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によらなければならない。	内容変更
第5節	山留擁壁工	第5節	山留擁壁工	
7－5－1	一般事項	7－5－1	一般事項	
2.	請負者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	2.	請負者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。	内容変更
7－5－5	石積み擁壁工	7－5－5	石積み擁壁工	
	石積み擁壁工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		石積み擁壁工の施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
第8章	河川維持	第8章	河川維持	
第3節	巡視・巡回工	第3節	巡視・巡回工	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2．	請負者は、巡視の実施時期について、**設計図書**に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、巡視の実施時期について、**設計図書**に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第４節	除草工	第４節	除草工	
８－４－２	堤防除草工	８－４－２	堤防除草工	
3．	請負者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないよう施工するものとし、危険防止の対策を講じなければならない。			削除
4．	請負者は、草の刈取り高については、10 ㎝以下として施工しなければならない。 ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高 10 ㎝以下で施工できない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	3．	請負者は、草の刈取り高については、10 ㎝以下として施工しなければならない。 ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高 10 ㎝以下で施工できない場合は、監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	項番変更 内容変更
5．	請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の地形状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	4．	請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の地形状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	項番変更
6．	請負者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。	5．	請負者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。	項番変更
第６節	構造物補修工	第６節	構造物補修工	
８－６－４	ボーリンググラウト工	８－６－４	ボーリンググラウト工	
12.	請負者は、注入の開始及び完了にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。	12.	請負者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
13.	請負者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	13.	請負者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
８－６－５	欠損部補修工	８－６－５	欠損部補修工	
1．	請負者は、補修方法について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	1．	請負者は、補修方法について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合は、監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
第７節	管理用通路補修工	第７節	管理用通路補修工	
８－７－２	材料	８－７－２	材料	
3．	請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	3．	請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
８－７－４	コンクリート舗装補修工	８－７－４	コンクリート舗装補修工	
9．	請負者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の１舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。 なお、タワミ量が 0.4 ㎜以上となった箇所については、原因を調査するとともに、その処置方法については監督職員と**協議**しなければならない。	9．	請負者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の１舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。 なお、タワミ量が 0.4 ㎜以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に監督職員と工法を**協議**しなければならない。	11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督職員と工法を**協議**しなければならない。	内容変更
８－７－５	アスファルト舗装補修工	８－７－５	アスファルト舗装補修工	
１.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	１.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	内容変更
４.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、その処置方法について施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	４.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
８.	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図面によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	８.	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は設計図面によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	内容変更
10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形又は長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形又は長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。	内容変更
８－７－６	付属物復旧工	８－７－６	付属物復旧工	
４.	請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、**設計図書**によるものとするがその位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合、監督職員と**協議**して定めなければならない。	４.	請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、**設計図書**によるものとするがその位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と**協議**して定めなければならない。	内容変更
第８節	清掃工	第８節	清掃工	
８－８－３	塵芥処理工	８－８－３	塵芥処理工	
１.	請負者は、塵芥処理工の施工について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、塵芥処理工の施工について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
８－８－４	水面清掃工	８－８－４	水面清掃工	
１.	請負者は、水面清掃工の施工について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、監督職員と**協議**しなければならない。	１.	請負者は、水面清掃工の施工について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２.	請負者は、ボート等で作業を行う場合は、救命胴衣の着用等の安全対策を講じなければならない。			削除
第９節	植栽維持工	第９節	植栽維持工	
８－９－３	樹木・芝生管理工	８－９－３	樹木・芝生管理工	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
8．	請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に**報告**し**指示**を受けなければならない。	8．	請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
9．	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに監督職員に**報告**し**指示**により修復しなければならない。	9．	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに監督職員に**報告**し**指示**により修復しなければならない。	内容変更
11.	請負者は、補植の埋戻し完了後、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。	11.	請負者は、補植の埋戻し完了後、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、敷均し後に植栽する。	内容変更
14.	請負者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に堅固に固定しなければならない。	14.	請負者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。	内容変更
16.	請負者は、管理用道路及び兼用道路等の一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとし、危険防止の対策も講じなければならない。	16.	請負者は、管理用道路及び兼用道路等の一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。	内容変更
18.	請負者は、火気を扱う場合、施工前に消防署等の関係機関との連絡を緊密にし、第三者への被害防止・類焼等の危険がないようにしなければならない。			削除
19.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は監督職員と**協議**しなければならない。	18.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	項番変更 内容変更
20.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工に支障となる、堆積土砂及びゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。	19.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工に支障となる、堆積土砂及びゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。	項番変更
21.	請負者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。	20.	請負者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。	項番変更 内容変更
22.	請負者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への**通知**の方法等について、施工前に監督職員の**指示**を受けなければならない。	21.	請負者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への**通知**の方法等について、施工前に監督職員の**指示**を受けなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
23.	請負者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含めむらの無いように散布しなければならない。	22.	請負者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含めむらの無いように散布しなければならない。	項番変更
24.	請負者は、薬剤散布に使用する薬剤の取扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	23.	請負者は、薬剤散布に使用する薬剤の取扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	項番変更
第９章	河川修繕	第９章	河川修繕	
第１節	適用	第１節	適用	
４.	請負者は、河川修繕の施工にあたって、安全かつ円滑な施工により河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。	４.	請負者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。	内容変更
第４節	側帯工	第４節	側帯工	
９－４－２	縁切工	９－４－２	縁切工	
４.	縁切工のうち、石張りの施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。	４.	縁切工のうち、石張りの施工については、第１編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
第５節	堤脚保護工	第５節	堤脚保護工	
９－５－３	石積み工	９－５－３	石積み工	
	石積み工の施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		石積み工の施工については、第１編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
９－５－５	境界工	９－５－５	境界工	
３.	請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、監督職員とその処置について**協議**しなければならない。	３.	請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第３編	海岸編	第３編	海岸編	
第１章	堤防・護岸	第１章	堤防・護岸	
第１節	適用	第１節	適用	
４．	請負者は、海岸工事の施工にあたっては、特に潮位および潮流・波浪に対する安全を**確認**した上で施工しなければならない。			削除
５．	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	４．	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	項番変更
６．	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	５．	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	項番変更
７．	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	６．	請負者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	項番変更 内容変更
第３節	**護岸基礎工**	第３節	**護岸基礎工**	
１－３－３	**捨石工**	１－３－３	**捨石工**	
２．	請負者は、施工箇所において波浪および潮流により捨石基礎に影響がある場合は、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪および流水の影響により施工方法を変更する必要がある場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を**確認**しながら施工しなければならない。	４．	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように施工しなければならない。	内容変更
１－３－４	**場所打コンクリート工**	１－３－４	**場所打コンクリート工**	
２．	請負者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を監督職員に**提出**しなければならない。	２．	請負者は、潮待作業で施工する場合は、設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず静水中で行わなければならない。	３．	請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速 5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ 50cm以下で行わなければならない。	内容変更
１－３－５	**海岸コンクリートブロック工**	１－３－５	**海岸コンクリートブロック工**	
５．	請負者は、型枠自重および製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで脱型してはならない。	５．	請負者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重および製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	内容変更
第４節	**護岸工**	第４節	**護岸工**	
１－４－１	**一般事項**	１－４－１	**一般事項**	
６．	請負者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、**設計図書**によるものとし、敷設するにあたっては、護岸ブロックを吊り金具による水平吊りで施工しなければならない。なお、吊り金具による水平吊りができない場合は、施工方法について監督職員の**承諾**を得なければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。	６．	請負者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、**設計図書**によるものとする。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－４－２	材料	１－４－２	材料	
４．	アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書および図面を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。	４．	アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書および図面を作成し、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
５．	合成繊維マットおよび帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度および縫製部の引張強度は**設計図書**によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。	５．	合成繊維マットおよび帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度および縫製部の引張強度は**設計図書**によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－４－３	**捨石張り工**	１－４－３	**捨石張り工**	
	捨石張り工の施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		捨石張り工の施工については、第１編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
１－４－４	**石張り・石積み工**	１－４－４	**石張・石積工**	内容変更
	石張り・石積み工の施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		石張・石積工の施工については、第１編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
１－４－６	**コンクリート被覆工**	１－４－６	**コンクリート被覆工**	
２．	請負者は、スリップバーを施工するにあたっては、スリップバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	２．	請負者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、**設計図書**に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず**設計図書**に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	３．	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、**設計図書**に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず**設計図書**に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
第５節	**天端被覆工**	第５節	**天端被覆工**	
１－５－１	**一般事項**	１－５－１	**一般事項**	
２．	請負者は、基礎材（路盤）および天端被覆の施工にあたっては、路床面および基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、基礎材（路盤）および天端被覆の施工にあたっては、路床面および基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第６節	**波返工**	第６節	**波返工**	
１－６－３	**波返工**	１－６－３	**波返工**	
３．	請負者は、スリップバーを施工するにあたっては、スリップバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	３．	請負者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、**設計図書**に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず**設計図書**に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	４．	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、**設計図書**に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず**設計図書**に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
５．	請負者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。	５．	請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面および基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
第７節	**裏法被覆工**	第７節	**裏法被覆工**	
１－７－１	**一般事項**	１－７－１	**一般事項**	
５．	請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面および基礎材面に異常を発見した場合は、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。	５．	請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面および基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－７－２	**石張り・石積み工**	１－７－２	**石張・石積工**	内容変更
	石張り・石積み工の施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		石張・石積工の施工については、第１編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
第８節	**水路工**			
１－８－４	**作業土工（床掘り・埋戻し）**	１－８－２	**作業土工（床掘り・埋戻し）**	項番変更
１－８－２	**側溝工**	１－８－３	**側溝工**	項番変更
１－８－３	**集水桝工**	１－８－４	**集水桝工**	
１－８－５	**堤脚水路工**	１－８－５	**堤脚水路工**	
	請負者は、堤脚水路工を**設計図書**に基づいて施工するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、堤脚水路工を**設計図書**に基づいて施工するものとする。なお、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
１－８－６	**暗渠工**	１－８－６	**暗渠工**	
７．	請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。	７．		
（１）	請負者は、コルゲートパイプの布設にあたっては、砂質土または砂を基床とする。	（１）	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。	内容変更
（２）	請負者は、コルゲートパイプの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとし、底部および頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	（２）	コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部および頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	内容変更
（３）	請負者は、コルゲートパイプの予測しない沈下のおそれがあり、あげごしを行う必要が生じた場合は、布設に先立ち、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。	（３）	請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予測しない沈下のおそれがあってあげごしが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
８．	請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項により施工しなければならない。	８．		
（１）	請負者は、JIS G 5526（ダグタイル鋳鉄管）およびJIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。	（１）	請負者は、JIS G 5526（ダグタイル鋳鉄管[FCD420]）およびJIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管[FCD420]）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。	内容変更
１－８－７	**水路接合部構造物**	１－８－７	**水路接合部構造物**	
１．	請負者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を監督職員に**提出**しなければならない。	１．	請負者は、潮待作業で施工する場合は、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず静水中で行わなければならない。	２．	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速　5cm/s以下の静水中で行わなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4.	請負者は、コンクリート打設後、**設計図書**に示す期間、海水の影響を受けないよう仮締切等により保護しなければならない。	4.	請負者は、コンクリート打設後、**設計図書**に示す期間、水の流動を防がなければならない。	内容変更
第９節	付属物設置工	第９節	付属物設置工	
１－９－６	**境界工**	１－９－６	**境界工**	
2.	請負者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	2.	請負者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第１０節	**付帯道路工**	第１０節	**付帯道路工**	
		１－10－２	**作業土工（床掘り・埋戻し）**	
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	新規
１－10－２	**舗装準備工**	１－10－３	**舗装準備工**	項番変更
１－10－３	**アスファルト舗装工**	１－10－４	**アスファルト舗装工**	項番変更
１－10－４	**コンクリート舗装工**	１－10－５	**コンクリート舗装工**	項番変更
１－10－５	**薄層カラー舗装工**	１－10－６	**薄層カラー舗装工**	項番変更
１－10－６	**側溝工**	１－10－７	**側溝工**	項番変更
	側溝工の施工については、第３編 1-8-3 側溝工の規定によるものとする。		側溝工の施工については、第３編 1-8-3 側溝工の規定によるものとする。	項番変更
１－10－７	**集水桝工**	１－10－８	**集水桝工**	項番変更
	集水桝工の施工については、第３編 1-8-3 集水桝工の規定によるものとする。		集水桝工の施工については、第３編 1-8-4 集水桝工の規定によるものとする。	項番変更
１－10－８	**縁石工**	１－10－９	**縁石工**	項番変更
１－10－９	**小型標識工**	１－10－10	**小型標識工**	項番変更
１－10－10	**路側防護柵工**	１－10－11	**路側防護柵工**	項番変更
１－10－11	**区画線工**	１－10－12	**区画線工**	項番変更
１－10－12	**境界工**	１－10－13	**境界工**	項番変更
１－10－13	**道路付属物工**	１－10－14	**道路付属物工**	項番変更
第２章	**突堤・人工岬**	第２章	**突堤・人工岬**	
第１節	**適用**	第１節	**適用**	
4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位および潮流・波浪に対する安全を**確認**した上で施工しなければならない。			削除
5.	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	4.	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	項番変更
6.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	5.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	項番変更
7.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	6.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第４節	**突堤本体工**	第４節	**突堤本体工**	
２－４－９	**ケーソン工**	２－４－９	**ケーソン工**	
６．	請負者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための措置を講じなければならない。			削除
７．	請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに監督職員に**報告**し、その処置については監督職員の**指示**によらなければならない。	６．	請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督職員に**報告**しなければならない。	項番変更 内容変更
８．	請負者は、進水方法および進水時期について事前に監督職員と**協議**しなければならない。	７．	請負者は、進水方法および進水時期については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	項番変更 内容変更
９．	請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋あるいは安全ネットもしくは吊り足場を設置し、墜落防止の措置を講じなければならない。			削除
１０．	請負者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止につとめなければならない。なお異常を発見した場合は、ただちに監督職員に**報告**し、その処置については監督職員の**指示**によらなければならない。	８．	請負者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。	項番変更 内容変更
１１．	請負者は、製作場および斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。	９．	請負者は、製作場および斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、ケーソンの保全に努めなければならない。	項番変更 内容変更
１２．	請負者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上および進水作業における事故防止につとめなければならない。	１０．	請負者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上および進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。	項番変更 内容変更
１３．	請負者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面および底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。	１１．	請負者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面および底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。	項番変更
１４．	請負者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物および埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。	１２．	請負者は、ゲート閉鎖を行う場合は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物および埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。	項番変更
１５．	請負者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。	１３．	請負者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。	項番変更
１６．	請負者は、吊り降し進水を行う場合は、使用する吊枠の形状、材質等は、施工に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。	１４．	請負者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に努めなければならない。	項番変更 内容変更
１７．	ワイヤロープ等吊具の形状寸法については、施工に先立ち監督職員に**協議**しなければならない。	１５．	吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**するものとする。	項番変更 内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１８．	請負者は、施工に先立ちケーソンに埋込まれた吊金具を点検しなければならない。			削除
１９．	請負者は、フローティングドックによるケーソン進水を行う場合、施工に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。			削除
２０．	請負者は、フローティングドックを一方に片寄らない状態で注水のうえ進水しなければならない。			削除
２１．	ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。	１６．	ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。	項番変更
２２．	請負者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを**確認**しなければならない。	１７．	請負者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを**確認**しなければならない。	項番変更
２３．	請負者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。	１８．	請負者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。	項番変更
２４．	ケーソン仮置き方法は、**設計図書**の規定によるものとする。ただし、定めのない場合は、沈設仮置きとするものとする。	１９．	請負者は、ケーソン仮置きおよび据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については設計図書によるものとし、これによりがたい場合は監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	項番変更 内容変更
２５．	請負者は、ケーソン仮置き場を事前に調査しなければならない。			削除
２６．	請負者は、ケーソン仮置きの方法および時期は、事前に監督職員と**協議**しなければならない。			削除
２７．	請負者は、ケーソン仮置きおよび据付けの際、注水時に各室の水位差は、１m以内としなければならない。	２０．	請負者は、ケーソン仮置きおよび据付けの際、注水時に各室の水位差は、１m以内としなければならない。	項番変更
２８．	請負者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを**確認**しなければならない。	２１．	請負者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを**確認**しなければならない。	項番変更
２９．	請負者は、ケーソンの仮置き期間中、気象および海象に十分注意し管理しなければならない。	２２．	請負者は、ケーソンの仮置き期間中、気象および海象に十分注意し管理しなければならない。	項番変更
３０．	請負者は、曳航、回航準備として、ケーソンを浮上する場合の方法、時期を事前に監督職員と**協議**しなければならない。			削除
３１．	請負者は、ケーソン曳航の方法および時期は、事前に監督職員と**協議**しなければならない。			削除
３２．	請負者は、ケーソンの曳航、回航に先立ち、気象および海象を十分調査し、曳航、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し曳航中、回航中に事故が生じないようにしなければならない。			削除
３３．	請負者は、ケーソンの曳航、回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他、曳航中、回航中の事故の原因となる箇所のないことを**確認**しなければならない。			削除
３４．	請負者は、曳航、回航に先立ち監督職員に**報告**しなければならない。	２３．	請負者は、曳航、回航に先立ち監督職員に**報告**しなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３５．	請負者は、ケーソン曳航におけるケーソンとの連結方法は、施工に先立ち監督職員に**報告**しなければならない。			削除
３６．	請負者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	２４．	請負者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	項番変更
３７．	請負者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。	２５．	**請負者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。また、 ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。**	項番変更 内容変更
３８．	請負者は、曳航、回航についてケーソンを対角線方向に引いてはならない。また、 ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。			削除
３９．	請負者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。	２６．	請負者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。	項番変更
４０．	請負者は、ケーソンの艤装および寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等のケーソン回航の方法および時期は事前に監督職員と**協議**しなければならない。			削除
４１．	請負者は、回航を行う場合ケーソンの上蓋は、木製および鋼製としなければならない。また、作業用マンホールを必要数設けて、水密となるよう取付けなければならない。また、ケーソン内の水は排水しなければならない。			削除
４２．	請負者は、回航を行う場合、大回しロープはワイヤロープを使用し二重回しとしなければならない。また、大回しロープの位置は、浮上付近に固定し、隅角部をゴム板または、木材で保護しなければならない。			削除
４３．	請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に**報告**しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻および異常の有無を同様に**報告**しなければならない。	２７．	請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に**報告**しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻および異常の有無を同様に**報告**しなければならない。	項番変更
４４．	請負者は、回航中、寄港または避難した場合の仮置き方法については、事前に監督職員に**報告**しなければならない。この場合、引船はケーソンを十分監視することができる位置に配置しなければならない。また出港に際しては、ケーソンの大回しロープのゆるみ、破損状況、傾斜の状態等を**確認**し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。			削除
４５．	請負者は、ケーソンの据付け方法および時期について、事前に監督職員と**協議**しなければならない。			削除
４６．	アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。	２８．	アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
４７．	請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象および海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付をしなければならない。	２９．	請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象および海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付をしなければならない。	項番変更
４８．	請負者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	３０．	請負者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	項番変更
４９．	請負者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。	３１．	請負者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。	項番変更
４１．	請負者は、回航を行う場合ケーソンの上蓋は、木製および鋼製としなければならない。また、作業用マンホールを必要数設けて、水密となるよう取付けなければならない。また、ケーソン内の水は排水しなければならない。			削除
第３章	海域堤防　（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	第３章	海域堤防　（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	
第１節	**適用**	第１節	**適用**	
４．	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位および潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。			削除
５．	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	４．	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	項番変更
６．	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	５．	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	項番変更
７．	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	６．	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸･港湾管理施設､許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	項番変更
第４章	浚渫（海）	第４章	浚渫（海）	
第１節	**適用**	第１節	**適用**	
４．	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位および潮流・波浪に対する安全を**確認**した上で施工しなければならない。			削除
５．	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	４．	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	項番変更
第２節	**浚渫工（ポンプ浚渫船）**	第２節	**浚渫工（ポンプ浚渫船）**	
４－２－２	**浚渫船運転工**	**４－２－２**	**浚渫船運転工**	
１．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に**報告**し、これらの処理について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には､速やかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が**指示**した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	4.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。	内容変更
第３節	浚渫工（グラブ船）	第３節	浚渫工（グラブ船）	
４－３－２	**浚渫船運転工**	**４－３－２**	**浚渫船運転工**	
1.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に**報告**し、これらの処理について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	1.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
2.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	2.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
4.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が**指示**した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	4.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。	内容変更
第４節				
４－４－２	**浚渫土処理工**	**４－４－２**	**浚渫土処理工**	
3.	請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	3.	請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、速やかに監督職員と設計図書に関して**協議**しなければならない。	内容変更
第５章	養浜	第５章	養浜	
第１節	**適用**	第１節	**適用**	
4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位および潮流・波浪に対する安全を**確認**した上で施工しなければならない。			削除
5.	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	4.	請負者は、工事期間中、１日１回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	項番変更
6.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	5.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保および退避設備の対策を講じなければならない。	項番変更
7.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	6.	請負者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	項番変更 内容変更
8.	請負者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。	7.	請負者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。	項番変更
9.	請負者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督職員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。	8.	請負者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督職員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。	項番変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第４編	砂防編	第４編	砂防編	
第１章	砂防ダム	第１章	砂防堰堤	内容変更
第１節	適用	第１節	適用	
１．	本章は、砂防工事における砂防土工、コンクリートダム工、鋼製ダム工、鋼製ダム工場製作工、工場製品輸送工、護床工・根固工、砂防ダム付属物設置工、付帯道路工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	１．	本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	内容変更
３．	鋼製ダム工場製作工は、本章に定める事項を除き、第６編第４章橋上部の規定によるものとする。			削除
４．	工場製品輸送工は、第１編第３章第８節工場製品輸送工の規定によるものとする。	２．	工場製品輸送工は、第１編第３章第８節工場製品輸送工の規定によるものとする。	項番変更
２．	砂防土工は、本章に定める事項を除き、第１編第４章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	３．	砂防土工は、第１編第４章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	項番変更 内容変更
５．	仮設工は、本章に定める事項を除き、第１編第３章第 10 節仮設工の規定によるものとする。	４．	仮設工は、第１編第３章第 10 節仮設工の規定によるものとする。	項番変更 内容変更
６．	その他、本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。	５．	本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。	項番変更
７．	請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない	６．	請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない	項番変更
第２節	**適用すべき諸基準**	第２節	**適用すべき諸基準**	
	日本河川協会　建設省河川砂防技術基準（案）同解説 （平成９年 10 月）			削除
	土木学会　コンクリート標準示方書（ダム編）　（平成８年３月）		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成 14 年３月）	内容変更
	土木学会　コンクリート標準示方書（施工編） （平成８年３月、平成 12 年１月）		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）　（平成 14 年３月）	内容変更
	建設省　　グラウチング技術指針・同解説　　（昭和 58 年 10 月）		国土交通省　グラウチング技術指針・同解説　　（平成 14 年３月）	内容変更
	日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編） （平成８年 12 月）		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編） （平成 14 年３月）	内容変更
第５節	**工場製作工**	第３節	**工場製作工**	
１－５－１	**一般事項**	１－３－１	**一般事項**	内容変更
１．	本節は、工場製作工として鋼製ダム製作工、鋼製ダム仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	１．	本節は、工場製作工として鋼製堰堤製作工、鋼製堰堤仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
２．	請負者は、製作に着手する前に、**施工計画書**に原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示した場合または監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	２．	請負者は、製作に着手する前に、第１編 1-1-5　**施工計画書**第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合又は設計図書に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	項番変更 内容変更

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td>１－５－２</td><td>材料</td><td>１－３－２</td><td>材料</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td>第６編 4-3-2 材料の規定によるものとする。</td><td>１．</td><td>請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数確認とし下記による。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>①</td><td>代表的な鋼板を下記の規格グループ毎に原則１枚（ロットによっては最高２枚まで）を現物立会のみによる目視およびリングマーク照合のうえ、機械試験立会のみ実施することとし、寸法その他の数値については全てミルシート等による確認とする。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（規格グループ）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>第一グループ：SS400、SM400A、SM400B、SM400C（以上４規格）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>第二グループ:SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B、SM520C（以上７規格）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>第三グループ： SM5700（以上１規格）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>代表的な鋼板以外は、全てミルシート等による員数照合、数値確認とする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>立会による材料確認結果を監督職員に提出するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>２．</td><td>請負者は、溶接材料の使用区分を表 1-1 に従って設定しなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>表１－１　溶接材材料区分
<table><tr><td></td><td>使　用　区　分</td></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr></table></td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>請負者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（１）耐候性鋼材を溶接する場合</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（２）SM490 以上の鋼材を溶接する場合</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>３．</td><td>請負者は、被覆アーク溶接棒を表 1-2 に従って乾燥させなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>表１－２　溶接棒の乾燥の温度と時間
<table><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>軟鋼用被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥(開封)後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>100～150℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>低水素系被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥(開封)後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table></td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>４．</td><td>請負者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表１－３に従って乾燥させなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>表１－３　フラックスの乾燥の温度と時間
<table><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶触フラックス</td><td>150～200℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table></td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>５．</td><td>工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（１）</td><td>請負者は、JIS に適合した塗料を使用しなければならない。また、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により監督職員の確認を得なければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（２）</td><td>請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸基準を遵守して行わなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（３）</td><td>請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（４）</td><td>請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６カ月以内、その他の塗料は製造後 12 カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</td><td></td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－５－３	**鋼製ダム製作工**	１－３－３	**鋼製堰堤製作工**	内容変更
	製作加工およびボルトナットについては第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。		鋼製堰堤製作工の施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
１－５－４	**鋼製ダム仮設材製作工**	１－３－４	**鋼製堰堤仮設材製作工**	内容変更
	製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、製作中の安全を確保できる構造と強度を有するものでなければならない。		製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	内容変更
１－５－５	**工場塗装工**	１－３－５	工場塗装工	項番変更
第３節	**コンクリートダム工**	第４節	**コンクリート堰堤工**	内容変更
１－３－１	**一般事項**	１－４－１	**一般事項**	内容変更
２．	請負者は、施工前に掘削およびコンクリート打設等の詳細な**施工計画書**を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。			削除
３．	請負者は、ダムの水通し高、袖高、堤体工の上下流のりを示すように両岸に丁張りを設け、監督職員の**確認**を受けなければならない。			削除
４．	請負者は、ダム堤敷内の土砂および礫地盤に掘割り等による仮水路を設ける場合、その底高をダムの基礎予定面より 1.0m以上高くしなければならない。			削除
１－３－２	**作業土工**			
５．	請負者は、破砕帯、断層および局部的な不良箇所の処理方法について、監督職員に**報告**し、**指示**によらなければならない。また、基礎面において湧水がある場合、その処理方法について、監督職員に**報告**し、**指示**によるものとする。	２．	請負者は、破砕帯、断層および局部的な不良岩の処理について、監督職員に報告し、指示によらなければならない。	内容変更
		３．	請負者は、基礎面における湧水の処理について、コンクリート施工前までに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	内容変更
１－３－３	**コンクリートダム本体工**			
１４．	請負者は、機械の故障、天候の変化、その他の理由で、やむを得ずコールドジョイントを設けなければならない場合には、打継目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	４．	請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
１１．	請負者は、旧コンクリートの材令が 0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は３日(中２日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は４日(中３日)、1.5m以上 2.0m以下のリフトの場合は５日(中４日)に達した後でなければ新コンクリートを打継いではならない。これによりがたい場合は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	５．	請負者は、旧コンクリートの材令が 0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は３日(中２日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は、４日(中３日)、1.5m以上～2.0m未満のリフトの場合は５日(中４日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これによりがたい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１３．	請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合、コンクリートの打込みを行ってはならない。なお、これによりがたい場合は、コンクリートの打込みおよび養生の方法・期間について、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	６．	請負者は、次の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
（１）	コンクリート打設現場の日平均気温が４℃以下になるおそれがある場合。	（１）	コンクリート打設現場の日平均気温が４℃以下になるおそれがある場合。	
（２）	打込むコンクリートの温度が 25℃以上になるおそれがある場合。	（２）	打込むコンクリートの温度が 25℃以上になるおそれがある場合。	
（３）	降雨・降雪の場合。	（３）	降雨・降雪の場合。	
（４）	強風、その他コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。	（４）	強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。	
		７．	請負者は、本条６項の場合は、養生の方法および期間について、施工前に設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－３－２	作業土木	１－４－２	作業土木（床掘り・埋戻し）	内容変更
２．	請負者は、掘削中において地質・土質の状況が**設計図書**と異なる場合、写真および図面等により記録し監督職員と**協議**しなければならない。			削除
３．	請負者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。	２．	請負者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。	項番変更
４．	請負者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないよう施工すると共に、著しい凹凸のないように整形し、浮き石などは除去しなければならない。	３．	請負者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないよう施工するものとし、浮き石などは除去しなければならない。	内容変更
		４．	請負者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。	内容変更
７．	請負者は、**設計図書**により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。	５．	請負者は、**設計図書**により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。	項番変更
８．	請負者は、監督職員の**承諾**を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。また、この埋戻しは、コンクリートで行わなければならない。	６．	請負者は、監督職員の**承諾**を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。	内容変更
		７．	請負者は、本条６項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。	項番変更
６．	請負者は、基礎面について、設計図書および監督職員との協議結果に基づき所定の深さおよび形状に掘削し、監督職員の確認を受けなければならない。	８．	請負者は、基礎面について、設計図書および監督職員との協議結果に基づき所定の深さおよび形状に掘削し、監督職員の確認を受けなければならない。特に１５m以上のコンクリート堰堤の場合は、基礎地盤としての適否について、検査職員の検査を受けなければならない。	項番変更
１－３－３	コンクリートダム本体工	１－４－３	コンクリートダム堰堤本体工	内容変更
１．	請負者は、コンクリート打込み用バケットを使用し、打設するものとする。ただし、現場の状況等の理由でこれによりがたい場合は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。			削除
２．	請負者は、初回のコンクリート打設について、監督員の**承諾**を得た後に行わなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３．	請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油および岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	１．	請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油および岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	項番変更
４．	請負者は、コンクリートを打込む岩および水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷き均した後に、コンクリートの打込みを開始しなければならない。	２．	請負者は、コンクリートを打込む基礎岩盤および水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均させなければならない。	項番変更 内容変更
５．	モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは、岩盤で２cm 程度、水平打継目で 1.5cm 程度とする。	３．	モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では２cm 程度、水平打継目では 1.5cm 程度とするものとする。	項番変更 内容変更
６．	請負者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。新旧年度打継の水平面は、硬化遅延剤、垂直面はチッピング処理を講じる。チッピングの厚さは 0.5～1.0cm 程度とする。	４．	請負者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。新旧年度打継の水平面は、硬化遅延剤、垂直面はチッピング処理を講じる。チッピングの厚さは 0.5～1.0cm 程度とする。	項番変更
７．	請負者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上１m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くにコンクリートを排出しなければならない。	５．	請負者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上１m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くにコンクリートを排出しなければならない。	項番変更
８．	請負者は、コンクリートを打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。	６．	請負者は、コンクリートを打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。	項番変更
９．	請負者は、１リフトの高さを 0.75m以上 2.0m以下とし、同一区画内を連続して打込まなければならない。地盤・岩盤または止むを得ず長い日数にわたって打止めておいたコンクリート上に打継ぐときは 0.75～1.0mのリフトで数リフト打設する。なお、１リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の１層の厚さが、40～50cm になるように打込むものとするものとする。	７．	請負者は、１リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の１層の厚さが､40～50cmになるように打込まなければならない。	項番変更 内容変更
		８．	１リフトの高さを 0.75m以上 2.0m以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。	項番変更 内容変更
１０．	請負者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	９．	請負者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	項番変更
１５．	請負者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。	１０．	請負者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合しなければならない。	項番変更
１６．	請負者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の**確認**を受けなければならない。	１１．	請負者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の**確認**を受けなければならない。	項番変更
		１２．	請負者は、吸出し防止材の施工について、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１２．	請負者は、隣接するブロックの高低差を上下流方向４リフト、ダム軸方向８リフト以内でコンクリートの打継ぎを行わなければならない。	１３．	請負者は、隣接するブロックの高低差を上下流方向４リフト、ダム軸方向８リフト以内でコンクリートの打継ぎを行わなければならない。	項番変更
１－３－５	コンクリート副ダム工	１－４－４	コンクリート副堤工	内容変更
	コンクリート副ダム工の施工については、第４編 1-3-3 コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。		コンクリート副堤工の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	内容変更
１－３－６	コンクリート側壁工	１－４－５	コンクリート側壁工	項番変更
1.	均しコンクリート、コンクリートの施工については、第４編 1-3-3 コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。	1.	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤工本体工の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
３．	請負者は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。			削除
４．	請負者は、植石張りを躯体と分離しないように施工しなければならない。	２．	請負者は、植石張りを躯体と分離しないように施工しなければならない。	項番変更
		３．	請負者は、植石を、その長手を流水方向に平行におかなければならない。	新規
		４．	請負者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。	新規
２．	前庭部側壁の打継は水叩上面と同一高さで打継いではならない。	５．	前庭部側壁の打継は水叩上面と同一高さで打継いではならない。	項番変更
１－３－４	間詰工	１－４－６	間詰工	内容変更
	間詰工の施工については、第４編 1-3-3 コンクリートダム本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。		間詰工の施工については、第４編 1-4-3 コンクリートダム堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これによりがたい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	内容変更
１－３－７	**水叩工**	１－４－７	**水叩工**	項番変更
1.	**請負者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これによりがたい場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。**	１．	**請負者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これによりがたい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。**	内容変更
２．	**コンクリート、止水板の施工については、第４編 1-3-3 コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。**	２．	**コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。**	内容変更
１－３－８	**基礎グラウチングエ**	１－４－８	**基礎グラウチングエ**	項番変更
第４節	**鋼製ダム工**	第５節	**鋼製堰堤工**	項番変更
１－４－１	**一般事項**	１－５－１	**一般事項**	項番変更
１．	本節は、鋼製ダム工として作業土工、鋼製ダム本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	１．	本節は、鋼製堰堤工として作業土工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－４－２	材料	１－５－２	材料	
	現場塗装の材料については、第６編 4-3-2 材料の規定によるものとする。		現場塗装の材料については、第４編 1-3-2材料の規定によるものとする。	項番変更
１－４－３	作業土木	１－５－３	作業土工（床掘り・埋戻し）	項番変更
	作業土工の施工については、第４編 1-3-2 作業土工の規定によるものとする。		作業土工の施工については、第４編1-4-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	内容変更
１－４－４	鋼製ダム本体工	１－５－４	鋼製堰堤本体工	内容変更
２．	隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第４編 1-3-3 コンクリートダム本体工の規定によるものとする。	２．	隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	項番変更 内容変更
５．	請負者は、作業土工の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。	５．	請負者は、作業土工(埋戻し)の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。	内容変更
１－４－６	鋼製側壁工	１－５－５	鋼製側壁工	項番変更
	鋼製側壁工の施工については、第４編 1-4-4 鋼製ダム本体工の規定によるものとする。		鋼製側壁工の施工については、第４編 1-5-4 鋼製堰堤本体工の規定によるものとする。	項番変更 内容変更
１－４－７	コンクリート側壁工	１－５－６	コンクリート側壁工	項番変更
	コンクリート側壁工の施工については、第４編 1-3-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。		コンクリート側壁工の施工については、第４編 1-4-5コンクリート側壁工の規定によるものとする。	項番変更
１－４－５	間詰工	１－５－７	間詰工	項番変更
	間詰工の施工については、第４編 1-3-4 間詰工の規定によるものとする。		間詰工の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	項番変更 内容変更
１－４－８	水叩工	１－５－８	水叩工	項番変更
	水叩工の施工については、第４編 1-3-7 水叩工の規定によるものとする。		水叩工の施工については、第４編 1-4-7 水叩工の規定によるものとする。	項番変更
１－４－９	現場塗装工	１－５－９	現場塗装工	項番変更
４．	その他、現場塗装にあたっては、第６編第４章第５節橋梁現場塗装工の規定によるものとする。			削除
１．	請負者は、鋼製ダムの現場塗装は、鋼製ダムの据付け終了後に行わなければならない。これ以外の場合は、**設計図書**によらなければならない。	１．	請負者は、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行わなければならない。これ以外の場合は、**設計図書**によらなければならない。	内容変更
２．	請負者は、鋼製ダムの据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	２．	請負者は、鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	内容変更
		３．	請負者は現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさびおよび塗膜に有害な付着物がある場合は、処置を講じなければならない。	新規
		４．	請負者は塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたは、エアレススプレーを使用する場合は、**設計図書**に関して、監督職員と**協議**しなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		5．	請負者は被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行なうものとし、素地調整は**設計図書**に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	新規
		（1）	１種ケレンについては、第４編 1-3-5 工場塗装工の規定によらなければならない。	
		6．	請負者は、素地調整にあっては第３種ケレンを行なわなければならない。	新規
		7．	請負者は、ボルト、形鋼の隅角部、その他、その他構造の複雑な部分を注意して施工しなければならない。	新規
		8．	請負者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	新規
		9．	請負者は、海上輸送部材・海岸部に組立てされた部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行なわなければならない。 塩分付着量の測定結果が Nacl 100m g／㎡以上となった場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
		10.	請負者は、下記の場合塗装を行なってはならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。	新規
		（1）	塗布作業時の気温・湿度の制限は、表１－５に示すとおりとする。	
		（2）	降雨等で表面が濡れているとき。	
		（3）	風が強いとき、およびじんあいが多いとき	
		（4）	塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	
		（5）	炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	
		（6）	その他監督職員が不適当を認めたとき。	
		11.	請負者は、鋼材表面および被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。	新規
		12.	請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	新規
		13.	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。	新規
		14.	請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分を請負者の責任により必要膜厚を確保するように施工しなければならない。	新規
		15.	下塗り	新規
		（1）	天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。	
		（2）	請負者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを**確認**したうえで行わなければならない。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		（３）	請負者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で**設計図書**に示されている場合または、監督職員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。	
		（４）	請負者は、現場溶接を行う部分およびこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接および塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接および塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	
		（５）	請負者は、第１種の素地調査を行ったときは、４時間以内に金属前処理塗装を施されなければならない。	
		16.	中塗り、上塗り	新規
		（１）	請負者は、中塗り、上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥および清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	
		（２）	請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までに速やかに塗装しなければならない。	
		17.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。 ただし、プライマーは除くものとする。	新規
		18.	検査	新規
		（１）	請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	
		（２）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定をしなければならない。	
		（３）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500 ㎡単位毎に 25 点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	
		（４）	請負者は、塗膜厚の測定を、部材ごとに測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。	
		（５）	請負者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。	
		（６）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	
		①	塗膜厚測定値（５回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の90%以上とするものとする。	
		②	塗膜厚測定値（５回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の70%以上とするものとする。	
		③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計）の 20%を超えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ３条件のうち１つでも不合格の場合は２倍の測定を行い標準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し、再検査するものとする。	
		（７）	請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を監督職員に受けなければならない。	
		19.	記録	新規
		（１）	請負者が、記録をして作成、保管する施工管理写真は、カラー写真をする。また、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	
３．	請負者は、最終塗装の完了後、鋼材の見やすい箇所にペイントまたは塩ビ系の粘着シートをもって、図１－１のとおり記録しなければならない。	（２）	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートをもって図１－１のとおり記録しなければならない。	内容変更
第６節	護床工・根固め工	第６節	護床工・根固め工	
１－６－２	作業土工	１－６－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	内容変更
１－６－３	ブロック工	１－６－３	根固ブロック工	内容変更
１－６－４	間詰工	１－６－４	間詰工	
	間詰コンクリートの施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		間詰コンクリートの施工については、第４編 1-4-3コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	内容変更
		１－６－７	元付工	新規
			元付工の施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
第７節	砂防ダム付属物設置工	第７節	砂防堰堤付属物設置工	
		１－７－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
１－７－２	堤銘板および砂防指定地標識工	１－７－３	堤銘板および砂防指定地標識工	項番変更
１－７－３	点検施設工	１－７－４	点検施設工	項番変更
１－７－４	防止柵工	１－７－５	防止柵工	項番変更
１－７－５	境界工	１－７－６	境界工	項番変更
第８節	付帯道路工	第８節	付帯道路工	
		１－８－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	
１－８－２	舗装準備工	１－８－３	舗装準備工	項番変更
１－８－３	アスファルト舗装工	１－８－４	アスファルト舗装工	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－８－４	コンクリート舗装工	１－８－５	コンクリート舗装工	項番変更
１－８－５	薄層カラー舗装工	１－８－６	薄層カラー舗装工	項番変更
１－８－６	側溝工	１－８－７	側溝工	項番変更
12.	請負者は、コルゲートパイプの布設に際し、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。	12.	請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については**設計図書**によるものとし、予期しない沈下のおそれがあって、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
１－８－７	集水桝工	１－８－８	集水桝工	項番変更
１－８－８	縁石工	１－８－９	縁石工	項番変更
１－８－９	小型標識工	１－８－10	小型標識工	項番変更
１－８－10	路側防護柵工	１－８－11	路側防護柵工	項番変更
１－８－11	区画線工	１－８－12	区画線工	項番変更
１－８－12	境界工	１－８－13	境界工	項番変更
１－８－13	道路付属物工	１－８－14	道路付属物工	項番変更
第２章	流路工	第２章	渓流保全工	内容変更
第１節	適用	第１節	適用	
		5.	請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	新規
第４節	流路工等	第３節	護岸等	
２－４－１	一般事項	２－３－１	一般事項	
２－４－２	作業土工	２－３－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
	請負者は、計画河床が現河床より高く、**設計図書**に定めのない場合、上質の材料で盛り立て、十分に転圧しなければならない。		作業土工の施工については、第４編 1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
２－４－３	コンクリート工			削除
	コンクリートの施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			
２－４－４	護岸工			削除
1.	石積およびブロック積護岸工の施工については、第１編第３章第５節石・ブロック積（張）工の規定によるものとする。			
2.	水抜孔は、**設計図書**に定めのない限り設けないものとする。ただし、湧水がある場合、監督員と**協議**し、排水上必要な水抜孔を設けなければならない。			
		２－３－３	法留基礎工	新規
			法留基礎工の施工については、第１編 3-4-3 法留基礎工の規定によるものとする。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		２－３－４	コンクリート擁壁工	新規
			コンクリート擁壁工の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	
		２－３－５	ブロック積擁壁工	新規
			ブロック積擁壁工の施工については、第１編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。	
		２－３－６	石積擁壁工	新規
			石積擁壁工の施工については、第１編 3-5-5 石張・石積工の規定によるものとする。	
		２－３－７	護岸付属物工	新規
		１．	横帯コンクリートの施工については、第１編 3-3-5 法枠工の規定によるものとする。	
		２．	プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	
		２－３－８	植生工	新規
			植生工の施工については、第１編 3-3-7 植生工の規定によるものとする。	
第３節	床固工	第４節	床固工	
２－３－１	一般事項	２－４－１	一般事項	
２－３－２	作業土工	２－４－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
	作業土工の施工については、第４編 1-3-2 作業土工の規定によるものとする。		作業土工の施工については、第４編 1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	内容変更
２－３－３	床固本体工	２－４－３	床固本体工	
１．	コンクリートの施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		床固本体工の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	
２．	止水板の施工については、第４編 1-3-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。			削除
２－３－４	垂直壁工	２－４－４	垂直壁工	
	コンクリートの施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		垂直壁工の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	
２－３－５	側壁工	２－４－５	側壁工	
１．	コンクリートの施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		側壁工の施工については、第４編 1-4-5 コンクリート側壁工の規定によるものとする。	内容変更
２．	吸出し防止材の施工については、第４編 1-3-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。			削除
２－３－６	水叩工	２－４－６	水叩工	
	コンクリートの施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		水叩工の施工については、第４編 1-4-7 水叩工の規定によるものとする。	
		２－４－７	魚道工	新規
			魚道工の施工については、第４編 1-4-3 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第５節	根固め・水制工	第５節	根固・水制工	
		２－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工については、第４編 1-4-2 作業土工の規定によるものとする。	
２－５－２	根固めブロック工	２－５－３	根固ブロック工	項番変更
２－５－３	間詰工	２－５－４	間詰工	項番変更
	間詰コンクリートの施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		間詰コンクリートの施工については、第１編 1-4-6 間詰工の規定によるものとする。	
２－５－４	捨石工	２－５－５	捨石工	項番変更
２－５－５	かご工	２－５－６	かご工	項番変更
		２－５－７	元付工	新規
			元付工の施工については、第１編第５章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
第６節	流路付属物設置工	第６節	渓流保全工付属物設置工	内容変更
第７節	付帯道路工			削除
第３章	斜面対策	第３章	斜面対策	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	地すべり対策技術協会　地すべり鋼管杭設計要領（平成８年 10 月）		地すべり対策技術協会　地すべり鋼管杭設計要領（平成２年 11 月）	項番変更
	地すべり対策技術協会　地すべり対策技術設計実施要領（平成８年 10 月）		地すべり対策技術協会　地すべり対策技術設計実施要領（平成８年３月）	項番変更
第４節	擁壁工	第４節	擁壁工	
３－４－２	作業土工	３－４－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	内容変更
３－４－６	補強土壁工	３－４－６	補強土壁工	
１．	請負者は、現地発生材を盛土材とする場合は、表土や草根類が混入しないようにしなければならない。			削除
２．	請負者は、ストリップを仮置きする場合は、水平で平らな所を選び、湾曲を避けるとともに地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。			削除
３．	請負者は、ストリップの設置に際しては、折り曲げたり、はねあげたりしてはならない。			削除
４．	請負者は、スキンの組立てに先立ち、適切な位置および間隔に基準点や丁張を設け、スキンの垂直度を**確認**しながら施工しなければならない。異常な変異が観測された場合は、ただちに作業を一時中止し、監督職員と**協議**しなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
5．	請負者は、盛土材の１層の敷均し厚を、所定の締固め度が確保でき、締固め後の仕上り面がストリップの埋設位置の高さとなるように定め、施工しなければならない。			
6．	請負者は、壁面から1.5mの範囲のまき出し、敷均し作業は、人力により行わなければならない。			
		1．	補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土の法面の安定をはかることをいうものとする。	新規
		2．	盛土材については**設計図書**によるものとする。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の**確認**を行い、**設計図書**に関して監督職員の承諾を得なければならない。	新規
		3．	請負者は、第１層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根および不陸の整地を行なうとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**のうえ基盤図に排水処理工を行なわなければならない。	新規
		4．	請負者は、**設計図書**に示された規格および敷設長を有する補強材を所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	新規
		5．	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
		6．	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、**設計図書**で特に定めのある場合を除き面状補強材に５cm 程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	新規
		7．	請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により**設計図書**に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	新規
		8．	請負者は、盛土材の敷き均しおよび締固めについては、第１編 4-3-3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出しおよび締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	新規
		9．	請負者は盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、２段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	新規
		10.	請負者は、**設計図書**に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行なわなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		11.	請負者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	新規
		12.	請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について**確認**しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
		13.	請負者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。	新規
		14.	補強材は搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することのないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。	新規
３－４－８	小型擁壁工			削除
３－４－９	落石防護工	３－４－８	落石防護工	項番変更
３－４－10	土留・仮締切工	３－４－９	土留・仮締切工	項番変更
３－４－11	水替工	３－４－10	水替工	項番変更
第５節	山腹水路工	第５節	山腹水路工	
３－５－１	一般事項	３－５－１	一般事項	
２．	請負者は、施工中工事区域内に新たにき裂の発生等異状を認めた場合、直ちに監督職員に**報告**しなければならない。	２．	請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異状を認めた場合、工事を中止し、**設計図書**に関して必要に応じて監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
		３－５－２	作業土（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工において、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
３－５－２	山腹集水路・排水路工	３－５－３	山腹集水路・排水路工	項番変更
３－５－３	山腹明暗渠工	３－５－４	山腹明暗渠工	項番変更
３－５－４	山腹暗渠工	３－５－５	山腹暗渠工	項番変更
３－５－５	集水桝工	３－５－６	集水桝工	項番変更
第６節	地下水排除工	第６節	地下水排除工	
３－６－１	一般事項	３－６－１	一般事項	
２．	請負者は、削孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに監督職員に**報告**し、**指示**によらなければならない。	２．	請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに監督職員に**報告**し、**設計図書**に関して**指示**を受けなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	請負者は、削孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、速やかに監督職員に**報告**し、**指示**によらなければならない。	3．	請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、速やかに監督職員に**報告**し、**設計図書**に関して**指示**を受けなければならない。	内容変更
5．	請負者は、集排水ボーリング工の施工に先立ち、集水井内の酸素濃度測定等を行い、ガス噴出・酸欠等の恐れのある場合には換気等について、施工前に監督職員と**協議**しなければならない。			削除
6．	請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督職員に**報告**し、**指示**によらなければならない。	5．	請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督職員に**報告**し、**設計図書**に関して**指示**を受けなければならない。	内容変更 項番変更
7．	請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	6．	請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	項番変更
3－6－2	作業土工	3－6－2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
3－6－4	集水井工	3－6－4	集水井工	
	請負者は、集水井の設置位置および深度について、現地の状況により**設計図書**に定めた設置位置および深度に支障のある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、集水井の設置位置および深度について、現地の状況により**設計図書**に定めた設置位置および深度に支障のある場合は、監督職員と**設計図書**について**協議**しなければならない。	
第7節	地下水遮断工	第7節	地下水遮断工	
3－7－4	小型擁壁工			削除
3－7－5	固結工	3－7－4	固結工	項番変更
3－7－6	矢板工	3－7－5	矢板工	項番変更
第8節	抑止杭・アンカー工	第8節	抑止杭・アンカー工	
3－8－1	一般事項	3－8－1	一般事項	
2．	請負者は、杭の施工順序について、**施工計画書**に記載しなければならない。	2．	請負者は、杭の施工順序については第1編 1-5-1 第1項の**施工計画書**の記載内容に加えて杭の施工順序について、**施工計画書**に記載しなければならない。	内容変更
3－8－6	抑止アンカー工	3－8－6	抑止アンカー工	
3．	請負者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含まないものを使用しなければならない。また、周辺地盤、アンカー定着地盤に影響を及ぼす恐れのある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	3．	請負者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含まないものを使用しなければならない。また、周辺地盤、アンカー定着地盤に影響を及ぼす恐れのある場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
4．	請負者は、**設計図書**に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について、監督職員と**協議**しなければならない。	4．	請負者は、**設計図書**に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
3－8－7	ＰＣ法枠工	3－8－7	アンカー工（プレキャストコンクリート板）	内容変更
1．	請負者は、ＰＣ法枠工の施工順序を**施工計画書**に記載しなければならない。	1．	請負者は、ＰＣ法枠工の施工については第1編 1-1-5 の**施工計画書**第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３．	請負者は、ＰＣ法枠の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険のないように除去しなければならない。	３．	請負者は、ＰＣ法枠の基面処理において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第５編	ダム編	第５編	ダム編	
第１章	コンクリートダム	第１章	コンクリートダム	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	土木学会　コンクリート標準示方書（ダム編）　（平成８年３月）		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成 14 年３月）	内容変更
第３節	掘削工	第３節	掘削工	
１－３－６	不良岩等の処理	１－３－６	不良岩等の処理	
１．	請負者は、局部的不良岩および破砕帯、断層の処理にあたっては、**設計図書**に示す方法によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、局部的不良岩および破砕帯、断層の処理にあたっては、**設計図書**に示す方法によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、**設計図書**に示す方法によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、**設計図書**に示す方法によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第４節	ダムコンクリート工	第４節	ダムコンクリート工	
１－４－２	原石骨材	１－４－２	原石骨材	
２．	原石採取	２．	原石採取	
（３）	請負者は、原石採取中および原石採取終了後において、落石が生じないように浮き石除去を行わなければならない。	（３）	請負者は、原石の採取にあたっては、**設計図書**に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
１－４－４	配合	１－４－４	配合	
１．	請負者は、**設計図書**に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、**設計図書**に示す資料により、監督職員の**承諾**を得なければならない。	１．	請負者は、**設計図書**に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、**設計図書**に示す資料を**提示**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
２．	請負者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、**設計図書**に示す資料により監督職員の**承諾**を得なければならない。	２．	請負者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、**設計図書**に示す資料を**提示**し監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－４－７	コンクリートの運搬	１－４－７	コンクリートの運搬	
３．	請負者は、コンクリートの運搬にあたっては、バケットによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	３．	請負者は、コンクリートの運搬にあたっては、バケットによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－４－８	打込み開始	１－４－８	打込み開始	
１．	請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。	１．	請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－４－９	コンクリートの打込み	１－４－９	コンクリートの打込み	
６．	請負者は、コンクリートの打ち上がり速度については、次によらなければならない。	６．	請負者は、コンクリートの打ち上がり速度については、次によらなければならない。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（1）	打ち上がり速度は、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、監督職員の**承諾**を得なければならない。	（1）	請負者は打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
9．	請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区画内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、施工方法について監督職員の**承諾**を得て施工面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならない。	9．	請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区画内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならない。	内容変更
12.	請負者は、次の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督職員の**承諾**を得なければならない。	12.	請負者は、次の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督職員の**承諾**を得なければならない。	
（4）	強風その他コンクリート打込みに支障を及ぼすおそれがある場合	（4）	その他コンクリートの品質に悪影響を及ぼすおそれがある事象がある場合	内容変更
13.	請負者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	13.	請負者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
1－4－11	継目	1－4－11	継目	
2．	請負者は、**設計図書**に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	2．	請負者は、**設計図書**に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
4．	請負者は、水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と**協議**しなければならない。 　やむを得ずチッピングを行わなければならない場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	4．	請負者は、**設計図書**に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と**協議**しなければならない。やむを得ずチッピングを行わなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
6．	請負者は、長期間打止めした水平打継目の処理にあたっては、処理方法等について監督職員の**承諾**を得なければならない。	6．	請負者は、長期間打止めした水平打継目の処理にあたっては、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第5節	型枠工	第5節	型枠工	
1－5－1	一般事項	1－5－1	一般事項	
3．	請負者は、型枠の構造および使用方法について、製作前に構造図を監督職員に**提出**しなければならない。	3．	請負者は、型枠の構造および使用方法については、**設計図書**によるものとし、製作前に構造図について監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
4．	請負者は、組立ておよび取りはずしが安全にでき、モルタルが漏れない構造の型枠を使用しなければならない。	4．	請負者は、モルタルが漏れない構造の型枠を使用しなければならない。	内容変更
1－5－3	型枠の組立て取りはずし移動	1－5－3	型枠の組立て取りはずし移動	
1．	請負者は、型枠の組立てにあたっては、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。ただし、これ以外の場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	1．	請負者は、型枠の組立てにあたっては、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。ただし、これ以外の場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	請負者は、型枠の取りはずし時期および順序については、監督職員の**承諾**を得なければならない。	3．	請負者は、型枠の取りはずし時期および順序については、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
1－5－4	型枠の取りはずし後の処理	1－5－4	型枠の取りはずし後の処理	
1．	請負者は、コンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部および型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、処理方法等について監督職員の**承諾**を得なければならない。	1．	請負者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部および型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第6節	表面仕上げ工	第6節	表面仕上げ工	
1－6－2	表面仕上げ	1－6－2	表面仕上げ	
3．	請負者は、ダムの越流部で、型枠に接しない部分の表面仕上げにあたっては、かなこてを用い平滑に仕上げなければならない。	3．	請負者は、ダムの越流部、導流部および減勢部のコンクリートの表面は、平滑で不陸のない表面に仕上げなければならない。またダムの越流部で、型枠に接しない部分の表面仕上げにあたっては、かなこてを用い平滑に仕上げなければならない。	内容変更
第7節	埋設物設置工	第7節	埋設物設置工	
1－7－2	冷却管設置	1－7－2	冷却管設置	
1．	請負者は、**設計図書**に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	1．	請負者は、**設計図書**に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
2．	請負者は、冷却管の設置に先立ち、設置計画図により、監督職員の**承諾**を得なければならない。	2．	請負者は、冷却管の設置に先立ち、設置計画図により、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
5．	請負者は、コンクリート打込み中に冷却管の事故等が発生した場合には直ちに通水およびコンクリートの打込みを中止し、監督職員の**指示**により打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。	5．	請負者は、コンクリート打込み中に冷却管の故障が発生した場合には直ちに通水およびコンクリートの打込みを中止し、監督職員の**指示**により打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。	内容変更
第8節	パイプクーリング工	第8節	パイプクーリング工	
1－8－3	冷却用設備	1－8－3	冷却用設備	
1．	請負者は、冷却用設備の設置にあたっては、次の事項に基づき設置計画図により、監督職員の**承諾**を得なければならない。	1．	請負者は、冷却用設備の設置にあたっては、次の事項に基づき設置計画図を**提示**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第10節	継目グラウチング工	第10節	継目グラウチング工	
1－10－3	施工設備等	1－10－3	施工設備等	
2．	圧力計	2．	圧力計	
	請負者は、**設計図書**に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、監督職員の**承諾**を得なければならない。また、圧力計の設置箇所は、監督職員の**承諾**を得なければならない。		請負者は、**設計図書**に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の**承諾**を得なければならない。また、圧力計の設置箇所は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
3．	充水用水槽	3．	充水用水槽	
	請負者は、充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設けなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。		請負者は、充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設けなければならない。ただし、これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4．	水およびセメント等の計量	4．	水およびセメント等の計量	
	請負者は、水およびセメントの計量にあたっては、監督職員の**承諾**を得た方法によらなければならない。		請負者は、水およびセメントの計量にあたっては、**設計図書**に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
1－10－4	施　工	1－10－4	施　工	
1．	洗浄および水押しテスト	1．	洗浄および水押しテスト	
	請負者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄および水押しテストを行い、監督職員の**承諾**を得なければならない。		請負者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄および水押しテストを行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
2．	コーキング	2．	コーキング	
（1）	請負者は、水押しテストの結果、漏えい箇所が検出されたときには糸鉛、綿糸、モルタル急硬剤によりコーキングを行わなければならない。ただし、これ以外の材料による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	（1）	請負者は、水押しテストの結果、漏えい箇所が検出されたときには糸鉛、綿糸、モルタル急硬剤によりコーキングを行わなければならない。ただし、これ以外の材料による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
5．	測　定	5．	測　定	
（2）	継目の動きの測定は、堤体内に埋設された継目計またはダイヤルゲージで行い、動きの状況は、自動計測記録装置を使用し記録しなければならない。 また、これらの型式、規格、設置場所等は監督職員の**承諾**を得なければならない。	（2）	継目の動きの測定は、堤体内に埋設された継目計またはダイヤルゲージで行い、動きの状況は、自動計測記録装置を使用し記録しなければならない。 また、これらの型式、規格、設置場所等については監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第11節	閉塞コンクリート工	第11節	閉塞コンクリート工	
1－11－1	一般事項	1－11－1	一般事項	
2．	請負者は、堤内仮排水路部、その他工事の便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートで完全に詰めるものとし、その時期は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	2．	請負者は、堤内仮排水路部、その他工事の便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートで完全に詰めるものとする。	内容変更
1－11－2	コンクリートの施工	1－11－2	コンクリートの施工	
1．	請負者は、閉塞コンクリートの運搬および打込み方法については、監督職員の**承諾**を得なければならない。	1．	請負者は、閉塞コンクリートの運搬および打込み方法については、**施工計画書**に記載し、監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
3．	請負者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法については、監督職員の**承諾**を得なければならない。	3．	請負者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
1－12－3	雨水等の処理	1－12－3	雨水等の処理	
	請負者は、工事区域内に流入した雨水等の処理にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。		請負者は、工事区域内に流入した雨水等の処理にあたっては、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第2章	フィルダム	第2章	フィルダム	
第3節	盛立土	第3節	盛立土	
2－3－1	一般事項	2－3－1	一般事項	
4．	運搬路等	4．	運搬路等	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（1）	請負者は、コアゾーンおよびフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、および位置については、監督職員の**承諾**を得なければならない。	（1）	請負者は、コアゾーンおよびフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、および位置については、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
7．	請負者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、監督職員の**指示**する方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。	7．	請負者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、**設計図書**に関して、監督職員の**指示**する方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。	内容変更
2－3－2	材料採取	2－3－2	材料採取	
2．	請負者は、監督職員の**指示**または**承諾**なしに、材料を本工事以外の工事に使用してはならない。	2．	請負者は、監督職員の**設計図書**に関する**指示**または**承諾**なしに、材料を本工事以外の工事に使用してはならない。	内容変更
4．	採取	4．	採取	
（3）	請負者は、材料採取中および採取終了後において、落石が生じないように浮き石除去を行わなければならない。	（3）	請負者は、原石の採取にあたっては、**設計図書**に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員を**協議**しなければならない。	内容変更
2－3－5	コアの盛立	2－3－5	コアの盛立	
4．	請負者は、まき出された材料が、**設計図書**に示す含水比を確保できない場合には、監督職員の**指示**に従い処置しなければならない。	4．	請負者は、まき出された材料が、**設計図書**に示す含水比を確保できない場合には、**設計図書**に関して監督職員の**指示**に従い処置しなければならない。	内容変更
7．	請負者は、締固め中に降雨等で作業を中断する場合には、既に締固められた面および締固められていない面について、監督職員の**承諾**を得た方法で雨水の浸透を防ぐ措置を講じなければならない。	7．	請負者は、締固め中に降雨等で作業を中断する場合には、既に締固められた面および締固められていない面について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た方法で雨水の浸透を防ぐ措置を講じなければならない。	内容変更
第3章	基礎グラウチング	第3章	基礎グラウチング	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	建設省　グラウチング技術指針　（昭和58年6月）		改訂　「グラウチング技術指針」　平成15年4月 国土交通省河川局治水課	内容変更
第4節	グラウチング工	第4節	グラウチング工	
3－4－4	セメントミルクの製造および輸送	3－4－4	セメントミルクの製造および輸送	
2．	請負者は、水およびセメントの計量にあたっては、監督職員の**承諾**を得た方法によらなければならない。なお、計量装置は**設計図書**に従い定期的に検査し、検査結果を監督職員に**提出**しなければならない。	2．	請負者は、水およびセメントの計量にあたっては、**設計図書**に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た方法によらなければならない。なお、計量装置は**設計図書**に従い定期的に検査し、検査結果を監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
3－4－5	注入管理	3－4－5	注入管理	
	請負者は、注入にあたっては、注入記録装置を流量圧力制御装置とグラウトレコーダとに併設して管理しなければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ**報告**しなければならない。		請負者は、水およびセメントの計量にあたっては、**設計図書**に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ**報告**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３－４－７	注入	３－４－７	注入	
２．	請負者は、注入の開始および完了にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。	２．	請負者は、注入の開始および完了にあたっては、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
７．	請負者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一次中断する場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。	７．	請負者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一次中断する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
10.	請負者は、注入中、岩盤表面等へのミルクの漏えい等に注意をはらい、ミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。ただし、これ以外の材料による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	10.	請負者は、注入中、岩盤表面等へのミルクの漏えい等に注意をはらい、ミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。ただし、これ以外の材料による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第６編	道路編	第６編	道路編	
第１章	道路改良	第１章	道路改良	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	国土開発技術研究センター　ＰＣボックスカルバート道路埋設指針　（平成３年10月）			削除
	国土開発技術研究センター　鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針　（平成３年７月）			削除
	日本道路協会　落石対策便覧　（昭和58年７月）		日本道路協会　落石対策便覧　（平成12年６月）	内容変更
			日本道路協会　道路防雪便覧　（平成２年５月）	新規
第３節	工場製作工	第３節	工場製作工	
１－３－２	遮音壁支柱製作工	１－３－２	遮音壁支柱製作工	
２．	請負者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	２．	請負者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、**設計図書に関して**監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第４節	法面工	第４節	法面工	
１－４－１	一般事項	１－４－１	一般事項	
２．	請負者は法面の施工にあたって、**道路土工―のり面工・斜面安定工指針３．設計と施工、のり枠工の設計・施工指針　第５章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　第７章施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	２．	請負者は法面の施工にあたって、**道路土工―のり面工・斜面安定工指針３．設計と施工、のり枠工の設計・施工指針　第５章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　第７章施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－４－５	アンカー工	１－４－５	アンカー工	
４．	請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、**設計図書**に示された削孔長さに変化が生じた場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	４．	請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、**設計図書**に示された削孔長さに変化が生じた場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
11.	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験により、変位特性を**確認**し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は **グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　第８章試験**によるものとする。	11.	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験により、変位特性を**確認**し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は **グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　第８章試験**によるものとする。	内容変更
12.	請負者は、アンカー足場を設置する場合、堅固な地盤に設定するものとし、削孔機械による荷重に耐えうる構造のものを設置しなければならない。			削除
１－４－７	かご工	１－４－６	かご工	項番変更
７．	請負者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を**施工計画書**に記載しなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
8．	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	7．	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	内容変更
１－４－６	プレキャスト法枠工	１－４－７	プレキャスト工（プレキャストコンクリート板）	項番変更
1．	請負者は、ＰＣ法枠工の施工順序を**施工計画書**に記載しなければならない。	1．	請負者は、アンカー工（プレキャストコンクリート板）の施工にあたり、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**の記載内容に加えて、アンカー工（プレキャストコンクリート板）の施工順序を記載し、**提出**しなければならない。	内容変更
2．	請負者は、ＰＣ法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。	2．	請負者は、アンカー工（プレキャストコンクリート板）を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。	内容変更
3．	請負者は、ＰＣ法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	3．	請負者は、アンカー工（プレキャストコンクリート板）を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	内容変更
4．	請負者は、プレキャストコンクリート板の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は、落下の危険のないように除去しなければならない。	4．	請負者は、プレキャストコンクリート板の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等が表れた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第５節	擁壁工	第５節	擁壁工	
１－５－１	一般事項	１－５－１	一般事項	
2．	請負者は、擁壁工の施工にあたっては、**道路土工ー擁壁・カルバート・仮設構造物工指針２－７施工一般**及び土木構造物標準設計第２巻解説書４．３施工上の注意事項の規定によらなければならない。	2．	請負者は、擁壁工の施工にあたっては、**道路土工ー擁壁工指針２－５・３－４施工一般**および**土木構造物標準設計第２巻解説書４．３施工上の注意事項**の規定によらなければならない。	内容変更
１－５－７	補強土壁工	１－５－７	補強土壁工	
1．	請負者は、現地発生材を盛土材とする場合は、表土や草根類が混入しないように除去しなければならない。	1．	補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土の法面の安定をはかることをいうものとする。	内容変更
2．	請負者は、補強材を仮置する場合は、水平で平らな所を選び、湾曲を避けるとともに、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で 覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	2．	盛土材については**設計図書**によるものとする。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の**確認**を行い、監督職員の承諾を得なければならない。	内容変更
3．	請負者は、補強材の施工については、**設計図書**に従い設置し、折り曲げたり、はねあげたりしてはならない。	3．	請負者は、第１層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根および不陸の整地を行なうとともに、監督職員と**設計図書**に関して**協議**のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	内容変更
4．	請負者は壁面材を仮置きする場合は、水平で平らなところを選び、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	4．	請負者は、**設計図書**に示された規格および敷設長を有する補強材を所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	内容変更
5．	請負者は、壁面材の組立てに先立ち、適切な位置及び間隔に基準点や丁張を設け、壁面材の垂直度を**確認**しながら施工しなければならない。異常な変異が観測された場合は、ただちに作業を一時中止し、監督職員と**協議**しなければならない。	5．	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
6．	請負者は、盛土材の１層の敷均し厚は、所定の締固め度が確保でき、締固め後の仕上り面が補強材の埋設位置の高さとなるように定め、施工しなければならない。	6．	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、面状補強材に５cm 程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	内容変更
7．	請負者は、壁面付近の巻き出し、敷均し作業は、各補強土壁工法のマニュアルに基づき行わなければならない。	7．	請負者は現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により**設計図書**に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	内容変更
		8．	請負者は、盛土材の敷き均しおよび締固めについては、第１編 4-3-3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出しおよび締固めは、壁面材側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	新規
		9．	請負者は盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、２段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	新規
		10.	請負者は、**設計図書**に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行なわなければならない。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	新規
		11.	請負者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	新規
		12.	請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について**確認**しながら施工しなければならない。予期できなっかた許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。	新規
		13.	請負者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。	新規
		14.	請負者は搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。	新規
１－５－８	井桁ブロック工	１－５－８	井桁ブロック工	
	請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。	1．	請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。	内容変更
		2．	請負者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		3．	請負者は、背後地山と接する個所には吸出し防止材を施工しなければならない。	内容変更
１－５－９	小型擁壁工			
	小型擁壁工の施工については、第１編第５章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			削除
１－５－10	土留・仮締切工	１－５－９	土留・仮締切工	項番変更
１－５－11	水替工	１－５－10	水替工	項番変更
第６節	石・ブロック積（張）工	第６節	石・ブロック積（張）工	
１－６－１	一般事項	１－６－１	一般事項	
１．	本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	１．	本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石張・石積工その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
１－６－５	石積（張）工	１－６－５	石張・石積工	内容変更
	石積（張）工の規定については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		石張・石積工の規定については、第１編 3-5-5 石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更
第７節	カルバート工	第７節	カルバート工	
１－７－１	一般事項	１－７－１	一般事項	
２．	請負者は、カルバートの施工にあたっては、**道路土工－擁壁工指針、カルバート指針、仮設構造物工指針３－６施工一般、道路土工－排水工指針　２－３道路横断排水、ＰＣボックスカルバート道路埋設指針４施工**の規定によらなければならない。	２．	請負者は、カルバートの施工にあたっては、**道路土工－カルバート指針４－１施工一般、道路土工－排水工指針２－３道路横断排水**の規定によらなければならない。	内容変更
１－７－２	材料	１－７－２	材料	
	請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、**ＰＣボックスカルバート道路埋設指針２製品規格、鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針２製品規格**の規定によらなければならない。		請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、**道路土工－カルバート工指針３－１－２材料と許容応力度**の規定によらなければならない。	内容変更
１－７－６	現場打カルバート工	１－７－６	現場打カルバート工	
４．	請負者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。			削除
５．	請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。	４．	請負者は、目地材および止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。	項番変更
１－７－７	プレキャストカルバート工	１－７－７	プレキャストカルバート工	
３．	請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、**ＰＣボックスカルバート道路埋設指針４．５．４**及び**鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針４．４．３**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	３．	請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、**道路土工－ボックスカルバート工指針４－２－２（２）敷設工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第８節	小型水路工	第８節	小型水路工	
		１－８－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	新規
１－８－２	側溝工	１－８－３	側溝工	項番変更
１．	請負者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	１．	請負者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施工方法について**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
５．	請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたり、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。	５．	請負者は、コルゲートフリュームの布設条件（地盤条件・出来形等）については**設計図書**によるものとし、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
６．	請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	６．	請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
１－８－３	管渠工	１－８－４	管渠工	項番変更
１．	請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	１．	請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	内容変更
１－８－４	集水桝・マンホール工	１－８－５	集水桝・マンホール工	項番変更
３．	請負者は、集水桝及びマンホール工の施工については、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	３．	請負者は、集水桝及びマンホール工の施工については、路面との高さ調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－８－５	地下排水工	１－８－６	地下排水工	項番変更
１－８－６	作業土工（床掘り・埋戻し）			削除
	作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。			削除
１－８－７	現場打（組立）水路工	１－８－７	現場打（組立）水路工	
１．	請負者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	１．	請負者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第９節	落石雪害防止工	第９節	落石雪害防止工	
１－９－１	一般事項	１－９－１	一般事項	
２．	請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、危険と思われる斜面内の浮石、転石がある場合は、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、災害防止のための措置をとった後速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	２．	請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、工事着手前及び工事中に斜面内に新たな落石箇所を発見したときは、監督職員に**報告**し、防止対策について監督職員の**指示**によらなければならない。	３．	請負者は、工事着手前及び工事中に**設計図書**に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、監督職員に**報告**し、**設計図書**に関して監督職員の**指示**を受けなければならない。	内容変更
１－９－２	**材料**	１－９－２	材料	
	請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、記載のないものについては監督職員の**承諾**を得なければならない。		請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、**設計図書**に記載のないものについては、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－９－４	**落石防止網工**	１－９－４	落石防止網工	
１．	請負者は、落石防止網工の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、落石防止網工の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、現地の状況により、**設計図書**に示された設置方法によりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、現地の状況により、**設計図書**に示された設置方法によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
１－９－７	雪崩予防柵工	１－９－７	雪崩予防柵工	
		４．	請負者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。	新規
第 10 節	遮音壁工	第 10 節	遮音壁工	
１－10－２	材料	１－10－２	材料	
５．	請負者は、遮音壁付属物に使用する材料は、**設計図書**に明示したものとし、これ以外については監督職員の**承諾**を得なければならない。	５．	請負者は、遮音壁付属物に使用する材料は、**設計図書**に明示したものとし、これ以外については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－10－５	遮音壁基礎工	１－10－５	遮音壁基礎工	
	請負者は、支柱アンカーボルトの設置について、**設計図書**によるものとし、これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。		請負者は、支柱アンカーボルトの設置について、**設計図書**によるものとし、これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
１－10－６	遮音壁本体工	１－10－６	遮音壁本体工	
１．	遮音壁本体の支柱の施工については、所定の位置にまっすぐ建て込まなければならない。	１．	遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、**設計図書**によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。支柱立込みの精度は道路遮音壁設置基準６施工によるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第２章	舗装	第２章	舗装	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。		請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。	内容変更
	日本道路協会　アスファルト舗装要綱　（平成４年 12 月）			削除
	日本道路協会　簡易舗装要綱　（昭和 54 年 10 月）		日本道路協会　簡易舗装要綱　（平成 13 年 12 月）	内容変更
			日本道路協会　舗装施工便覧　（平成 13 年 12 月）	新規
			日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説　（平成 13 年７月）	新規
			舗装設計施工指針　（平成 13 年 12 月）	新規
第３節	舗装工	第３節	舗装工	
２－３－１	一般事項	２－３－１	一般事項	
３．	請負者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２－３－４	橋面防水工	２－３－４	橋面防水工	
４．	請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、**道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料第４章の施工**の規定及び第１編 3-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。	４．	請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、**道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料第４章の施工**の規定および第６編 2-3-4 橋面防水工および第１編 3-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。	内容変更
５．	請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に**報告**し、排水設備の設置などについて監督職員の**指示**に従わなければならない。	５．	請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に**報告**し、排水設備の設置などについて、**設計図書**に関して監督職員の**指示**に従わなければならない。	内容変更
２－３－６	アスファルト舗装工	２－３－６	アスファルト舗装工	
１．	請負者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第１編 2-10-1 一般瀝青材料の３項に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。	１．	請負者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第１編 2-10-1 一般瀝青材料の３項に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）またはた改質アスファルトⅡ型と同等品以上を使用しなければならない。	内容変更

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td>４．</td><td>請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第５章の施工及び第９章９－２－３半たわみ性舗装工の施工の規定、簡易舗装要綱において路盤の施工及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第 10 章 10－３－７施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定及び第１編 3-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</td><td>４．</td><td>請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、<u>舗装施工便覧第８章 8-3-8 半たわみ性舗装工</u>の規定、<u>舗装施工便覧、第５章および第６章　路盤の施工および表層の施工</u>の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第 10 章 10-3-7 施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工および基層・表層の施工の規定、<u>第６編 2-3-6 半たわみ性舗装工および</u>第１編 3-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>２－３－７</td><td>排水性舗装工</td><td>２－３－７</td><td>排水性舗装工</td><td></td></tr>
<tr><td>２．</td><td>請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第５章の施工及び第９章 9-5-5 排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定、排水性舗装技術指針（案）の第５章施工及び第１編 3-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</td><td>２．</td><td>請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、<u>舗装施工便覧第８章 8-3-6 排水性舗装工</u>の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工および基層・表層の施工の規定、排水性舗装技術指針（案）の第５章施工、<u>第６編 2-3-7 排水性舗装工</u>および第１編 3-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>５．</td><td>排水性舗装用混合物の配合には表２－３を標準とし、表２－４に示す目標値を満足するように決定する。なお、排水性混合物の配合設計は、ダレ試験、カンタブロ試験の併用により最適アスファルト量を設定後、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</td><td>５．</td><td>排水性舗装用混合物の配合には表２－３を標準とし、表２－４に示す目標値を満足するように決定する。なお、排水性混合物の配合設計は、<u>排水性舗装技術指針（案）</u>による「<u>排水性舗装技術指針（案）第４章 4-3 室内設計アスファルト量の設定</u>に従い最適アスファルト量を設定後」マーシャル安定度試験、透水試験およびホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略する。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td>表２－３　排水性混合物の標準的な粒度範囲</td><td></td><td>表２－３　排水性混合物の標準的な粒度範囲</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">ふるい目
呼び寸法</td><td colspan="2">粒度範囲</td></tr>
<tr><td>最大粒径(13)</td><td>最大粒径(20)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">通過質量百分率（%）</td><td>26.5mm</td><td>－</td><td>100</td></tr>
<tr><td>19.0mm</td><td>100</td><td>95～100</td></tr>
<tr><td>13.2mm</td><td>90～100</td><td>64～84</td></tr>
<tr><td>4.75mm</td><td>11～35</td><td>10～31</td></tr>
<tr><td>2.36mm</td><td>10～20</td><td>10～20</td></tr>
<tr><td>75μm</td><td>3～7</td><td>3～7</td></tr>
<tr><td colspan="2">アスファルト量</td><td colspan="2">5</td></tr>
</table>
</td><td></td><td>
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">ふるい目
呼び寸法</td><td colspan="2">粒度範囲</td></tr>
<tr><td>最大粒径(13)</td><td>最大粒径(20)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">通過質量百分率（%）</td><td>26.5mm</td><td>－</td><td>100</td></tr>
<tr><td>19.0mm</td><td>100</td><td>95～100</td></tr>
<tr><td>13.2mm</td><td>90～100</td><td>64～84</td></tr>
<tr><td>4.75mm</td><td>11～35</td><td>10～31</td></tr>
<tr><td>2.36mm</td><td>10～20</td><td>10～20</td></tr>
<tr><td>75μm</td><td>3～7</td><td>3～7</td></tr>
<tr><td colspan="2">アスファルト量</td><td colspan="2"><u>4～6</u></td></tr>
</table>
</td><td>内容変更</td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
7．	施工方法については、以下の各規定によらなければならない。	7．	施工方法については、以下の各規定によらなければならない。	
（1）	既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に**報告**するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置を監督職員の**承諾**を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）	（1）	既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に**報告**するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）	内容変更
8．	一般部、交差点部の標準的な１日あたりの施工工程を**施工計画書**に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	8．	請負者は、第１編 1-5-5 **施工計画書**の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な１日あたりの施工工程を**施工計画書**に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	内容変更
２－３－８	グースアスファルト舗装工	２－３－８	グースアスファルト舗装工	
1．	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。	1．	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、１種ケレン（プラスト処理）を施すものとする。	内容変更
2．	請負者は、基盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、基盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
5．	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工にあたっては、**アスファルト舗装要綱第９章グースアスファルト舗装の施工**の規定によらなければならない。	5．	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工にあたっては、**舗装施工便覧第８章 8-3-9 グースアスファルト舗装**の規定によらなければならない。	内容変更
6．	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	6．	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	内容変更
（2）	接着剤の規格は表２－５を満足するものでなければならない。	（2）	接着剤の規格は表２－５、表２－６を満足するものでなければならない。	内容変更
	表２－５　接着剤の規格		**表２－５　接着剤の規格**	
			注：基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。	新規

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td>8．</td><td>グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。</td><td>8．</td><td>グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>アスファルトの標準混合量の規格は表２－８に適合するものとする。</td><td>（2）</td><td>標準アスファルトの量の規格は表２－８に適合するものとする。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td>表２－８　アスファルトの標準混合量</td><td></td><td>表２－８　標準アスファルト量</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>請負者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。</td><td>（3）</td><td>請負者は、グースアスファルトの粒度およびアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、<u>設計図書</u><u>に関して</u>監督職員の承諾を得なければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>9．</td><td>設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。</td><td>9．</td><td>設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>（1）</td><td>示方配合されたグースアスファルト混合物は表２－９の基準値を満足するものでなければならない。</td><td>（1）</td><td>示方配合された<u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルト混合物は表２－９の基準値を満足するものでなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td>表２－９　グースアスファルトの基準値</td><td></td><td>表２－９　アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td><table><tr><th>項目</th><th>基準値</th></tr><tr><td>流動性試験、リュエル流動性（240℃）　sec</td><td>20 以下</td></tr><tr><td>貫入量試験、貫入量（40℃、52.5kg／cm²、30 分）　mm</td><td>1～4</td></tr><tr><td>ホイールトラッキング試験、動的安定度（60℃、6.45kg／cm²）回／mm</td><td>300 以上</td></tr><tr><td>曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)</td><td>8.0X10^{-3} 以上</td></tr></table></td><td></td><td><table><tr><th>項目</th><th>基準値</th></tr><tr><td>流動性試験、リュエル流動性（240℃）　sec</td><td><u>3～20</u></td></tr><tr><td>貫入量試験、貫入量（40℃、52.5kg／cm²、30 分）　mm</td><td><u>表層 1~4</u>
<u>表層 1~6</u></td></tr><tr><td>ホイールトラッキング試験、動的安定度（60℃、6.4kg／cm²）回／mm</td><td>300 以上</td></tr><tr><td>曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)</td><td>8.0X10^{-3} 以上</td></tr></table></td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>10.</td><td>現場配合については、請負者は舗設に先立って第６編 2-3-8 グースアスファルト舗装工の９項の（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又は、アスファルト量の修正を行わなければならない。</td><td>10.</td><td>現場配合については、請負者は舗設に先立って第６編 2-3-8 グースアスファルト舗装工の<u>９項の（４）</u>で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、<u>クッカー車でクッキング後</u>その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又は、アスファルト量の修正を行わなければならない。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>11.</td><td></td><td>11.</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（1）</td><td>グースアスファルトの標準加熱温度は表２－10 を満足するものとする。</td><td>（1）</td><td><u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの標準加熱温度は表２－10 を満足するものとする。</td><td>内容変更</td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
２－３－９	コンクリート舗装工	２－３－９	コンクリート舗装工	
３．	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は監督職員の**承諾**を得なければならない。	３．	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
２－３－11	ブロック舗装工	２－３－11	ブロック舗装工	
４．	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、**アスファルト舗装要綱第５章アスファルト舗装の施工**の規定、**アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第１０章１０－３－７施工**の規定、**視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第４章施工**の規定によらなければならない。	４．	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、**舗装施工便覧第８章８－３－１８インターロッキング舗装の施工**の規定、**アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第１０章１０－３－７施工**の規定、**視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第４章施工**の規定、第６編２－３－１１ブロック舗装工の規定によらなければならない。	内容変更
第４節	路面排水工	第４節	路面排水工	
		２－４－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻しの規定によるものとする。	新規
２－４－２	側溝工	２－４－３	側溝工	項番変更
２－４－３	管渠工	２－４－４	管渠工	項番変更
２－４－４	街渠桝・マンホール工	２－４－５	街渠桝・マンホール工	項番変更
２－４－５	排水性舗装用路肩排水工	２－４－６	排水性舗装用路肩排水工	項番変更
第５節	防護柵工	第５節	防護柵工	
２－５－１	一般事項	２－５－１	一般事項	
２．	請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して、監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
		２－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	新規
２－５－２	路側防護柵工	２－５－３	路側防護柵工	項番変更
２－５－３	防止柵工	２－５－４	防止柵工	項番変更
第６節	標識工	第６節	標識工	
２－６－１	一般事項	２－６－１	一般事項	
２．	請負者は、**設計図書**により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、**設計図書**により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して、監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２－６－５	大型標識工	２－６－５	大型標識工	
２．	請負者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第７節	道路付属施設工	第７節	道路付属施設工	
２－７－１	一般事項	２－７－１	一般事項	
２．	請負者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、**設計図書に関して**監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２－７－２	材料	２－７－２	材料	
		６．	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類および使用量は、**設計図書**によるものとする。	新規
６．	つる性植物は、樹勢があり、樹幹の割れや病害虫等のない優良な栽培品とする。			削除
７．	竹類は、直立茎に接続した地下茎を有する栽培品とする。			削除
８．	ヤシ、シュロ、の樹高は、幹部の垂直高をいい、カナリーヤシ、ワシントンヤシ、の幼樹など主幹の短いものは地際から葉先までとする。			削除
９．	コウライシバ、ノシバは、以下によるものとする。			削除
（１）	芝は、土付とし、良く刈込んだほふく茎密な上質の栽培品あり、雑草、樹木根、笹根など雑物の混入や病害虫の被害のないものでなければならない。			削除
（２）	請負者は、芝のはぎ取り後、運搬その他に日時を要したもの、及びむれ、腐れ、枯死、乾燥等発育不良品は用いてはならない。			削除
（３）	芝面積は実面積とする。			削除
10.	改良バーミューダグラス、リュウノヒゲ、笹類は、以下によるものとする。			削除
（１）	改良バーミューダグラスは、生育良好な１株３芽以上の苗で、雑草根等の混入や茎葉の乾燥、変色のない優良品でなければならない。			削除
（２）	リュウノヒゲは、発育旺盛な１株３芽以上の栽培品で、枯葉を取り除き、葉先を切りそろえた乾燥していない優良品でなければならない。			削除
（３）	笹類は、発育旺盛な１株５芽以上の鉢もの、又は同等品以上の栽培品とし、乾燥していない優良品でなければならない。			削除
11.	草花は、草せいが良く、病害虫のない優良品、球根類は充実した病害虫のない良品でなければならない。			削除
12.	客土及び目土は、以下によるものとする。			削除
（１）	客土及び目土は、雑草、がれき、ささ根等の混入及び病害虫等に侵されていないもので、あらかじめ試料を**提出**し、監督職員の**承諾**を得たものでなければならない。			削除
（２）	玉物、株物を密植する場合は、上層 30cm の客土分、１本植の場合は埋戻土について土壌改良剤を監督職員と協議の上、混入するものとする。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
13.	樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によるものとする。			削除
14.	道路植栽工で使用する土壌改良剤、肥料及び支柱等植栽用資材は、以下によるものとする。			削除
（1）	土壌改良剤及び肥料は、指定された品質、形状及び成分を有する良質なものとし、搬入前に監督職員に見本を提出して承諾を得なければならない。			削除
（2）	支柱、添木及び控杭は規定の寸法を有し、割れ、腐れがなく平滑な幹材であって、皮はぎ丸太とし、クレオソート２回塗等の防腐処理をしたものでなければならない。また、自然素材以外の支柱を用いる場合は、指定された品質を有するもので監督職員の承諾を得たものでなければなない。			削除
（3）	竹は２年生以上で、曲がりがなく、ねばり強く、腐食、虫食、変色等がない新材の節止め品でなければならない。			削除
（4）	杉皮は、大節、割れ、腐れ等のない良品で、幅 30cm 以上のものでなければならない。			削除
（5）	しゅろ縄、わら縄は、それぞれ３mm、８mm 以上の径をもち、より合せが均等で強じんなものでなければならない。			削除
（6）	こも及び空俵は、損傷のない新鮮なものでなければならない。			削除
（7）	竹目串は、長さ 18cm 以上、幅 1.2cm 以上とし頭部に節をつけたものでなければならない。			削除
（8）	亜鉛引鉄線は 18 番線以上のものとし、第１編 2-7-9 鉄線に準ずる。			削除
（9）	鉄丸くぎは、JISA5508 に適合したものでなければならない。			削除
15.	道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、**設計図書**によるものとする。	7．	道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、**設計図書**によるものとする。	項番変更
16.	踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。	8．	踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。	項番変更
17.	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、**設計図書**によるものとする。	9．	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、**設計図書**によるものとする。	項番変更
18.	組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第１編 2-9-2 セメントコンクリート製品の規定もしくは、**設計図書**によるものとする。	10.	組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第１編 2-9-2 セメントコンクリート製品の規定もしくは、**設計図書**によるものとする。	項番変更
19.	組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、**設計図書**によるものとする。	11.	組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、**設計図書**によるものとする。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
２－７－６	道路植栽工	２－７－６	道路植栽工	
		１．	請負者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。また、樹木の掘取り、荷造りおよび運搬は１日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、完全な養生をし速やかに植なければならない。	新規
		２．	請負者は、植栽帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	新規
		３．	請負者は、植樹施工にあたり、**設計図書**および監督職員の**指示**する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。	新規
		４．	請負者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤および使用方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	新規
		５．	請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に報告し**指示**を受けなければならない。	新規
		６．	請負者は、植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。	新規
		（１）	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に**報告**し**指示**を受けなければならない。	新規
		（２）	樹木植え付けは、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、がれき、不良土、その他樹木の生育に害のあるものは除去しなければならない。	新規
		（３）	植付けは現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。	新規
		（４）	寄植および株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。	新規
		７．	請負者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつくなど、根の周りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		8．	請負者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。	新規
		9．	請負者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。	新規
1．	請負者は、植付け時期について、植栽材料の適期を選び、特に干天、凍霜の時期は避けなければならない。			削除
2．	請負者は、植付け時期について、あらけじめ監督職員の**承諾**を得たものでなければならない。			削除
3．	請負者は、工期の都合で不適期に植付けなければならない時は、十分養生を行わなければならない。			削除
4．	請負者は、植付けにあたり、既存樹木の配置を考慮して、まず主となる地点を中心に景趣の骨組みをつくり、それにしたがって漸次全体に植栽しなければならない。			削除
5．	上木と下木は、それぞれ調和するよう配植しなければならない。			削除
6．	請負者は、植付けにあたり、堀取り後速やかに行うことを原則とするが、数日間放置する場合は、仮植等完全な養生を施し、根の乾燥などによる傷みを防止する処置を講じなければならない。			削除
7．	植栽地は、重機等により過度に締め固められるなど、植物の生育に悪影響を及ぼすことのないよう適切な対策を講じなければならない。			削除
8．	請負者は、植付けにあたり、あらかじめ、適度に枝葉を切りつめたり、根部の切りもどしを行うなどの活着を助ける処置を講じなければならない。			削除
9．	植穴は、根鉢、枝張り等に応じて十分余裕のある大きさに掘り、不良土、がれき、その他樹木の生育に不適切なものを取り除き、底部を耕し、良質土を中高に敷きならさなければならない。			削除
10.	請負者は、植付けにあたり、樹木の表裏、向きをよく見極めて、植穴の中心に植え付けるものとする。			削除
11.	請負者は、植付けにあたり、植付けの深さは、植栽地計画地盤と根元(旧接地点)が接する深さとし、あらかじめ沈みを見込まなければならない。			削除
12.	請負者は、埋めもどしにあたり、がれき、ごみ等の雑物及び有害物質を除いた現場土で監督職員の承諾を得たもの、又は、客土をもって行うこととするが、その前に根巻のなわ、わら、こも等は除去しなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
13.	請負者は、埋めもどしにあたり、原則として水極めとするが、樹種、植付け時期等により土極めとする場合は、監督職員と協議しなければならない。冬期に水極めをする場合は、凍結等のないよう十分な養生をしなければならない。			削除
14.	請負者は、水極めにあたり、埋めもどし土を入れながら水を注ぎ、土が鉢に密着するよう棒などで良く突き入れ、この操作を数回繰り返した後鉢を埋め、水が引くのをまって全部を埋めもどし、深さ 10～15cm 程度の水鉢を切って仕上げるものとする。土極めにあたっては、水を使わずに埋めもどし土と鉢とが密着するよう棒などで良く突き入れながら数回にわたって埋めもどし、水極めと同様に水鉢を切って仕上げるものとする。			削除
15.	請負者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	10.	請負者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	項番変更
16.	請負者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に堅固に固定しなければならない。	11.	請負者は、樹名板の設置について、添木および樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。	内容変更
17.	底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工方法及び施工範囲を定め監督職員と**協議**しなければならない。	12.	底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
18.	植栽箇所の掘削土その他の諸材料は一般交通の障害とならないよう速やかに処理しなければならない。			削除
２－７－10	ケーブル配管工	２－７－10	ケーブル配管工	
	ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第６編 2-4-2 側溝工、2-4-4 街渠桝・マンホール工の規定によるものとする。		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第６編 2-4-3 側溝工、2-4-5 街渠桝・マンホール工の規定によるものとする。	内容変更
２－７－11	照明工	２－７－11	照明工	
２．	請負者は、アースオーガにより掘削を行う場合、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。	２．	請負者は、アースオーガにより掘削を行う場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に**報告**し**指示**を受けなければならない。	内容変更
４．	請負者は、照明柱の建込みについては、付近の構造物、道路交通に特に支障にならないようつとめなければならない。			削除
第３章	橋梁下部	第３章	橋梁下部	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）　（平成８年 12 月）		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）　（平成 14 年３月）	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第３節	工場製作工	第３節	工場製作工	
３－３－１	一般事項	３－３－１	一般事項	
２．	請負者は、**施工計画書**に、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	２．	請負者は、製作に着手する前に、第１編 1-1-５**施工計画書**第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	内容変更
３．	請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員の**承諾**を得るものとする。	３．	請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更
８．	請負者は、工場製作工の施工については、**道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）15 章施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	８．	請負者は、工場製作工の施工については、**道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）17 章施工**の規定によらなければならない。	内容変更
第４節	工場製作工	第４節	橋台工	内容変更
３－４－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	３－４－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
	作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。		作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
３－４－８	躯体工	３－４－８	橋台躯体工	内容変更
３．	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	３．	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
４．	請負者は、支承部の箱抜きの施工については、**道路橋支承便覧第５章支承の施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	４．	請負者は、支承部の箱抜きの施工については、**道路橋支承便覧第５章支承の施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
６．	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	６．	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
7.	請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。			削除
8.	請負者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。	7.	請負者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。	項番変更
9.	請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	8.	請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	項番変更
10.	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。	9.	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。	項番変更
11.	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。	10.	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。	項番変更
第５節	ＲＣ橋脚工	第５節	ＲＣ橋脚工	
３－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	３－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
	作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。		作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	項番変更
３－５－９	鋼管井筒基礎工	３－５－９	ＲＣ躯体工	
	ＲＣ躯体工の施工については、第６編 3-4-8 躯体工の規定によるものとする。		ＲＣ躯体工の施工については、第６編 3-4-8 橋台躯体工の規定によるものとする。	項番変更
第６節	鋼製橋脚工	第６節	鋼製橋脚工	
３－６－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	３－６－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
	作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。		作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	項番変更
３－６－９	橋脚フーチング工	３－６－９	橋脚フーチング工	
6.	請負者は、フーチングの箱抜きの施工については、**道路橋支承便覧第５章支承の施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	6.	請負者は、フーチングの箱抜きの施工については、**道路橋支承便覧第５章支承の施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
7．	請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。			削除
8．	請負者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は**設計図書**によるものとする。	7．	請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。	項番変更
３－６－10	橋脚架設工	３－６－10	橋脚架設工	
1．	請負者は、橋脚架設工の施工については、第６編第４章第４節鋼橋架設工（クレーン架設）、**道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第１５章施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	1．	請負者は、橋脚架設工の施工については、第６編第４章第４節鋼橋架設工（クレーン架設）、**道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第１５章施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
5．	請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。			削除
6．	請負者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。	5．	請負者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。	項番変更
7．	請負者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	6．	請負者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	項番変更
8．	請負者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は**設計図書**によるものとする。	7．	請負者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は**設計図書**によるものとする。	項番変更
３－６－１１	現場継手工	３－６－１１	現場継手工	
2．	請負者は、現場継手工の施工については、**道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）１５章施工、鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第２章架設工事**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	2．	請負者は、現場継手工の施工については、**道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）１５章施工、鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第２章架設工事**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
第７節	護岸工	第７節	護岸工	
３－７－８	石張・石積工	３－７－８	石張・石積工	
	石張・石積工の施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。		石張・石積工の施工については、第１編 3-5-5 石張・石積工の規定によるものとする。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３－７－11	覆土工	３－７－11	覆土工	
	覆土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。		覆土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	内容変更
第４章	鋼橋上部	第４章	鋼橋上部	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	建設省　歩道及び立体横断施設の構造について（昭和 48 年５月）			削除
			日本道路協会　鋼道路端の疲労設計指針　（平成 14 年３月）	新規
第３節	工場製作工	第３節	工場製作工	
４－３－１	一般事項	４－３－１	一般事項	
２．	請負者は、製作に着手する前に、**施工計画書**に原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示した場合又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	２．	請負者は、製作に着手する前に、第１編 1-1-5 **施工計画書**の第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	内容変更
４－３－４	検査路製作工	４－３－４	検査路製作工	
１．	製作加工	１．	製作加工	
（３）	請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は監督職員の**承諾**を得て十分な施工管理を行わなければならない。	（３）	請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取り付ける場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て十分な施工管理を行わなければならない。	内容変更
４－３－６	鋼製耐震連結装置製作工	４－３－６	鋼製耐震連結装置製作工	
１．	製作加工	１．	製作加工	
（１）	請負者は、構造は両ナットを原則として割りピンを使用しなければならない。			削除
（２）	請負者は、本体及び連結プレートのピン径とピンに５㎜以上の余裕を設けなければならない。			削除
（３）	請負者は、連結プレート及びピンの防食については、**設計図書**によらなければならない。	（１）	請負者は、ＰＣ鋼材定着部および取付ブラケットの防食については、**設計図書**によらなければならない。	内容変更 項番変更
２．	ボルト・ナットの施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	（２）	ボルト・ナットの施工については、第１編 3-3-14 桁製作工の規定によるものとする。	内容変更 項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
４－３－７	鋼製排水管製作工	４－３－７	鋼製排水管製作工	
１．	製作加工	１．	製作加工	
（１）	請負者は、排水管及び取付金具の防食ついては、**設計図書**によらなければならない。	（１）	請負者は、排水管及び取付金具の防食については、**設計図書**によらなければならない。	内容変更
４－３－13	仮設材製作工	４－３－13	仮設材製作工	
	請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、製工中の安全を確保できる構造と強度を有するものでなければならない。		請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを**確認**しなければならない。	内容変更
第４節	鋼橋架設工	第４節	鋼橋架設工	
４－４－１	一般事項	４－４－１	一般事項	
３．	請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、安全を**確認**しておかなければならない。	３．	請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを**確認**しておかなければならない。	内容変更
４．	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを**確認**しなければならない。	４．	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できるだけの規模と強度を有することを**確認**しなければならない。	内容変更
５．	請負者は、鋼橋の架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を**提出**しなければならない。			削除
（１）	使用材料			削除
（２）	使用機械			削除
（３）	架設方法			削除
（４）	労務計画			削除
（５）	安全衛生計画			削除
４－４－２	材料	４－４－２	材料	
１．	請負者は、仮設構造物の設計にあたっては、次の各項目について調査し安全を**確認**しなければならない。	１．	請負者は、**設計図書**に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を**確認**しなければならない。	内容変更
（１）	考慮すべき荷重の調査	（１）	仮設構造物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）	内容変更
（２）	適用法規の調査	（２）	関係法令	内容変更
（３）	部材の腐食、変形などの有無とその度合の調査	（３）	部材の腐食、変形などの有無に対する条件（既往の使用状態など）	内容変更
２．	仮設構造物の基礎は、支持、転倒、滑動に対して安定であるとともに、その変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整するものとする。	２．	請負者は、仮設構造物の変位が上位構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	請負者は、仮設構造物の基礎の変位（鉛直、水平、傾き）が上部構造、その他に重大な損傷を与えるおそれがある場合には、本体構造物の基礎と同等の設計を行わなければならない。			削除
4．	請負者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。			削除
（1）	著しい変形、腐食のある部材は、交換するか補修を行なうものとする。			削除
（2）	変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の許容応力度は、**道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第２章２．１一般**及び**２．２鋼材の許容応力度**によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。			削除
（3）	変形が部材長の 1/1000 を越えるものをやむを得ず使用する場合は、変形による付加曲げモーメントを考慮して耐荷力の照査を行なうものとする。			削除
（4）	腐食した部材を使用する場合は、最も腐食欠損した箇所の厚さを測定し、欠損量を考慮して耐荷力の照査を行なうものとする。			削除
４－４－３	地組工	４－４－３	地組工	
2．	請負者は、地組立については下記の規定によらなければならない。	2．	請負者は、地組立については下記の規定によらなければならない。	
（1）	部材の組立てを、組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行なうものとする。			削除
（2）	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	（1）	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	項番変更
（3）	部材の接触面は、組立てに先だって清掃するものとする。			削除
（4）	部材の組立に使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計はその箇所の連結ボルト数の 1/3 程度を用いるのを標準とし、そのうち 1/3 以上をドリフトピンとするものとする。ただし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。			削除
（5）	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に**報告**し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。	（2）	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に**報告**し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。	項番変更
（6）	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを**確認**し、その結果を監督職員に**提出**するものとする。	（3）	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを**確認**し、その結果を監督職員に**提出**するものとする。	項番変更
４－４－４	架設工（クレーン架設）	４－４－４	架設工（クレーン架設）	
1．	請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力の安全性を**確認**しておかなければならない。	1．	請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を**確認**しておかなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2．	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	2．	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	
（2）	架設作業を行うにあたって、クレーン架設に必要な架設地点の地耐力等安全性について検討するものとする。			削除
（3）	Ｉ桁等フランジ幅の狭い主桁を２ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、水平曲げ剛度が低いので、横倒れ座屈の検討を行うものとする。	（2）	Ｉ桁等フランジ幅の狭い主桁を２ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	内容変更 項番変更
（4）	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	（3）	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	項番変更
（5）	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力に耐える構造かどうかの断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しておくものとする。	（4）	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力に耐える構造かどうかの断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	項番変更
（6）	架設クレーンの規格については橋体のブロック質量・現場継手位置、現場のベント設置可能位置、架設順序、輸送等を考慮して、決定するものとする。			削除
４－４－５	架設工（ケーブルクレーン架設）	４－４－５	架設工（ケーブルクレーン架設）	
1．	請負者は、ケーブルクレーン設備については下記の規定によらなければならない。			削除
（1）	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので正しい方向、位置に設置するものとする。	1．	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。	項番変更
	また、請負者は、落石のおそれのある箇所では落石防止の対策を講じなければならない。			削除
（2）	ワイヤロープの端末が、ソケットでなくクリップ止めの場合には、張力増加に伴ってワイヤー径が小さくなるため、適時増締めを行うものとする。また、クリップ数及び取付け方法は、**鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編４．４．１ワイヤロープ**の規定によるものとする。			削除
2．	請負者は、アンカー設備・鉄塔基礎について、鉄塔基礎地盤やアンカーで前面土圧を考慮している場合は、降雨による流水に対して安全対策を施さなければならない。また、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮して計画時に十分検討するものとする。	2．	請負者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮したものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4．	請負者は、桁架設について、ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。			削除
4－4－6	架設工（ケーブルエレクション架設）	4－4－6	架設工（ケーブルエレクション架設）	
1．	請負者は、ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第6編 4-4-5 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によらなければならない。	1．	請負者は、ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第２編 5-8-5 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によらなければならない。	内容変更
2．	請負者は、桁架設については、下記の規定によらなければならない。	2．	請負者は、桁架設については、下記の規定によらなければならない。	
（1）	直吊工法	（1）	直吊工法	
①	主策のサグ変化を少なくするために、架設順序は鉄塔側から左右対称に行うものとする。	①	請負者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	内容変更
②	製作キャンバーよりあげこした状態で組立て、全体荷重がかかった状態で閉合可能なスペースをとれる状態にするものとする。			削除
③	架設過程において下弦材、補剛桁などを組立てるときは、仮締めボルト、ドリフトピンの数を少なくし部材間の自由度を増す方法を検討するものとする。			削除
④	キャンバー変化による桁端の角度の変化を検討するものとする。			削除
（2）	斜吊工法	（2）	斜吊工法	
	請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材応力と変形を検討し、安全を**確認**しなければならない。		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	内容変更
②	請負者は、上下フランジの温度差によるキャンバー及び曲り量を調査し、閉合方法を検討しなければならない。特に、落し込みスペースの確保、斜吊策の調整方法を検討するものとする。			削除
③	請負者は、エンドポストを斜吊鉄塔に兼用する場合は、エンドポスト下端に一時的にヒンジを挿入して、アーチ完成後撤去しなければならない。			削除
（3）	ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。			削除
4－4－7	架設工（架設桁架設）	4－4－7	架設工（架設桁架設）	
1．	請負者は、架設桁設備については下記の規定によらなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（1）	架設桁は、継手などで軸心に変化があったり、不必要な孔が部材にあったりするので、現場で組立てられた状態で再度計算し、耐力を**確認**するものとする。			削除
（2）	作業途中、橋体キャンバーなどの影響で予想外の荷重が作用することがあるので検討するものとする。			削除
2．	請負者は、軌条設備については下記の規定によらなければならない。			削除
（1）	軌条設備設置位置の地盤反力及びレールと枕木の支圧について検討し、安全を**確認**するものとする。			削除
（2）	軌条設置にあたり、レールの継手部に段差が生じないように据付けるものとする。			削除
3．	ベント設備・基礎については、第６編 4-4-4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	1．	ベント設備・基礎については、第２編 5-8-4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	内容変更 項番変更
4．	請負者は、横取り設備については、橋台、橋脚に設置する横取り梁を横断勾配を考慮し、水平に設置しなければならない。	2．	請負者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。	内容変更 項番変更
5．	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	3．	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	項番変更
（1）	手延機による方法	（1）	手延機による方法	削除
①	地組高さ、橋体キャンバー、手延機のたわみを考慮して手延機の取付け角度を決めるものとする。			削除
②	架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を検討するものとする。	①	架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。	内容変更
③	桁架設がローラ方式の場合は、連結部とソールプレートにテーパープレートをあらかじめ取付けて、送出し作業を容易にするものとする。			削除
（2）	移動ベントによる方法			削除
	移動ベントが転倒しないように鉛直荷重、水平荷重を考慮して台車の長さや幅を拡げるなど安全性を検討し、不等沈下のないようにするものとする。また、作業時間に制限をうける場合は、事前に作業手順、作業時間及び人員配置などを検討するものとする。			削除
（3）	台船による方法	（2）	台船による方法	項番変更
①	橋体を台船に積み換える時に台船が沈む沈下量を考慮し、架台高さを計画するものとする。また、反対に台船から橋台又は橋脚に移動する場合は、台船が浮上するためジャッキアップや注排水の準備をするものとする。潮位の影響に対しても同様に検討するものとする。	①	請負者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
②	台船は、風、水流に影響されやすいため、送出し中には親綱と繰船ロープを配するものとする。また、後方の台車には水平方向、上下方向に移動可能なボギー方式なども設備するものとする。			削除
（4）	横取り工法	（3）	横取り工法	項番変更
②	横取り作業は、一般に水平か、多少上り勾配の方が作業性は良いが、下り勾配の場合は、おしみワイヤーをとるものとする。	②	横取り作業は、勾配がある場合には、おしみワイヤーをとるものとする。	内容変更
③	横取り作業にはＩ桁の場合２桁以上組んだものを横取りするよう検討するものとする。また、曲線橋の場合は、転倒しないように特に注意するものとする。転倒のおそれのある場合は、中間に横取り用架台を設けるなど転倒防止策を設備して横取り作業を行なうものとする。			削除
４－４－８	架設工（送出し架設）	４－４－８	架設工（送出し架設）	
１．	請負者は、送出し工法については架設中の構造系が設計上の構造系と異なり、また架設中の支持点が完成系と異なるので、設計時から架設中の応力、変形、局部応力等を検討し、また仮設構造物についても応力、変形などを検討しなければならない。	１．	請負者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	内容変更
	また、送出し作業には、いかなる場合でもおしみワイヤーをとるものとする。		また、送出し作業には、おしみワイヤをとらなければならない。	内容変更
４－４－９	架設工（トラベラークレーン架設）	４－４－９	架設工（トラベラークレーン架設）	
１．	請負者は、片持式工法の場合については、架設中の構造系が完成系と異なるので、架設中の部材の応力や変形について、安全性を検討しておかなければならない。	１．	請負者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	内容変更
２．	請負者は、片持架設の各段階ごとの応力とたわみの算定と、閉合直前の温度差によるキャンバーと曲り量を調査して、あらかじめ調整装置を準備しておかなければならない。			削除
３．	請負者は、最小断面部（連続桁の変曲点部）の応力を検討し、トラス橋の場合は、トラベラークレーンが上弦材を通る時の各段階での応力を検討して安全であることを**確認**しなければならない。			削除
４．	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力を算定し、その対策を講じなければならない。	２．	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	内容変更 項番変更
５．	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力を算定し、その対策を講じなければならない。			削除
６．	請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時の上弦材応力を検討しなければならない。	３．	請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	内容変更 項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
7．	請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差を生じる場合があるので、施工前に検討しておかなければならない。	4．	請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差を生じる場合には、施工前に検討しておかなければならない。	内容変更 項番変更
４－４－１０	現場継手工	４－４－１０	現場継手工	
1．	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を 0.4 以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。			
（3）	接触面に（1）、（2）以外の処理を施す場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	（3）	接触面に（1）、（2）以外の処理を施す場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
3．	請負者は、ボルトの締付けについては、下記の規定によらなければならない。			
（4）	ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から次に示す回転角を与えるものとする。			
①	ボルト長が径の５倍以下の場合　：1/3 回転（120 度）±30 度	a）	ボルト長が径の５倍以下の場合　：1/3 回転（120 度）±30 度	項番変更
②	ボルト長が径の５倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転角を決定する。	b）	ボルト長が径の５倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転角を決定する。ただし、F8T、B8T にのみ用いるものとする。	内容変更 項番変更
4．	請負者は、締付けボルト軸力については下記の規定によらなければならない。	4．	請負者は、締付けボルト軸力については下記の規定によらなければならない。	
（3）	トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の 10%増を標準とする。これ以外の場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	（3）	トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の 10%増を標準とする。	内容変更
5．	請負者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、２度締めを行わなければならない。順序は、図４－１のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に**確認**できるようにボルト・ナット及び座金にマーキングを行なうものとする。	5．	請負者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、２度締めを行わなければならない。順序は、図４－１のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に**確認**できるようにボルト・ナット及び座金にマーキングを行なうものとする。	
	これ以外の場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。			削除
第５節	橋梁現場塗装工	第５節	橋梁現場塗装工	
４－５－３	現場塗装工	４－５－３	現場塗装工	
3．	請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、処置を講じなければならない。	3．	請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に**報告**し、処置を講じなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4．	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシ又はエアレススプレーを使用する場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	4．	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシ又はエアレススプレーを使用する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
8．	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。	8．	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。	
	塩分付着量の測定結果が NaCl 100mg/㎡以上となった場合は、処置方法について監督職員と**協議**するものとする。		塩分付着量の測定結果が NaCl 100mg/㎡以上となった場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更
9．	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	9．	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
			塗布作業時の気温・湿度の制限は、表４－10 に示すとおりである。	新規
13.	下塗り	13.	下塗り	
（2）	請負者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを**確認**したうえで行わなければならない。			削除
		（2）	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を**確認**するものとする。出来形に誤差がある場合はその処置について監督職員と**設計図書**に関して**協議**するものとする。	新規
（5）	請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10 ㎝の部分に工場塗装を行ってはならない。	（5）	請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10 ㎝の部分に工場塗装を行ってはならない。	
	ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については監督職員の**承諾**を得なければならない。		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
16.	検査	16.	検査	
（3）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m^2 単位毎に 25 箇所（１箇所当たり５点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	（3）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m^2 単位毎に 25 点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	内容変更
（5）	請負者は、膜厚測定器として２点調整式電磁膜厚計を使用しなければならない。	（5）	請負者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。	内容変更
（6）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	（6）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
①	塗膜厚測定値（５点平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の 90%以上とするものとする。	①	塗膜厚測定値（５回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の 90%以上とするものとする。	内容変更
②	塗膜厚測定値（５点平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の 70%以上とするものとする。	②	塗膜厚測定値（５回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の 70%以上とするものとする。	内容変更
③	塗膜厚測定値（５点平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計）の 20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。	③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計）の 20%を越えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。	内容変更
第６節	床版工	第６節	床版工	
４－６－２	床版工	４－６－２	床版工	
（２）	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を**確認**するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について監督職員と**協議**するものとする。	（２）	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を**確認**するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について監督職員と**設計図書**に関して**協議**するものとする。	内容変更
（３）	型枠及び支保工は、たわみを考慮するとともに、型枠の表面は平滑とし、型枠相互及び型枠と主桁の間に隙間及びずれが生じないようにするものとする。			削除
（４）	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮するものとする。	（３）	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮するものとする。	項番変更
（５）	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ監督職員の**承諾**を得るものとする。スペーサーは、１㎡当たり４個を配置の目安とし、組立、又はコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。	（４）	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。スペーサーは、１㎡当たり４個を配置の目安とし、組立、又はコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。	内容変更 項番変更
（６）	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、**設計図書**を**確認**してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	（５）	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、**設計図書**を**確認**してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	項番変更
（７）	コンクリートは、打設計画で定めた位置で打継ぎしなければならない。			削除
（８）	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。	（６）	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。	項番変更
（９）	連続桁の床版コンクリートの打込み順序は、桁、床版に有害な変形、内部応力が残らないように各径間中央部を先行し、支点部付はその後に打込むものとする。			削除
(10)	単純桁の床版コンクリートは、連続して打込むものとする。やむを得ず打継目を設ける必要がある場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。			削除
(11)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	（７）	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
(12)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	(8)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	項番変更
(13)	コンクリート打込み中、絶えず床版厚さを**確認**し、また、鉄筋及び型枠の状況について監視するものとする。打ち込み後は、コンクリート表面が乾燥しないようにし、所定の期間、養生を行わなければならない。	(9)	コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さおよび鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第１編第５章 5-3-8 養生に基づき施工しなければならない。	内容変更 項番変更
(14)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	(10)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	内容変更 項番変更
(15)	工事完了時には、鋼桁下フランジの上面や橋脚天端にコンクリート片、木片等の異物を残さないよう十分に清掃するものとする。また、足場及び支保工解体時に主桁に損傷を与えた場合は、ただちに監督職員と**協議**するものとする。	(11)	工事完了時における足場および支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第１編第１章 1-1-33 後片付け）を行わなければならない。	内容変更 項番変更
(16)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	(12)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	内容変更 項番変更
第８節	橋梁付属物工	第８節	橋梁付属物工	
４－８－１	一般事項	４－８－１	一般事項	
	本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、耐震連結装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、橋名板工、完成図書その他これらに類する工種について定めるものとする。		本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、橋名板工、完成図書その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
４－８－３	耐震連結装置工	４－８－３	落橋防止装置工	項目変更
	請負者は、**設計図書**に基づいて耐震連結装置を施工しなければならない。		請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	内容変更
第９節	歩道橋本体工	第９節	歩道橋本体工	
４－９－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	４－９－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	
	作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。		作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	内容変更
４－９－６	歩道橋架設工	４－９－６	歩道橋（側道橋）架設工	内容変更
１．	請負者は、横断歩道橋架設にあたっては、架設時の応力と変形を検討し安全を**確認**しなければならない。	１．	請負者は、歩道橋の架設にあたって、現地架設条件を踏まえ、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、歩道橋本体に悪影響がないことを**確認**しなければならない。	内容変更
第５章	コンクリート端上部	第５章	コンクリート端上部	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
	日本道路協会　プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートＴげた道路橋設計施工指針　（平成４年 10 月）		建設省土木研究所　プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成７年 12 月）	内容変更
	日本道路協会　道路橋の塩害対策対策指針（案）・同解説（昭和 59 年２月）			削除
第３節	工場製作工	第３節	工場製作工	
５－３－１	一般事項	５－３－１	一般事項	
２．	請負者は、工場製作工の施工については、原寸、工作、溶接に係わる事項を**施工計画書**にそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示した場合、又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は、一部を省略することができるものとする。	２．	請負者は、工場製作工の施工については、原寸、工作、溶接、仮組立に係わる事項を第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、それぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合、または**設計図書**について監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができるものとする。	内容変更
３．	請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。	３．	請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更
第４節	コンクリート主桁製作工	第４節	コンクリート主桁製作工	
５－４－１	一般事項	５－４－１	一般事項	
１．	本節は、コンクリート主桁製作工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、ＰＣホロースラブ製作工、ＲＣ場所打ホロースラブ製作工、ＰＣ版桁製作工、ＰＣ箱桁製作工、ＰＣ片持箱桁製作工、ＰＣ押出し箱桁製作工その他これらに類する工種について定めるものとする。	１．	本節は、コンクリート主桁製作工としてプレテンション桁購入工、ポストテンション桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、ＰＣホロースラブ製作工、ＲＣ場所打ホロースラブ製作工、ＰＣ版桁製作工、ＰＣ箱桁製作工、ＰＣ片持箱桁製作工、ＰＣ押出し箱桁製作工その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
２．	請負者は、コンクリート橋の施工については、次の事項を記載した**施工計画書**を**提出**しなければならない。	２．	請負者は、コンクリート橋の施工については、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、次の事項を記載した**施工計画書**を**提出**しなければならない。	内容変更
（４）	型枠			削除
（５）	労務計画（職種、人員、作業期間、資格等）			削除
（６）	安全衛生計画（公害防止策を含む）			削除
（７）	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査、維持方法等）	（４）	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	項番変更 内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
５－４－３	ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工	５－４－３	ポストテンション桁製作工	内容変更
３．	請負者はＰＣ緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。	３．	請負者はＰＣ緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。	
（４）	プレストレスの導入に先立ち、（３）の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を**提出**するものとする。	（４）	プレストレスの導入に先立ち、（３）の試験に基づき、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、監督職員に緊張管理計画書を**提出**するものとする。	内容変更
（９）	プレストレッシング終了後のＰＣ鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	（９）	プレストレッシング終了後のＰＣ鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	
（１）	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	（１）	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	
①	グラウトに用いるセメントは JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督職員の**承諾**を得るものとする。	①	グラウトに用いるセメントは JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更
⑤	グラウトは膨張率が０％の配合とするものとする。	⑤	グラウトは膨張率が 0.5%以下の配合とするものとする。	内容変更
⑥	グラウトのブリーディング率は、０％とするものとする。	⑥	グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。	内容変更
（３）	グラウトの施工については、ダクト内を水洗いした後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを**確認**して作業を完了するものとする。	（３）	グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があることおよびダクトの気密性を**確認**した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを**確認**して作業を完了するものとする。	内容変更
（５）	寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。	（５）	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも５日間、５℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。	内容変更
（６）	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に監督職員の**承諾**を得るものとする。 なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。	（６）	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。 なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。	内容変更
６．	請負者は主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。	６．	請負者は主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（2）	桁高が 1.5m以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、請負者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。			削除
５－４－４	プレキャストブロック購入工	５－４－４	プレキャストセグメント購入工	内容変更
	プレキャストブロック購入については、第６編 5-4-2 プレテンション桁購入工の規定によるものとする。		プレキャストブロック購入については、第６編 5-4-2 プレテンション桁購入工の規定によるものとする。購入工出来形については、組み立て工以外の規定はポストテンション桁製作工の規定による。	内容変更
５－４－５	プレキャストブロック桁組立工	５－４－５	プレキャストセグメント主桁組立工	内容変更
２．	請負者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならない。	２．	請負者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならない。	
（1）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表５－１に示す条件を満足するものを使用するものとする。	（1）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表５－１に示す条件を満足するものを使用するものとする。	
	これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては**ＪＳＣＥ－Ｈ１０１－２００１プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（土木学会コンクリート標準示方書・基準編）**によるものとする。		これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては**ＪＳＣＥ－Ｈ１０１－２００１プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（土木学会コンクリート標準示方書・規準編）**によるものとする。	内容変更
３．	ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	３．	ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	
（2）	グラウトについては、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	（2）	グラウトについては、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－４－６	**プレビーム桁製作工**	**５－４－６**	**プレビーム桁製作工**	
１．	請負者はプレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定によらなければならない。	１．	請負者はプレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定によらなければならない。	
（3）	プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、監督職員に**プレフレクション管理計画書**を**提出**するものとする。	（3）	プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**に加えて、監督職員に**プレフレクション管理計画書**を**提出**するものとする。	内容変更
５－４－７	ＰＣホロースラブ製作工	５－４－７	ＰＣホロースラブ製作工	
３．	コンクリートの施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	３．	コンクリートの施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4.	ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	4.	ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
6.	グラウトの施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（I）桁製作工の規定によるものとする。	6.	グラウトの施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－４－９	ＰＣ版桁製作工	５－４－９	ＰＣ版桁製作工	内容変更
2.	コンクリート･ＰＣケーブル･ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	2.	コンクリート･ＰＣケーブル･ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
4.	横締めケーブル・横締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	4.	横締めケーブル・横締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－４－10	ＰＣ箱桁製作工	５－４－10	ＰＣ箱桁製作工	
2.	コンクリート･ＰＣケーブル･ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	2.	コンクリート･ＰＣケーブル･ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
4.	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	4.	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－４－11	ＰＣ片持箱桁製作工	５－４－11	ＰＣ片持箱桁製作工	
1.	コンクリート・ＰＣ鋼材・ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	1.	コンクリート・ＰＣ鋼材・ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
4.	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	4.	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
５－４－12	ＰＣ押出し箱桁製作工	５－４－12	ＰＣ押出し箱桁製作工	
1.	コンクリート・ＰＣ鋼材・ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	1.	コンクリート・ＰＣ鋼材・ＰＣ緊張の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
4.	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。	4.	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
5.	請負者は、完成時に不要となる仮設鋼材は、安全に緊張力が解放できる施工方法としなければならない。			削除
6.	請負者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。	5.	請負者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（2）	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	（2）	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとする。主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、**設計図書**によるものとするが、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第５節	コンクリート橋架設工	第５節	コンクリート橋架設工	
５－５－１	一般事項	５－５－１	一般事項	
３．	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを**確認**しなければならない。	３．	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できるだけの規模と強度を有することを**確認**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、コンクリート橋の架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を**提出**しなければならない。			削除
（1）	使用材料			削除
（2）	使用機械			削除
（3）	架設方法			削除
（4）	労務計画			削除
（5）	安全衛生計画			削除
	なお、**設計図書**に示した場合又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。			削除
５－５－３	架設工（架設桁架設）	５－５－３	架設工（架設桁架設）	
１．	請負者は、既架設桁を使用して、架設しようとする桁を運搬する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。			削除
２．	請負者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。			削除
３．	桁架設については、第６編 5-5-2 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	１．	桁架設については、第６編 5-5-2 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	内容変更
５－５－５	架設支保工（移動）	５－５－５	架設支保工（移動）	
１．	架設支保工(移動)に使用する架設機材については、第６編 5-5-3 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。			削除
２．	請負者は、架設支保移動据付については、特に作業手順を遵守し、桁のプレストレス導入を**確認**した後に移動を行わなければならない。	１．	請負者は、架設支保移動据付については、特に作業手順を遵守し、桁のプレストレス導入を**確認**した後に移動を行わなければならない。	項番変更
５－５－６	架設工（片持架設）	５－５－６	架設工（片持架設）	
１．	請負者は、柱頭部の仮固定が必要な場合は、撤去時のことを考慮して施工しなければならない。			削除
２．	作業車の移動については、第６編 5-5-5 架設支保工（移動）の規定によるものとする。	１．	作業車の移動については、第６編 5-5-5 架設支保工（移動）の規定によるものとする。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	請負者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	2．	請負者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	項番変更
4．	支保工基礎の施工については、第１編 5-4-2 支保の規定によるものとする。	3．	支保工基礎の施工については、第１編 5-4-2 支保の規定によるものとする。	項番変更
５－５－７	架設工（押出し架設）	５－５－７	架設工（押出し架設）	
1．	請負者は、架設計画書に基づいた押出し装置及び滑り装置を用いなければならない。			削除
2．	請負者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを**確認**しなければならない。	1．	請負者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを**確認**しなければならない。	項番変更
3．	請負者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	2．	請負者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	項番変更
4．	請負者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	3．	請負者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	項番変更
第６節	床版・横組工	第６節	床版・横組工	
５－６－２	床版・横組工	５－６－２	床版・横組工	
	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の規定によるものとする。		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	内容変更
第８節	橋梁付属物工	第８節	橋梁付属物工	
５－８－１	一般事項	５－８－１	一般事項	
	本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、耐震連結装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、銘板工、現場塗装工、橋名板工、完成図書その他これらに類する工種ついて定めるものとする。		本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、銘板工、現場塗装工その他これらに類する工種ついて定めるものとする。	内容変更
５－８－３	耐震連結装置工	５－８－３	落橋防止装置工	内容変更
	請負者は、**設計図書**に基づいて耐震連結装置を施工しなければならない。		請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	内容変更
５－８－８	銘板工	５－８－８	銘板工	
1．	請負者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図５－１によらなければならない。	1．	請負者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図５－１によらなければならない。	内容変更
第６章	トンネル（ＮＡＴＭ）	第６章	トンネル（ＮＡＴＭ）	
第１節	適用	第１節	適用	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
8．	請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、ただちに監督職員に**報告**するとともに必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、ただちに監督職員に**報告**するものとする。	8．	請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかに監督職員に**報告**するものとする。	内容変更
9．	請負者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Ｂが必要と判断される場合は、監督職員と**協議**するものとする。また、計測については、**設計図書**に従い、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	9．	請負者は、**設計図書**により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Ｂが必要と判断される場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	内容変更
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会　道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 （平成 13 年 10 月）	新規
第３節	トンネル掘削工	第３節	トンネル掘削工	
６－３－２	掘削工	６－３－２	掘削工	
5．	請負者は、**設計図書**に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出（原則として、覆工の設計巻厚の 1/3 以内。ただし、変形が収束したものに限る。）、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り監督職員の**承諾**を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。	5．	請負者は、**設計図書**に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出（原則として、覆工の設計巻厚の 1/3 以内。ただし、変形が収束したものに限る。）、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。	内容変更
7．	請負者は、タイヤ方式により運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時、軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トロ等の逸走防止等設備を設けるものとする。			削除
8．	請負者は、**設計図書**における岩区分（支保パターン含む）の境界を**確認**し、監督職員の**確認**を受けなければならない。また、請負者は、**設計図書**に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に**通知**するものとする。なお、**確認**のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	7．	請負者は、**設計図書**における岩区分（支保パターン含む）の境界を**確認**し、監督職員の**確認**を受けなければならない。また、請負者は、**設計図書**に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に**通知**するものとする。なお、**確認**のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第４節	支保工	第４節	支保工	
６－４－１	一般事項	６－４－１	一般事項	
３．	請負者は、施工中、支保工に異常が生じた場合はただちに補強を行い、安全の確保と事故防止につとめるとともに、ただちに監督職員に**報告**しなければならない。	３．	請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
４．	請負者は、支保パターンについては、**設計図書**によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	４．	請負者は、支保パターンについては、**設計図書**によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
６－４－２	材料	６－４－２	材料	
４．	金網工に使用する材料は、JIS G 3551（溶接金網）で 150mm×150mm×径５mm の規格によるものとする。	４．	金網工に使用する材料は、JIS G 3551（溶接金網）で 150mm×150mm×径５mm の規格によるものとする。	
	なお、湧水の状態・地山条件等により、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**するものとする。			削除
６－４－３	吹付工	６－４－３	吹付工	
１．	請負者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。	１．	請負者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。	
	なお、湧水等により、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**するものとする。			削除
５．	請負者は、吹付けコンクリートの施工について、粉じん低減措置を講じるとともに、作業員に保護具を着用させなければならない。			削除
６．	請負者は、地山からの湧水のため吹付けコンクリートの施工が困難な場合には、監督職員と**協議**しなければならない。			削除
７．	請負者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。	５．	請負者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。	項番変更
６－４－４	ロックボルト工	６－４－４	ロックボルト工	
２．	請負者は、**設計図書**に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、**設計図書**に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について監督職員と**協議**するものとする。	２．	請負者は、**設計図書**に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、**設計図書**に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について監督職員と**設計図書**に関して**協議**するものとする。	内容変更
４．	請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・窄孔の状態等からこれによりがたい場合は、定着方式・定着材について監督職員と**協議**するものとする。	４．	請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・窄孔の状態等からこれによりがたい場合は、定着方式・定着材について監督職員と**設計図書**に関して**協議**するものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第５節	覆工	第５節	覆工	
６－５－３	覆工コンクリート工	６－５－３	覆工コンクリート工	
４．	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面形状に応じて十分安全かつ、他の作業に差し支えないように設計し、製作しなければならない。			削除
５．	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。	４．	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。	項番変更
６．	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	５．	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	項番変更
７．	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	６．	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	項番変更
８．	請負者は、型枠は、メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	７．	請負者は、型枠は、メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	項番変更
９．	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、監督職員と**協議**しなければならない。	８．	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	項番変更 内容変更
第６節	インバート工	第６節	インバート工	
６－６－３	インバート掘削工	６－６－３	インバート掘削工	
２．	請負者は、インバート掘削の施工時期について監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、インバート掘削の施工時期について監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
第７節	坑内付帯工	第７節	坑内付帯工	
６－７－３	箱抜工	６－７－３	箱抜工	
	請負者は、箱抜工の施工に際して、**設計図書**によりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、箱抜工の施工に際して、**設計図書**によりがたい場合は、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
６－７－５	地下排水工	６－７－５	地下排水工	
	請負者は、地下排水工における横断排水の施工については、**設計図書**によりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、地下排水工における横断排水の施工については、**設計図書**によりがたい場合は、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
第８節	坑門工	第８節	坑門工	
６－８－２	坑口付工	６－８－２	坑口付工	
１．	請負者は、坑口付工の施工にあたって、**設計図書**に定めのない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、坑口部の施工前および施工途中において、第１編第１章 1-1-3 **設計図書**の照査等に関する処置を行わなければならない。	内容変更
２．	請負者は、坑口周辺工事における地山の移動沈下等に対応できる体制を整えておかなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
６－８－３	作業土工（床掘り、埋戻し）	６－８－３	作業土工（床掘り、埋戻し）	
	作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。		作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	内容変更
６－８－５	明り巻工	６－８－５	明り巻工	
	請負者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第９節	掘削補助工	第９節	掘削補助工	
６－９－２	材料	６－９－２	材料	
	請負者は、掘削補助工法に使用する材料について、関連法規に適合する材料とし、**施工計画書**を作成し、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。なお、**協議**の結果については、第１編第１章 1-1-5 **施工計画書**に基づく**施工計画書**を作成し**提出**しなければならない。	内容変更
６－９－３	掘削補助工Ａ	６－９－３	掘削補助工Ａ	
	請負者は、掘削補助工Ａの施工については、**設計図書**に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Ａを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、掘削補助工Ａの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、監督職員と**協議**し、必要最小限としなければならない。		請負者は、掘削補助工Ａの施工については、**設計図書**に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Ａを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、掘削補助工Ａの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、監督職員と**設計図書**に関して**協議**し、必要最小限としなければならない。	内容変更
６－９－４	掘削補助工Ｂ	６－９－４	掘削補助工Ｂ	
１．	請負者は、掘削補助工Ｂの施工については、**設計図書**に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Ｂを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、掘削補助工法Ｂの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、監督職員と**協議**し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、**施工計画書**を作成し監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、掘削補助工Ｂの施工については、**設計図書**に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Ｂを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、掘削補助工法Ｂの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、監督職員と**協議**し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、第１編第１章 1-1-5 **施工計画書**による施工計画を監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、速やかに中止し、監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、速やかに中止し、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第７章	トンネル（矢板）	第７章	トンネル（矢板）	
第１節	適用	第１節	適用	
９．	請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、ただちに監督職員に**報告**するとともに必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、ただちに監督職員に**報告**するものとする。	９．	請負者は、施工中異常を発見した場合および湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかに監督職員に**報告**するものとする。	内容変更
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会　道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 （昭和 60 年 12 月）		日本道路協会　道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 （平成 13 年 10 月）	内容変更
			日本道路協会　道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 （平成 13 年 10 月）	新規
第３節	トンネル掘削工	第３節	トンネル掘削工	
７－３－２	掘削工	７－３－２	掘削工	
５．	請負者は、**設計図書**に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、地山の部分的な突出（原則として覆工の設計巻厚の 1/3 以内）は岩質が堅硬で、かつ、将来とも覆工の強度等に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、監督職員の**承諾**を得て設計巻厚線内に入れることができるものとする。	５．	請負者は、**設計図書**に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、地山の部分的な突出（原則として覆工の設計巻厚の 1/3 以内）は岩質が堅硬で、かつ、将来とも覆工の強度等に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て設計巻厚線内に入れることができるものとする。	内容変更
７．	請負者は、タイヤ方式により運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時、軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トロ等の逸走防止等設備を設けるものとする。			削除
８．	請負者は、**設計図書**における岩区分（支保パターン含む）の境界を**確認**し、監督職員の**確認**を受けなければならない。また、請負者は、**設計図書**に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に**通知**するものとする。なお、**確認**のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	７．	請負者は、**設計図書**における岩区分（支保パターン含む）の境界を**確認**し、監督職員の**確認**を受けなければならない。また、請負者は、**設計図書**に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に**通知**するものとする。なお、**確認**のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	項番変更
第４節	支保工	第４節	支保工	
７－４－１	一般事項	７－４－１	一般事項	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2.	請負者は、施工中、支保工に異常が生じた場合はただちに補強を行い、安全の確保と事故防止につとめるとともに、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	2.	請負者は、施工中、自然条件の変化等により支保工に異常が生じた場合は工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。	内容変更
7－4－3	鋼製支保工	7－4－3	鋼製支保工	
2.	請負者は、鋼製支保工の施工にあたり底版支承面が軟弱で沈下のおそれがある場合は、沈下防止を図るための方法を監督職員と**協議**しなければならない。	2.	請負者は、鋼製支保工の施工にあたり底版支承面が軟弱で沈下のおそれがある場合は、沈下防止を図るための方法を**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第5節	覆工	第5節	覆工	
7－5－3	覆工コンクリート工	7－5－3	覆工コンクリート工	
5.	請負者は、覆工コンクリート打設の施工にあたり、鋼製支保工以外の支保工材料を除去することが危険であり、やむを得ず設計巻厚線内に入れる場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。	5.	請負者は、覆工コンクリート打設の施工にあたり、鋼製支保工以外の支保工材料を除去することが危険であり、やむを得ず設計巻厚線内に入れる場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更
7－5－5	裏込注入工	7－5－5	裏込注入工	
1.	請負者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については監督職員の**承諾**を得るものとする。	1.	請負者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更
第8章	コンクリートシェッド	第8章	コンクリートシェッド	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧　（昭和59年2月）		日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧　（平成6年3月）	内容変更
第3節	プレキャストシェッド下部工	第3節	プレキャストシェッド下部工	
8－3－6	受台工	8－3－6	受台工	
3.	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。	3.	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更
4.	請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。			削除
5.	請負者は目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。	4.	請負者は目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
6．	請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	5．	請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	項番変更
7．	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	6．	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	項番変更
8．	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。	7．	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。	項番変更
第６節	シェッド付属物工	第６節	シェッド付属物工	
８－６－１	一般事項	８－６－１	一般事項	
	本節はシェッド付属物工として緩衝工、耐震連結装置工、排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について定めるものとする。		本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
８－６－２	緩衝工	８－６－２	緩衝工	
	緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれによりがたい場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。		緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	内容変更
８－６－３	耐震連結装置工	８－６－３	落橋防止装置工	
	請負者は、**設計図書**に基づいて耐震連結装置を施工しなければならない。		請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	内容変更
第９章	**鋼製シェッド**	**第９章**	**鋼製シェッド**	
第２節	**適用すべき諸基準**	**第２節**	**適用すべき諸基準**	
	建設省　歩道及び立体横断施設の構造について （昭和 48 年５月）			削除
第３節	工場製作工	第３節	工場製作工	
９－３－１	一般事項	９－３－１	一般事項	
2．	請負者は、製作に着手する前に、**施工計画書**に原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示した場合又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	2．	請負者は、製作に着手する前に、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、**設計図書**に示す形状寸法のもので、有害なキズ又は著しいひずみがないものを使用しなければならない。	3．	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、**設計図書**に示すものを使用しなければならない。	内容変更
第４節	鋼製シェッド下部工	第４節	鋼製シェッド下部工	
９－４－６	受台工	９－４－６	受台工	
4．	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	4．	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
5．	請負者は、支承部の箱抜きの施工については、**道路橋支承便覧第５章支承の施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。	5．	請負者は、支承部の箱抜きの施工については、**道路橋支承便覧第５章支承の施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
6．	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	6．	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
8．	請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。			削除
9．	請負者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。	8．	請負者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。	項番変更
10.	請負者は、止水板の施工については、**設計図書**によらなければならない。	9．	請負者は、止水板の施工については、**設計図書**によらなければならない。	項番変更
11.	請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	10.	請負者は、水抜きパイプの施工については、**設計図書**に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を**確認**しなければならない。	項番変更
12.	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	11.	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	項番変更
13.	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。	12.	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。	項番変更
第５節	鋼製シェッド上部工	第５節	鋼製シェッド上部工	
９－５－３	架設工	９－５－３	架設工	
2．	請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、安全を確かめておかなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
３．	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確かめなければならない。			削除
４．	請負者は、鋼製シェッドの架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を**提出**しなければならない。			削除
（１）	使用材料			削除
（２）	使用機械			削除
（３）	架設方法			削除
（４）	労務計画			削除
（５）	安全衛生計画			削除
５．	請負者は、仮設構造物の設計施工にあたっては、第６編 4-4-2 材料の規定によるものとする。	２．	請負者は、仮設構造物の設計施工にあたっては、第６編 4-4-2 材料の規定によるものとする。	項番変更
６．	請負者は、地組工の施工にあたっては、第６編 4-4-3 地組工の規定によるものとする。	３．	請負者は、地組工の施工にあたっては、第６編 4-4-3 地組工の規定によるものとする。	項番変更
７．	請負者は、鋼製シェッドの架設については、第６編 8-4-3 架設工の規定によるものとする。	４．	請負者は、鋼製シェッドの架設については、第６編 8-4-3 架設工の規定によるものとする。	項番変更
第６節	シェッド付属物工	第６節	シェッド付属物工	
９－６－１	一般事項	９－６－１	一般事項	
	本節は、シェッド付属物工として、耐震連結装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。		本節は、シェッド付属物工として、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
９－６－４	耐震連結装置工	９－６－４	落橋防止装置工	
	請負者は、**設計図書**に基づいて耐震連結装置を施工しなければならない。		請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	内容変更
第１０章	地下横断歩道	第１０章	地下横断歩道	
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会　道路土工―カルバート工指針 （平成６年３月）		日本道路協会　道路土工―カルバート工指針 （平成 11 年３月）	内容変更
第４節	開削土工	第４節	開削土工	
10－４－１	一般事項	10－４－１	一般事項	
		２．	請負者は、道路管理台帳および占用者との現地**確認**にて埋設管の位置を明確にするものとする。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2．	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが**確認**されている場合を除き、**建設工事公衆災害防止対策要綱**に従って布掘を行わなければならない。なお、埋設物が**確認**されたときは埋設物を露出させなければならない。	3．	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが**確認**されている場合を除き、**建設工事公衆災害防止対策要綱**に従って埋設物の存在の有無を**確認**しなければならない。なお、埋設物が**確認**されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	内容変更 項番変更
		4．	請負者は、土留杭および仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	新規
10－4－2	掘削工	10－4－2	掘削工	
1．	請負者は、道路管理台帳及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。			削除
2．	請負者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は監督職員と**協議**するものとする。			削除
3．	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、**設計図書**に定められていない場合は監督職員に**協議**しなければならない。	1．	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更 項番変更
4．	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、監督職員と**協議**するものとする。	2．	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更 項番変更
10－4－4	作業残土処理工	10－4－4	作業残土処理工	
	作業残土処理工については、第１編 4-3-7 作業残土処理工の規定によるものとする。		作業残土処理工については、第１編 4-3-7 作業残土処理工（残土搬出工）の規定によるものとする。	内容変更
第５節	現場打ち構築工	第５節	現場打ち構築工	
10－5－2	現場打ち躯体工	10－5－2	現場打ち躯体工	
2．	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。	2．	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、**施工計画書**に記載して、監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
10－5－4	カラー継手工	10－5－4	カラー継手工	
	請負者は、カラー継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、カラー継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第６節	プレキャスト構築工	第６節	プレキャスト構築工	
10－6－2	プレキャスト躯体工	10－6－2	プレキャスト躯体工	
	請負者は、プレキャスト躯体工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、プレキャスト躯体工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
10－6－3	縦締工	10－6－3	縦締工	
	縦締工の施工については､第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の５項（３）～（６）及び（８）～（11）の規定によるものとする。		縦締工の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の５項（３）～（６）及び（８）～（11）の規定によるものとする。	内容変更
10－6－4	横締工	10－6－4	横締工	
	現場で行う横締工の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工の５項（３）～（６）及び（８）～（11）の規定によるものとする。		現場で行う横締工の施工については、第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の５項（３）～（６）及び（８）～（11）の規定によるものとする。	内容変更
10－6－5	可とう継手工	10－6－5	可とう継手工	
	請負者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第７節	仕上げ・上屋工	第７節	仕上げ・上屋工	
10－7－2	仕上げ工	10－7－2	仕上げ工	
	請負者は、仕上げ工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、仕上げ工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
10－7－3	地下歩道舗装工	10－7－3	地下歩道舗装工	
	請負者は、地下横断舗装工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、地下歩道舗装工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
10－7－4	コンクリート上屋工	10－7－4	コンクリート上屋工	
	請負者は、コンクリート上屋工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、コンクリート上屋工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
10－7－5	鋼製上屋工	10－7－5	鋼製上屋工	
	請負者は、鋼製上屋工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、鋼製上屋工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第８節	付属設備工	第８節	付属設備工	
10－8－2	設備工	10－8－2	設備工	
	請負者は、設備工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、設備工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第１１章	地下駐車場	第１１章	地下駐車場	
第４節	開削土工	第４節	開削土工	
11－4－1	一般事項	11－4－1	一般事項	
		２．	請負者は、道路管理台帳および占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2.	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが**確認**されている場合を除き、**建設工事公衆災害防止対策要綱**に従って布掘を行わなければならない。なお、埋設物が**確認**されたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させなければならない。	3.	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが**確認**されている場合を除き、**建設工事公衆災害防止対策要綱**に従って埋設物の存在の有無を**確認**しなければならない。なお、埋設物が**確認**されたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	内容変更 項番変更
		4.	請負者は、土留杭および仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	新規
11－4－2	掘削工	11－4－2	掘削工	
1.	請負者は、道路管理台帳及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。			削除
2.	請負者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は監督職員と**協議**するものとする。			削除
3.	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、**設計図書**に定められていない場合は、監督職員に**協議**しなければならない。	1.	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、**設計図書**に定められていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更 項番変更
4.	請負者は、施工地盤において、地盤改良等の必要がある場合は監督職員と**協議**するものとする。	2.	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は**設計図書**に関して、監督職員と**協議**するものとする。	内容変更 項番変更
第5節	構築工	第5節	構築工	
11－5－2	現場打ち躯体工	11－5－2	躯体工	
2.	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、施工方法を監督職員に**提出**しなければならない。	2.	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、**施工計画書**に記載して監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
11－5－4	可とう継手工	11－5－4	可とう継手工	
	請負者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
11－5－6	仕上げ工	11－5－6	仕上げ工	
	請負者は、仕上げ工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、仕上げ工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
11－5－7	上屋工	11－5－7	上屋工	
	請負者は、上屋工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、上屋工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第6節	付属設備工	第6節	付属設備工	
11－6－2	設備工	11－6－2	設備工	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
	請負者は、設備工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、設備工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第１２章	共同溝	第１２章	共同溝	
第４節	開削土工	第４節	開削土工	
12－４－１	一般事項	12－４－１	一般事項	
２．	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って布掘を行わなければならない。なお、埋設物が確認されたときは埋設物を露出させなければならない。	２．	請負者は、道路管理台帳および占用者との現地**確認**にて埋設管の位置を明確にするものとする。	内容変更
		３．	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが**確認**されている場合を除き、**建設工事公衆災害防止対策要綱**に従って埋設物の存在の有無を**確認**しなければならない。なお、埋設物が**確認**されたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	新規
12－４－２	掘削工	12－４－２	掘削工	
１．	請負者は、道路管理台帳及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	１．	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、**設計図書**に定められていない場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は監督職員と**協議**するものとする。	２．	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	内容変更
３．	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、**設計図書**に定められていない場合は監督職員に**協議**しなければならない。			削除
４．	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は監督職員と**協議**するものとする。			削除
第５節	現場打ち構築工	第５節	現場打ち構築工	
12－５－２	現場打ち躯体工	12－５－２	現場打ち躯体工	
２．	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、施工方法を監督職員に**提出**しなければならない。	２．	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、**施工計画書**に記載して監督職員に**提出**しなければならない。	内容変更
12－５－５	カラー継手工	12－５－５	カラー継手工	
	請負者は、カラー継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、カラー継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第６節	プレキャスト構築工	第６節	プレキャスト構築工	
12－６－５	可とう継手工	12－６－５	可とう継手工	
	請負者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第７節	仕上げ・上屋工	第７節	付属設備工	内容変更
12－７－２	仕上げ工	12－７－２	設備工	内容変更
	請負者は、仕上げ工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。		請負者は、設備工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第１３章	電線共同溝	第１３章	電線共同溝	
第３節	電線共同溝工	第３節	電線共同溝工	
13－３－１	一般事項	13－３－１	一般事項	
２．	請負者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
13－３－２	管路工	13－３－２	管路工	
５．	請負者は、管路工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後又は埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管又は孔について**確認**しなければならない。なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、マンドリル又はテストケーブルを用いて行う試験をいう。	５．	請負者は、管路工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後又は埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管又は孔について**確認**しなければならない。なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリルまたはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	内容変更
第４節	付帯設備工	第４節	付帯設備工	
13－４－２	ハンドホール工	13－４－２	ハンドホール工	
２．	請負者は、保護管等との接合部において、**設計図書**に示された場合を除き、セメントと砂の比が１：３の容積配合のモルタルを用いて施工しなければならない。	２．	請負者は、保護管等との接合部において、**設計図書**に示された場合を除き、セメントと砂の比が１：３の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。	内容変更
13－４－３	配管布設工			削除
	請負者は、受け・支持金具の取付けについては、ゆるみがないように強固に固定しなければならない。			削除

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		13－４－３	土留壁工（継壁）	新規
			請負者は、土留壁の施工にあたっては、保護管（多孔管）の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。	新規
第１４章	道路維持	第１４章	道路維持	
第１節	適用	第１節	適用	
４．	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について**報告**し、監督職員の**指示**によらなければならない。	４．	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第１編 1-1-48 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	内容変更
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会　アスファルト舗装要綱　（平成４年 12 月）			削除
	日本道路協会　道路橋補修便覧　（昭和 54 年１２月）		日本道路協会　道路橋補修便覧　（平成元年８月）	内容変更
第４節	舗装維持工	第４節	舗装維持工	
14－４－３	道路巡回工	14－４－３	道路巡回工	
８．	アスファルト注入材料の使用量の**確認**は、質量検収によるものとし、監督職員の**立会**のうえ行うものとする。なお、請負者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	８．	アスファルト注入材料の使用量の**確認**は、質量検収によるものとし、監督職員の**立会**のうえ行うものとする。なお、請負者は、使用する計測装置について、施工前に、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
９．	請負者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の１舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。なお、タワミ量が 0.4 ㎜以上となった箇所については、原因を調査するとともに、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	９．	請負者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。なお、タワミ量が 0.4 ㎜以上となった箇所については、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に監督職員と工法を**協議**しなければならない。	11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に**設計図書**に関して監督職員と工法を**協議**しなければならない。	内容変更
14－４－４	アスファルト舗装補修工	14－４－４	アスファルト舗装補修工	
１．	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	１．	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
4．	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、その処置方法について施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	4．	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
8．	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、監督職員と**協議**することとする。なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	8．	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**することとする。なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	内容変更
10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形又は長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形又は長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
13.	請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により**設計図書**に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。	13.	請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により**設計図書**に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第６節	構造物補修工	第６節	構造物補修工	
14－６－５	漏水補修工	14－６－５	漏水補修工	
1．	請負者は、漏水補修工の施工箇所は**設計図書**によるものとするが、**設計図書**と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に監督職員と**協議**しなければならない。	1．	請負者は、漏水補修工の施工箇所は**設計図書**によるものとするが、**設計図書**と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第８節	植栽維持工	第８節	植栽維持工	
14－８－２	材料	14－８－２	材料	
3．	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植え出しに耐えるよう移植又は、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	3．	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えうるよう移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
5．	樹木類の形状寸法は、樹高、枝張り巾、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高とする。枝張り巾は、樹木の四方面に伸長した枝の巾とし、測定方向により巾に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突出した枝は含まないものとする。幹周は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より 1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が２本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の 70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の 70%の値を幹周とする。	5．	樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高とする。枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突出した枝は含まないものとする。幹周は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より 1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が２本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の 70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の 70%の値を幹周とする。	内容変更
14－８－３	樹木・芝生管理工	14－８－３	樹木・芝生管理工	
9．	請負者は、補植、移植に使用する客土、肥料、土壌改良材については、根の回りに均一に施工しなければならない。	9．	請負者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	内容変更
13.	請負者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。	13.	請負者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。	内容変更
15.	請負者は、幹巻きする場合は、こも又はわら等を用い、わらなわ又はしゅろなわで巻き下ろさなければならない。	15.	請負者は、幹巻きする場合は、こも又はわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	内容変更
18.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は監督職員と**協議**しなければならない。	18.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
19.	請負者は、施肥の施工については、樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	19.	請負者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	内容変更
20.	請負者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。	20.	請負者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		第１５章	雪寒	新規
		第１節	適用	新規
		１．	本章は、道路工事に除雪工その他これらに類する工種について適用するものとする。	新規
		２．	本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。	新規
		３．	請負者は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。	新規
		４．	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について**報告**し、監督職員の**指示**によらなければならない。	新規
		第２節	適用すべき諸基準	新規
			請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。	新規
			日本建設機械化協会　道路除雪ハンドブック　（平成５年８月）	新規
			日本道路協会　道路維持修繕要項　（昭和 53 年７月）	新規
			日本建設機械化協会　新編防雪工学ハンドブック　（昭和 62 年３月）	新規
			日本道路協会　道路防雪便覧　（平成２年５月）	新規
			日本道路協会　舗装設計施工指針（案）　（平成 13 年 12 月）	新規
			日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説　（平成 13 年７月）	新規
		第３節	除雪工	新規
		15－３－１	一般事項	新規
		１．	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定めるものとする。	新規
		２．	除雪工においては、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項に規定する**施工計画書**の記載内容に加えて、以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項において規定している計画工程表については、記載しなくてもよいものとする。	

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（1）</td><td>情報連絡体制（氏名、職名および連絡方法）</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（2）</td><td>機械配置計画</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>3．</td><td>請負者は、除雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>4．</td><td>除雪工における作業時間帯による作業区分は、表１５－１のとおりとする。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>表１５－１　作業区分
<table><tr><th>作業区分</th><th>作業時間帯</th></tr><tr><td>昼間作業</td><td>6 時 00 分～20 時 00 分</td></tr><tr><td>夜間作業</td><td>20 時 00 分～6 時 00 分</td></tr></table></td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>5．</td><td>請負者は、異常降雪時を除き常時２車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。なお、異常降雪時においての目標は、監督職員の指示によるものとする。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>6．</td><td>請負者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>7．</td><td>請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に報告するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に提出しなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>8．</td><td>請負者は、工事期間中は毎日、作業内容および気象、道路状況について、監督職員に報告しなければならない。なお、観測および報告時間、報告方法は設計図書によらなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>9．</td><td>請負者は、施工区間の道路および道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>10.</td><td>請負者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。</td><td>新規</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>11.</td><td>請負者は、除雪工の施工については、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。</td><td>新規</td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		15－３－２	材料	新規
			請負者は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督職員に品質証明書の**確認**を受けなければならない。	新規
		15－３－３	一般除雪工	新規
			一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の**指示**によるものとする。	新規
		15－３－４	運搬除雪工	新規
		１．	運搬除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の**指示**によるものとする。	新規
		２．	請負者は、運搬除雪工における雪捨場所および雪捨場所の整理等について、現地の状況により**設計図書**に定められた雪捨場所および雪捨場所の整理等に支障がある場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。	新規
		15－３－５	凍結防止工	新規
		１．	請負者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法、散布量について、監督職員の**指示**を受けなければならない。	新規
		２．	請負者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。	新規
		３．	請負者は、散布車両により固形式の凍結防止剤を散布した場合は、作業終了時にホッパ内に固形剤を残さないようにするものとし、防錆のため水洗い乾燥をしなければならない。	新規
		４．	請負者は、凍結防止剤の保管等については、**道路除雪ハンドブック６．５．３貯蔵および積み込み**の規定によらなければならない。	新規
		５．	凍結防止剤の使用量の確認方法は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。	新規
		15－３－６	歩道除雪工	新規
		１．	歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の**指示**によるものとする。	新規
		２．	請負者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針（案）を参考とするものとする。	新規
		15－３－７	安全処理工	新規
		１．	雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督職員の指示によるものとする。また、実施時期、施工方法については、第１編第１章 1-1-5 **施工計画書**の規定に則して記載し、監督職員に**提出**しなければならない。	
		２．	請負者は、人工雪崩の施工については、**新編防雪工学ハンドブック６．１．２人工なだれによる対策**の規定によらなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		15－3－8	雪道巡回工	新規
		1.	雪道通常巡回は、**設計図書**に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。	新規
		（1）	路面状況	新規
		（2）	防雪および積雪状況	新規
		（3）	雪崩危険箇所等の状況	新規
		（4）	雪庇状況	新規
		（5）	交通状況	新規
		（6）	その他、防雪施設等の状況	新規
		2.	雪道通常巡回の実施時期は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。	新規
		3.	請負者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ**報告**し、その処置について**指示**を受けなければならない。	新規
		4.	請負者は、雪道通常巡回終了後速やかに、**設計図書**に定める様式により巡回日誌を監督職員に**提出**しなければならない。	新規
		5.	雪道緊急巡回は、監督職員の**指示**する実施時期および箇所について、監督職員の**指示**する内容の情報収集および連絡を行うものとする。	新規
		6.	雪道通常巡回および雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。なお、緊急の場合などで監督職員が**承諾**した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	新規
		15－3－9	待機補償費	新規
		1.	待機補償とは、**設計図書**または監督職員の**指示**により待機させた除雪機械の運転要員等に係わる費用について、除雪機械が不稼動の場合、待機対象の除雪機械が稼動した場合に対する請負者の損失分を補償するものであり、この損失分の補償については、**設計図書**によるものとする。	新規
		2.	待機補償における待機の期間および内容は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。	新規
		3.	請負者は、待機対象期間中、情報連絡員を除雪基地に待機させ、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる場合に備え、常時、現場代理人との連絡がとれる状態にしておかなければならない。	新規

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
		4.	請負者は、待機対象期間中、待機対象の巡回車および除雪機械の運転要員等を除雪基地で常に出動できる状態で待機させなければならない。	新規
		15－3－10	保険費	新規
			請負者は、除雪機械について**設計図書**に基づき自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。	新規
		15－3－11	除雪機械修理工	新規
		1.	請負者は、除雪機械および付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはその恐れがある場合は、監督職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。	新規
		2.	除雪機械の修理内容は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。	新規
第１５章	道路修繕	第１６章	道路修繕	項番変更
第１節	適用	第１節	適用	
5.	請負者は、工事期間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について**報告**しなければならない。	5.	請負者は、工事期間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第１編総則 1-1-48 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならなない。	内容変更
第２節	適用すべき諸基準	第２節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会　セメントコンクリート舗装要綱　（昭和 59 年２月）		日本道路協会　セメントコンクリート舗装要綱　（平成 4 年 12 月）	内容変更
			日本道路協会　舗装施工便覧　（平成 13 年 12 月）	新規
			日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説　（平成 13 年７月）	新規
			日本道路協会　舗装設計施工指針　（平成 13 年 12 月）	新規
第３節	工場製作工	第３節	工場製作工	
15－３－１	一般事項	16－３－１	一般事項	項番変更
2.	請負者は、製作に着手する前に、**施工計画書**に原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示した場合又は監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略できるものとする。	2.	請負者は、製作に着手する前に、第１編 1-1-5 **施工計画書**第１項の**施工計画書**への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略できるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
15－３－２	材料	16－３－２	材料	項番変更
15－３－３	床版補強材製作工	16－３－３	床版補強材製作工	項番変更
15－３－４	桁補強材製作工	16－３－４	桁補強材製作工	項番変更
15－３－５	ＲＣ橋脚巻立て鋼板製作工	16－３－５	ＲＣ橋脚巻立て鋼板製作工	項番変更
２．	鋼板製作	２．	鋼板製作	
（１）	請負者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、監督職員の**承諾**を受けなければならない。	（１）	請負者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を受けなければならない。	内容変更
（２）	鋼板の加工は、工場で行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（２）	鋼板の加工は、工場で行うものとする。	内容変更
（５）	請負者は、先付けの鋼板には裏あて材を点溶接し、吊り金具を取付けなければならない。			削除
３．	型鋼製作	３．	型鋼製作	
（１）	請負者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し監督職員の**承諾**を受けなければならない。	（１）	請負者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を受けなければならない。	内容変更
（２）	型鋼の加工は、工場で行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（２）	型鋼の加工は、工場で行うものとする。	内容変更
第４節	舗装修繕工	第４節	舗装修繕工	
15－４－１	一般事項	16－４－１	一般事項	項番変更
15－４－２	材料	16－４－２	材料	項番変更
１．	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤（ＭＮ-１）とし、表 15-１の規格に適合するものとする。	１．	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤（ＭＮ-１）とし、表 16-１の規格に適合するものとする。	内容変更
	表 15－１　セメント混合用アスファルト乳剤の規格		**表 16－１　セメント混合用アスファルト乳剤の規格**	項番変更
15－４－３	路面切削工	16－４－３	路面切削工	項番変更
	請負者は、路面切削前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとする。特に定めていない場合は、20m間隔とする。		請負者は、路面切削前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとする。特に定めていない場合は、20m間隔とする。	内容変更
15－４－４	舗装打換え工	16－４－４	舗装打換え工	項番変更
１．	既設舗装の撤去	１．	既設舗装の撤去	
（１）	請負者は、**設計図書**に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（１）	請負者は、**設計図書**に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（2）	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、その処置方法について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	（2）	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
2．	舗設	2．	舗設	
（1）	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、**設計図書**に示す条件で施工を行わなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（1）	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、**設計図書**に示す条件で施工を行わなければならない。	内容変更
（2）	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（2）	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。	内容変更
15－4－5	切削オーバーレイ工	16－4－5	切削オーバーレイ工	項番変更
1．	路面切削工については､第6編 14-4-3 の規定によるものとする。	1．	路面切削工については、第6編 14-4-4 アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。	内容変更
2．	切削面の整備	2．	切削面の整備	
（2）	請負者は、施工面に異常を発見した時は、その処置方法について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	（2）	請負者は、施工面に異常を発見した時は、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
15－4－6	オーバーレイ工	16－4－6	オーバーレイ工	項番変更
1．	施工面の整備	1．	施工面の整備	
（1）	請負者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとする。特に定めていない場合は 20m間隔とする。	（1）	請負者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとする。特に定めていない場合は 20m間隔とする。	内容変更
（3）	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（3）	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。	内容変更
（4）	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	（4）	請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
2．	舗設	2．	舗設	
（1）	請負者は、施行面を整備した後、第１編第３章第６節一般舗装工のうち該当する項目の規定に沿って各層の舗設を行わなければならない。ただし、交通開放時の舗装表面温度は、監督職員の**指示**による場合を除き 50℃以下としなければならない。	（1）	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は**設計図書**によるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（２）	舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（２）	舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。	新規
15－４－７	路上再生路盤工	16－４－７	路上再生路盤工	項番変更
１．	施工面の整備	１．	施工面の整備	
（３）	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	（３）	請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
２．	添加材料の使用量	２．	添加材料の使用量	
（２）	請負者は、施工に先立って**舗装試験法便覧（３－８－１）**又は**同便覧（３－８－２）に示す試験法**により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、**設計図書**に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に職員が**承諾**した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	（２）	請負者は、施工に先立って**舗装試験法便覧（３－８－１）**又は**同便覧（３－８－２）に示す試験法**により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、**設計図書**に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が**承諾**した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	内容変更
（３）	セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、**設計図書**に示す場合を除き表 15－２に示す値とするものとする。	（３）	セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、**設計図書**に示す場合を除き表 16－２に示す値とするものとする。	内容変更
	表 13－２　一軸圧縮試験基準値（養生日数７日）		**表 16－２　一軸圧縮試験基準値（養生日数７日）**	項番変更
５．	材料の準備及び破砕混合	５．	材料の準備及び破砕混合	
（２）	請負者は、施工中に異常を発見した場合には、その処置方法について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	（２）	請負者は、施工中に異常を発見した場合には、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
15－４－８	路上表層再生工	16－４－８	路上表層再生工	項番変更
１．	施工面の整備	１．	施工面の整備	
（１）	請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとする。特に定めていない場合は 20m間隔とする。	（１）	請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとする。特に定めていない場合は 20m間隔とする。	内容変更
（３）	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	（３）	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。	内容変更
（４）	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	（４）	請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
２．	室内配合	２．	室内配合	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
（1）	請負者は、リミックス方式の場合、**設計図書**に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料、表３－12 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを**確認**し、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、**設計図書**に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が**承諾**した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	（1）	請負者は、リミックス方式の場合、**設計図書**に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料、表３－12 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを**確認**し、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、**設計図書**に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が**承諾**した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	内容変更
（2）	請負者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第１編 3-6-1 一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を**確認**し、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。	（2）	請負者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第１編 3-6-1 一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を**確認**し、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
３．	現場配合	３．	現場配合	
	請負者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の１日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料、表３-12 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行い、監督職員の**承諾**を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。		請負者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の１日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料、表３-12 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第１編 3-6-2 アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	内容変更
４．	基準密度	４．	基準密度	
	請負者は、**路上表層再生工法技術指針（案）**の 7-3-2 品質管理に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。		請負者は、**路上表層再生工法技術指針（案）**の 7-3-2 品質管理に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の**承諾**を得なければならない。	内容変更
８．	交通解放温度	８．	交通解放温度	
	請負者は、監督職員の**指示**による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。		交通解放時の舗装表面温度は、監督職員の**指示**による場合を除き、50℃以下としなければならない。	内容変更
15－４－９	プレキャストＲＣ舗装版工	16－４－９	プレキャストＲＣ舗装版工	項番変更
１．	請負者は、**設計図書**に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、**設計図書**に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2．	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層のより下層に不良部分が発見された場合には、その処置方法について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層のより下層に不良部分が発見された場合には、ただちに監督職員に**報告**し、速やかに監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
15－４－10	歩道舗装修繕工	16－４－10	歩道舗装修繕工	項番変更
2．	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、施工面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
第５節	道路構造物修繕工	第５節	道路構造物修繕工	
15－５－１	一般事項	16－５－１	一般事項	項番変更
		16－５－２	作業土工（床掘り・埋戻し）	新規
			作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	新規
15－５－２	排水構造物修繕工	16－５－３	排水構造物修繕工	項番変更
1．	排水構造物修繕工のうち、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の施工については、第６編 1-8-2 側溝工の規定によるものとする。	1．	排水構造物修繕工のうち、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の施工については、第６編 1-8-3 側溝工の規定によるものとする。	内容変更
2．	排水構造物修繕工のうち、管（函）渠型側溝の施工については、第６編 1-8-3 管渠工の規定によるものとする。	2．	排水構造物修繕工のうち、管（函）渠型側溝の施工については、第６編 1-8-4 管渠工の規定によるものとする。	内容変更
3．	排水構造物修繕工のうち、集水桝、人孔、蓋の施工については、第６編 1-8-4 集水桝・マンホール工の規定によるものとする。	3．	排水構造物修繕工のうち、集水桝、人孔、蓋の施工については、第６編 1-8-5 集水桝・マンホール工の規定によるものとする。	内容変更
4．	排水構造物修繕工のうち、地下排水の施工については、第６編 1-8-5 地下排水工の規定によるものとする。	4．	排水構造物修繕工のうち、地下排水の施工については、第６編 1-8-6 地下排水工の規定によるものとする。	内容変更
5．	排水構造物修繕工のうち、現場打水路、側溝蓋、柵渠の施工については、第６編 1-8-7 現場打水路工の規定によるものとする。	5．	排水構造物修繕工のうち、現場打水路、側溝蓋、柵渠の施工については、第６編 1-8-7 現場打（組立）水路工の規定によるものとする。	内容変更
15－５－３	防護柵修繕工	16－５－４	防護柵修繕工	項番変更
15－５－４	標識修繕工	16－５－５	標識修繕工	項番変更
15－５－５	道路付属施設修繕工	16－５－６	道路付属施設修繕工	項番変更
15－５－６	作業土工（床掘り・埋戻し）			削除
	作業土工の施工については、第１編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。			
15－５－７	一般構造物修繕工	16－５－７	一般構造物修繕工	項番変更
15－５－８	石・ブロック積（張）修繕工	16－５－８	石・ブロック積（張）修繕工	項番変更
3．	石・ブロック積（張）修繕工のうち、石積（張）基礎、石積み、石張り天端コンクリートの施工については、第１編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。	3．	石・ブロック積（張）修繕工のうち、石積（張）基礎、石積み、石張り天端コンクリートの施工については、第１編 3-5-5 石張・石積工の規定によるものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
15－５－９	法面修繕工	16－５－９	法面修繕工	項番変更
５．	法面修繕工のうち、じゃかご、ふとんかごの施工については、第６編 1-4-6 プレキャスト法枠工の規定によるものとする。	５．	法面修繕工のうち、じゃかご、ふとんかごの施工については、第６編 1-4-6 かご工の規定によるものとする。	内容変更
第６節	橋梁修繕工	第６節	橋梁修繕工	
15－６－１	一般事項	16－６－１	一般事項	項番変更
１．	本節は、橋梁修繕工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、伸縮継手修繕工、支承修繕工、検査路修繕工、沓座拡幅工、耐震連結装置修繕工、排水施設修繕工、橋梁地覆・高欄修繕工、横断歩道橋修繕工、ＲＣ橋脚鋼板巻立て工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	１．	本節は、橋梁修繕工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、伸縮継手修繕工、支承修繕工、検査路修繕工、沓座拡幅工、落橋防止装置修繕工、排水施設修繕工、橋梁地覆・高欄修繕工、横断歩道橋修繕工、ＲＣ橋脚鋼板巻立て工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	内容変更
２．	請負者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、橋下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。			削除
15－６－２	材料	16－６－２	材料	項番変更
15－６－３	床版補強工（鋼板接着工法	16－６－３	床版補強工（鋼板接着工法）	項番変更
１．	請負者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、監督職員と**協議**しなければならない。	１．	請負者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
２．	請負者は、床版クラック処理については**設計図書**によらなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、床版クラック処理については**設計図書**によらなければならない。	内容変更
15－６－４	床版補強工（増桁架設工法）	16－６－４	床版補強工（増桁架設工法）	
３．	既設桁の内、増桁と接する部分は**設計図書**に規定するケレンを行なうものとする。特に定めていない場合は、監督職員の**指示**によらなければならない。	３．	既設桁の内、増桁と接する部分は**設計図書**に規定するケレンを行なうものとする。	内容変更
４．	請負者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。	４．	請負者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。	内容変更
11.	請負者は、クラック注入延長及び注入量については、監督職員**協議**するものとする。	11.	請負者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**するものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
15－６－５	床版増厚補強工	16－６－５	床版増厚補強工	項番変更
１．	請負者は、舗装版撤去の施工については第６編 15-4-3 路面切削工及び第６節 15-4-9 プレキャスト RC 舗装版工の規定によるものとする。	１．	請負者は、舗装版撤去の施工については第６編 16-4-3 路面切削工及び第６節 16-4-9 プレキャスト RC 舗装版工の規定によるものとする。	内容変更
３．	請負者は、床版クラック処理については**設計図書**によらなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。	３．	請負者は、床版クラック処理については**設計図書**によらなければならない。	内容変更
４．	請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しければならない。また、床版の接合面のはく離部は、**設計図書**に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	４．	請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しければならない。また、床版の接合面のはく離部は、**設計図書**に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	内容変更
15－６－６	床版取替工	16－６－６	床版取替工	項番変更
１．	請負者は、舗装版撤去の施工については第６編 14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。	１．	請負者は、舗装版撤去の施工については第６編 16-4-3 路面切削工の規定によるものとする。	内容変更
２．	請負者は、増桁架設の施工については第６編 14-6-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。	２．	請負者は、増桁架設の施工については第６編 16-6-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。	内容変更
７．	橋梁用高欄付けについては第６編 15-6-15 橋梁地覆・高欄修繕工の規定によるものとする。	７．	橋梁用高欄付けについては第６編 16-6-15 橋梁地覆・高欄修繕工の規定によるものとする。	内容変更
15－６－７	鋼桁補強工	16－６－７	鋼桁補強工	項番変更
２．	現場溶接については、第６編 4-4-10 現場継手工の規定によるものとする。	２．	現場溶接については、第６編第４章第４節 4-4-10 現場継手工の規定によるものとする。	内容変更
15－６－８	伸縮継手修繕工	16－６－８	伸縮継手修繕工	項番変更
15－６－９	鋼橋支承修繕工	16－６－９	鋼橋支承修繕工	項番変更
２．	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し、監督職員に**提出**するとともに**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の応力検討及びジャッキアップによる応力集中等の検討を行い監督職員に**提出**しなければならない。	３．	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	内容変更
15－６－10	ＰＣ橋支承修繕工	16－６－10	ＰＣ橋支承修繕工	
２．	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し監督職員と**協議**しなければならない。	２．	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し、監督職員に**提出**するとともに**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
３．	請負者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の応力検討及びジャッキアップによる応力集中等の検討を行い、監督職員に**提出**しなければならない。	３．	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	内容変更
15－６－11	検査路修繕工	16－６－11	検査路修繕工	項番変更
15－６－12	沓座拡幅工	16－６－12	沓座拡幅工	項番変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
3．	鋼製沓座設置については、**設計図書**によるものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**すること。	3．	鋼製沓座設置については、**設計図書**によるものとする。	内容変更
15－６－13	耐震連結装置修繕工	16－６－13	落橋防止装置修繕工	項番変更
1．	耐震連結装置の制作については、第６編 4-3-6 鋼製耐震連結装置製作工の規定によるものとする。	1．	落橋防止装置の制作については、第６編 4-3-6 鋼製耐震連結装置製作工の規定によるものとする。	内容変更
2．	既設耐震連結装置の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	2．	既設落橋防止装置の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	内容変更
3．	耐震連結装置の取付けは、第６編 5-8-3 耐震連結装置工の規定によるものとする。	3．	落橋防止装置の取付けは、第６編 5-8-3 落橋防止装置工の規定によるものとする。	内容変更
15－６－14	排水施設修繕工	16－６－14	排水施設修繕工	項番変更
15－６－15	橋梁地覆・高欄修繕工	16－６－15	橋梁地覆・高欄修繕工	項番変更
15－６－16	横断歩道橋修繕工	16－６－16	横断歩道橋修繕工	項番変更
15－６－17	ＲＣ橋脚鋼板巻立て工（エポキシ系樹脂）	16－６－17	橋脚鋼板巻立て工（エポキシ系樹脂）	項番変更
	補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、監督職員と協議するものとする。		補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に監督職員と**設計図書**に関して協議するものとする。	内容変更
16－６－18	ＲＣ橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル）	16－６－18	橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル）	
2．	請負者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督職員と**協議**するものとする。	2．	請負者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**するものとする。	内容変更
4．	請負者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に監督職員と**協議**しなければならない。	4．	請負者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
5．	請負者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸収されるのを防ぐため、柱の表面に吸収防止材（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。	5．	請負者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸収されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止材（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。	内容変更
6．	請負者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、坑内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、対処方法を検討のうえ、監督職員と**協議**しなければならない。	6．	請負者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、坑内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	内容変更
7．	請負者は、アンカー孔及び注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は監督職員と**協議**しなければならない。	7．	請負者は、アンカー孔及び注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
13.	フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとすが、これによりがたい場合は監督職員と**協議**するものとする。	13.	フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。	内容変更
24.	請負者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に監督職員と**協議**しなければならない。	24.	請負者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更

<table>
<tr><th colspan="2">現　行</th><th colspan="2">改　正</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>編章節条</td><td>条文</td><td>編章節条</td><td>条文</td><td></td></tr>
<tr><td>28.</td><td>請負者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、養生シートや板囲い等の対策を行い近隣への影響が最小限となるように配慮するものとする。なお、環境対策のために工法の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</td><td>28.</td><td>請負者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第１編第１章総則 1-1-35 環境対策の規定によるものとする。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>29.</td><td>請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表 15－3 により実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</td><td>29.</td><td>請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表 16－3 により実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td>表 15－3　現場溶接部の試験・検査基準</td><td></td><td>表 16－3　現場溶接部の試験・検査基準</td><td>項番変更</td></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値（評価基準）</th><th>検査基準</th></tr>
<tr><td>外観検査</td><td></td><td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td><td>検査は全溶接箇所を対象とする</td></tr>
<tr><td>超音波探傷試験</td><td>JIS Z 3060-1994</td><td>JIS Z 3060 に規定するM検出とレベル３類以上</td><td>重要部位は当該溶接延長の 10％以上、一般部位は同じく５％以上の抜取りによる検査を行う。１箇所当りの検査長は 30cm 以上とする</td></tr>
<tr><td>浸透探傷試験</td><td>JIS Z 2343</td><td>ビード部分に“われ”がないこと</td><td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする</td></tr>
</table>
</td><td></td><td>
<table>
<tr><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値（評価基準）</th><th>検査基準</th></tr>
<tr><td>外観検査</td><td></td><td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td><td>検査は全溶接箇所を対象とする</td></tr>
<tr><td>超音波探傷試験</td><td>JIS Z 3060-1994</td><td>JIS Z 3060 に規定するM検出とレベル３類以上</td><td>重要部位は当該溶接延長の 10％以上、一般部位は同じく５％以上の抜取りによる検査を行う。１箇所当りの検査長は 30cm 以上とする</td></tr>
<tr><td>浸透探傷試験</td><td>JIS Z 2343</td><td>ビード部分に“われ”がないこと</td><td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>31.</td><td>表 15－3 の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処遇については、監督職員と協議するものとする。</td><td>31.</td><td>表 16－3 の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処遇については、監督職員と設計図書に関して協議するものとする。</td><td>内容変更</td></tr>
<tr><td>第７節</td><td>現場塗装工</td><td>第７節</td><td>現場塗装工</td><td></td></tr>
<tr><td>15－７－１</td><td>一般事項</td><td>16－７－１</td><td>一般事項</td><td>項番変更</td></tr>
<tr><td>15－７－２</td><td>材料</td><td>16－７－２</td><td>材料</td><td>項番変更</td></tr>
<tr><td>15－７－３</td><td>橋梁現場塗装工</td><td>16－７－３</td><td>橋梁現場塗装工</td><td>項番変更</td></tr>
<tr><td></td><td>表 13－４</td><td></td><td>表 16－４</td><td>項番変更</td></tr>
<tr><td></td><td>表 13－５</td><td></td><td>表 16－５</td><td>項番変更</td></tr>
</table>

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
2．	請負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は塩分測定を行わなければならない。測定結果は、塩分付着量が NaCl 100mg/㎡ 以上となった場合は、処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	2．	請負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は塩分測定を行わなければならない。測定結果は、塩分付着量が NaCl 100mg/㎡ 以上となった場合は、処置方法について監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	内容変更
4．	中塗り、上塗りの施工については、第６編 4-5-3 現場塗装工の規定によるものとする。	4．	付属物塗装の施工については、第６編 16-7-3 橋梁現場塗装工事の規定によるものとする。	内容変更
15－７－４	付属物塗装工	16－７－４	付属物塗装工	項番変更
	付属物塗装工の施工については、第６編 14-7-3 橋梁現場塗装工の規定によるものとする。		付属物塗装工の施工については、第６編 16-7-3 橋梁現場塗装工の規定によるものとする。	内容変更
15－７－５	張紙防止塗装工	16－７－５	張紙防止塗装工	項番変更
1．	素地調整については、第６編 15-7-3 橋梁現場塗装工の規定によるものとする。	1．	素地調整については、第６編 16-7-3 橋梁現場塗装工の規定によるものとする。	内容変更
2．	請負者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、**設計図書**によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の**指示**によるものとする。	2．	請負者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、**設計図書**によらなければならない。	内容変更
3．	請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、**設計図書**によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の**指示**によるものとする。	3．	請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、**設計図書**によらなければならない。	内容変更
15－７－６	コンクリート面塗装工	16－７－６	コンクリート面塗装工	項番変更
第８節	トンネル修繕工	第８節	トンネル修繕工	
15－８－１	一般事項	16－８－１	一般事項	項番変更
2．	請負者は、トンネル内の作業については、一酸化炭素濃度等作業環境に注意をして施工しなければならない。			削除
3．	請負者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	2．	請負者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	項番変更
4．	請負者は、トンネル修繕箇所に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。	3．	請負者は、トンネル修繕箇所に異常を発見したときは、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。	項番変更 内容変更
15－８－２	材料	16－８－２	材料	項番変更
15－８－３	内装板修繕工	16－８－３	内装板修繕工	項番変更
15－８－４	裏込注入工	16－８－４	裏込注入工	
2．	請負者は、グラウトパイプの配置については、監督職員の**承諾**を受けるものとする。	2．	請負者は、グラウトパイプの配置については、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を受けるものとする。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第７編	港湾編	第７編	港湾編	
	港湾関係工事において、国土交通省所管の港湾工事（海上に係わる工事）にあっては、「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集の最新版を準用する。		港湾関係工事において、国土交通省所管の港湾工事（海上に係わる工事）にあっては、「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集の最新版を準用する。 ただし、「１章　総則」については福井市土木工事共通仕様書の「第１編　共通編第１章　総則」を適用する。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第８編	農地編	第８編	農地編	全面改正
第１章	施工共通	第１章	ほ場整備工事	
第１節	通則	第１節	通則	
第２節	土工	第２節	一般事項	
第３節	基礎工	第３節	整地工	
第４節	コンクリートブロック積（張）工及び石積（張）工	第４節	用水路工（開水路）	
第５節	コンクリート構造物工	第５節	用水路工（管水路）	
第６節	セメント類吹付け工	第６節	排水路工	
第７節	鉄線かご工	第７節	道路工	
第８節	芝付工	第２章	農用地造成工事	
第９節	植生吹付工	第１節	通則	
第１０節	安全施設工	第２節	一般事項	
第１１節	境界杭工	第３節	基盤工	
第１２節	薬液注入工	第４節	法面工	
第１３節	防食対策工	第５節	畑面工	
第２章	ほ場整備工	第６節	道路工	
第１節	通則	第７節	排水路工	
第２節	整地工	第８節	ほ場内沈砂地工	
第３節	進入路工	第９節	防災施設工	
第４節	暗渠排水工	第３章	農道工事	
第５節	用・排水路工	第１節	通則	
第６節	道路工	第２節	一般事項	
第７節	その他	第４章	水路トンネル工事	
第３章	農用地造成工	第１節	通則	
第１節	通則	第２節	一般事項	
第２節	伐開工	第５章	水路工事	
第３節	暗渠排水工	第１節	通則	
第４節	農用地造成工	第２節	一般事項	
第５節	その他	第３節	土工	
第４章	農道工事	第４節	構造物撤去工	
第１節	通則	第５節	基礎工	
第２節	道路土工	第６節	開渠工	
第３節	地盤改良工	第７節	暗渠工	
第４節	落石防護工	第８節	分水工	
第５節	舗装工	第９節	落差工	
第５章	水路工事	第１０節	水路付帯工	
第１節	適用	第１１節	擁壁工	
第２節	開水路	第１２節	法面工	
第３節	土工	第１３節	耕地復旧工	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第４節	コンクリート打設	第１４節	道路復旧工	全面改正
第５節	漏水試験	第１５節	水路復旧工	
第６章	管類布設工	第６章	河川および排水路工事	
第１節	適用	第１節	通則	
第２節	運搬及び保管	第２節	一般事項	
第３節	掘削工	第３節	土工	
第４節	基礎工	第４節	構造物撤去工	
第５節	布設接合工	第５節	矢板護岸工	
第６節	埋戻し	第６節	法覆護岸工	
第７節	通水試験	第７節	根固め工	
第７章	フィルダム	第８節	柵渠工	
第１節	通則	第９節	合流工	
第２節	基礎掘削工	第１０節	水路付帯工	
第３節	盛立工	第１１節	擁壁工	
第４節	コンクリート工	第１２節	法面工	
第５節	観測計器工	第１３節	耕地復旧工	
第６節	仮排水路閉塞工	第１４節	道路復旧工	
第７節	排水及び雨水等の処理	第１５節	水路復旧工	
第８章	重力式コンクリートダム	第７章	管水路工事	
第１節	通則	第１節	通則	
第２節	基礎掘削工	第２節	一般事項	
第３節	ダムコンクリート工	第３節	土工	
第４節	型枠	第４節	構造物撤去工	
第５節	表面仕上げ工	第５節	管体基礎工	
第６節	埋設物設置	第６節	管体工	
第７節	パイプクーリング工	第７節	分水弁室工	
第８節	プレクーリング	第８節	排泥弁室工	
第９節	継目グラウチング	第９節	空気弁室工	
第１０節	閉塞コンクリート	第１０節	流量計室工	
第１１節	排水及び雨水等の処理	第１１節	制水弁室工	
第９章	ダム基礎グラウチング工事	第１２節	減圧水槽工	
第１節	通則	第１３節	スラストブロック工	
第２節	ボーリング工	第１４節	付帯工	
第３節	グラウチング工事	第１５節	法面工	
第１０章	用排水機場工	第１６節	耕地復旧工	
第１節	通則	第１７節	道路復旧工	
第２節	仮設備工	第１８節	水路復旧工	
第３節	仮排水路	第８章	畑かん施設工事	
第４節	機場工	第１節	通則	

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第５節	樋管及び樋門工	第２節	末端工	全面改正
第６節	上屋建築工	第９章	フィルダム工事	
第１１章	頭首工	第１節	通則	
第１節	通則	第２節	一般事項	
第２節	仮設備工	第１０章	コンクリートダム工事	
第３節	排水路	第１節	通則	
第４節	土工	第２節	一般事項	
第５節	基礎工	第１１章	頭首工工事	
第６節	コンクリート工	第１節	通則	
第７節	護床工	第２節	一般事項	
第８節	既設構造物の撤去、復旧工	第１２章	機場下部工事	
第９節	施設機械設備工	第１節	通則	
第１２章	施設機械設備及び電気通信設備	第２節	一般事項	
第１節	通則	第１３章	地すべり防止工事	
第２節	共通設備工	第１節	通則	
第３節	用排水設備製作工	第２節	一般事項	
第４節	用排水設備据付工	第１４章	ＰＣタンク工事	
第５節	水門扉設備製作工	第１節	通則	
第６節	水門扉設備据付工	第２節	一般事項	
第７節	除塵設備製作工	第３節	土工	
第８節	除塵設備据付工	第４節	床板工	
第９節	鋼橋製作工	第５節	側壁工	
第１０節	鋼橋架設工	第６節	ＰＣ工	
第１１節	水管橋製作工	第７節	歩廊工	
第１２節	水管橋架設工	第１５章	ため池改修工事	
第１３節	電気通信設備製作工	第１節	通則	
第１４節	電気通信設備据付工	第２節	一般事項	
		第３節	堤体工	
		第４節	地盤改良工	
		第５節	洪水吐工	
		第６節	取水施設工	
		第７節	浚渫工	
		第８節	屋根工	
		第９節	付帯設備工	
		第１０節	管体工	
		第１１節	舗装工	
		第１６章	施設機械工事	
		第１節	通則	

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第９編	**公園編**	**第９編**	**公園編**	
		総則	公園工事については、「公園緑地工事共通仕様書（案）」国土交通省都市・地域整備局公園緑地課編集の最新版を準用するものとする。文中、国土交通省土木工事共通仕様書と記載されている部分は、福井市土木工事共通仕様書と読み替えるものとする。	改訂
第１章	基盤整備			削除
第２章	植栽			削除
第３章	施設整備			削除
第４章	グラウンド・コート整備			削除
第５章	自然育成			削除

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第１０編	下水道編	第１０編	下水道編	
第１章	管路	第１章	管路	
第３節	管きょ工（開削）	第３節	管きょ工（開削）	
１－３－３	管路土工	１－３－３	管路土工	
		３．	請負者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の起因する事業損失が懸念される場合は、**設計図書**に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	追加
		４．	請負者は掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。	追加
１－３－４	管布設工	１－３－４	管布設工	
８（９）		８（９）	圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。 　また、水圧試験時に継手より漏水した場合、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。	追加
14（８）		14（８）	請負者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合は、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。	追加
１－３－７	管路土留工	１－３－７	管路土留工	
６．		６．	請負者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。	追加
１－３－10	補助地盤改良工	１－３－10	補助地盤改工	
６．		６．	請負者は、「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	追加
１－３－12	地下水低下工	Ｉ－３－12	地下水低下工	
６．		６．	請負者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。	追加
７．		７．	請負者は、工事により発生する濁水を関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。	追加
１－４－３	小口径推進工	１－４－３	小口径推進工	
28.	請負者は、建設残土、泥水及び泥土処分にする場合、関係法令等に従い処分しなければならない。	28.	請負者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用または再生利用を図るものとする。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
１－５－３	推進工	１－５－３	推進工	
41.	請負者は、建設残土、泥水及び泥土処分にする場合、関係法令等に従い処分しなければならない。	41.	請負者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用または再生利用を図るものとする。	内容変更
１－６－３	一次覆工	１－10－４	一次覆工	
32.	請負者は、建設残土、泥水及び泥土処分にする場合、関係法令等に従い処分しなければならない。	32	請負者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用または再生利用を図るものとする。	内容変更
１－９－４	ます設置工	１－９－４	ます設置工	
		３．	請負者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き、宅地地盤高などを調査し、自治体が定める排水管の内径及び勾配を考慮しなければならない。	追加
１－11－５	舗装復旧工	１－11－５	舗装復旧工	
		１．（５）	請負者は、路面復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示等を原形に復旧しなければならない。	追加
１－12－７	地中連続壁工	１－12－７	地中連続壁工	
４．	請負者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。	４．	請負者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。また、掘削底面は平坦となるようにしなければならない。	内容変更

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
２－３－１	一般事項	２－３－１.	一般事項	
９.	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受け入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により監督職員の**承諾**を得なければならない。	９.	請負者は、発生土処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力、再利用又は再生利用を図るものとする。	内容変更
10.	建設発生土受入れ地については、請負者は、建設発生土受入れごとの特定条件に応じて施工しなければならない。			削除
２－５－５	固結工	２－５－５	固結工	
		６.	請負者は、「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	追加
２－６－２	掘削工	２－６－２	掘削工	
		12.	請負者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	追加
２－８－３	直接基礎工（改良）	２－８－３	直接基礎工（改良）	
		７.	請負者は生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は１ｍ程度空打ちし、砂又は粘土で埋戻さなければならない。	追加
		８.	請負者は、「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	追加
２－８－22	付属物工	付属物工		
		１.（８）	整流壁	追加
２－９－３	作業土工	２－９－３	作業土工	
		３.	請負者は、構造物及び埋設物に近接して掘削するにあたり、周辺地盤の緩み、沈下等の防止に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と協議のうえ防護措置を行わなければならない。	追加
18.	請負者は、発生土処分にあたり、特に処分場を指定した場合は、その指定した場所の指示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。	18.	請負者は、発生土処分にあたり、特に処分場を指定した場合は、その指定した場所の指示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力、再利用又は再生利用を図るものとする。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第 11 編	**漁港編**	**第７編**	**漁港漁場編**	
	漁港関係工事において、農林水産省所管の漁港工事にあっては、第３編海岸編を準用する。		漁港漁場関係工事において、水産庁所管の漁港漁場工事（海上に係わる工事）にあっては、「漁港漁場関係工事共通仕様書」水産庁漁港漁場整備部整備課編集の最新版を準用する。 また、上記仕様書の「２章　施工管理」２－４　施工環境監理者、２－９　環境保全事項の規定についても準用する。 ただし、「１章　総則」については、福井市土木工事共通仕様書「第１編　共通編　第１章　総則」を適用する。	内容変更

福井市土木工事共通仕様書改正対照表

現　行		改　正		備　考
編章節条	条文	編章節条	条文	
第１２編	上水道編	第１２編	上水道編	
１章	管布設工事	１章	管布設工事	変更なし
２章	さく井工事	２章	さく井工事	変更なし
		３章	機械・電気設備工事	新規
		４章	材料	新規
		５章	施工一般	新規
		６章	機械設備工事標準仕様書	新規
		７章	機械設備機器標準仕様書	新規
		８章	電気設備工事標準仕様書	新規
		９章	電気設備機器標準仕様書	新規